

写

令和 5 年

# 大竹市議会定例会(第5回)会議録

大 竹 市 議 会

令和5年12月大竹市議会定例会（第5回）会議録目次

11月30日開会

12月14日閉会

◎第1日（11月30日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	9
日程第 2 会期決定について	-----	9
日程第 3 一般質問	-----	9
延会	-----	71

◎第2日（12月1日）

議事日程	-----	73
会議に付した事件	-----	74
出席議員	-----	74
欠席議員	-----	74
説明のため出席した者	-----	74
出席した事務局職員	-----	75
開議	-----	76
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	76
日程第 2 報告第 8 号	-----	76
日程第 3 議案第 6 7 号		
	）（一括）	-----77
日程第 5 議案第 7 2 号		
日程第 6 議案第 6 8 号		
	）（一括）	-----79
日程第 7 議案第 8 8 号		

日程第 8	議案第 69 号		
	)	(一括)	-----80
日程第 11	議案第 76 号		
日程第 12	議案第 77 号		-----82
日程第 13	議案第 74 号		
	)	(一括)	-----83
日程第 15	議案第 80 号		
日程第 16	議案第 78 号		
	)	(一括)	-----84
日程第 17	議案第 79 号		
日程第 18	議案第 81 号		-----85
日程第 19	議案第 82 号		
	)	(一括)	-----86
日程第 24	議案第 87 号		
日程第 25	令和 5 年陳情第 3 号		-----89
散 会			-----90

◎第 3 日 (12 月 14 日)

議 事 日 程			-----93
会議に付した事件			-----94
出 席 議 員			-----95
欠 席 議 員			-----95
説明のため出席した者			-----95
出席した事務局職員			-----95
開議			-----96
日程第 1	会議録署名議員の指名		-----96
日程第 2	認第 7 号		
	)	(一括)	-----96
日程第 9	認第 14 号		
日程第 10	令和 5 年決議案第 4 号		-----102
日程第 11	議案第 69 号		
	)	(一括)	-----103
日程第 18	議案第 85 号		
日程第 19	議案第 77 号		-----108
日程第 20	議案第 68 号		
	)	(一括)	-----109
日程第 31	議案第 88 号		
日程第 32	令和 5 年陳情第 3 号		-----113

日程第 3 3	議案第 8 9 号	-----	120
日程第 3 4	議案第 9 0 号	-----	121
日程第 3 5	議案第 9 1 号		
	)	(一括) -----	122
日程第 3 7	議案第 9 3 号		
追加日程第 1	議案第 9 0 号		
	)	(一括) -----	124
追加日程第 2	議案第 9 1 号		
追加日程第 3	議案第 9 2 号		
	)	(一括) -----	126
追加日程第 4	議案第 9 3 号		
日程第 3 8	議員派遣について	-----	127
閉 会		-----	128

令和5年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和5年11月30日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 8号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）	報 告
第 5	議案第67号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括） 総務文教付託
第 6	議案第71号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	
第 7	議案第72号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 8	議案第68号	大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	生活環境付託 （一 括）
第 9	議案第88号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	
第10	議案第69号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第11	議案第70号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第12	議案第73号	大竹市産業振興奨励条例の一部改正について	
第13	議案第76号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	総務文教付託
第14	議案第77号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第15	議案第74号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第16	議案第75号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第17	議案第80号	財産の無償貸付けについて	生活環境付託
第18	議案第78号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	生活環境付託 （一 括）
第19	議案第79号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	

第 2 0	議案第 8 1 号	市道路線の認定について	生活環境付託
第 2 1	議案第 8 2 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号)	総務文教付託
第 2 2	議案第 8 3 号	令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	生活環境付託
第 2 3	議案第 8 4 号	令和 5 年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)	生活環境付託 (一 括)
第 2 4	議案第 8 5 号	令和 5 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算 (第 1 号)	総務文教付託
第 2 5	議案第 8 6 号	令和 5 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	生活環境付託
第 2 6	議案第 8 7 号	令和 5 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	生活環境付託
第 3 2	令和 5 年請願第 3 号	消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員 ( 1 5 人 )

1 番	北 地 範 久	2 番	中 野 友 博
3 番	豊 川 和 也	4 番	山 代 英 資
5 番	岡 和 明	6 番	小 出 哲 義
7 番	末 広 天 佑	8 番	藤 川 和 弘
9 番	中 川 智 之	1 0 番	小 田 上 尚 典
1 1 番	西 村 一 啓	1 2 番	山 崎 年 一
1 3 番	日 域 究	1 4 番	細 川 雅 子
1 5 番	寺 岡 公 章		

○欠席議員 ( なし )

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副 市	長	太 田 勲 男
教 育	長	小 西 啓 二
総 務 部	長	佐 伯 和 規
市 民 生 活 部	長	中 村 一 誠
健康福祉部長兼福祉事務所長		三 原 尚 美
建 設 部	長	山 本 茂 広
建設部地籍調査担当部長		小 田 健 治
上 下 水 道 局	長	古 賀 正 則

消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
自 治 振 興 課 長  
市 民 税 務 課 長  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
生 涯 学 習 課 長

小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
前 田 新 吾  
岡 崎 研 二  
吉 村 隆 宏  
建 石 尚 男  
廻 本 実  
山 田 浩 史  
川 村 恭 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

山 田 智 徳  
北 修 治

## 会期決定について

令和5年12月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。	
令和5年11月30日提出	大竹市議会議長 北地 範久
自 令和5年11月30日	15日間
至 令和5年12月14日	

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
11. 30	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>
12. 1	金	予備日		
2	土	休 会		
3	日			
4	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
5	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
6	水		基地周辺対策特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
7	木			
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木		本会議	



令和5年12月大竹市議会定例会(第5回)

一般質問通告表

1

7番 末 広 天 佑 議員

質問方式：一問一答

**インボイス施行後の対応について**

インボイス施行後、既に事務の手間が多く増えており、税理士も大きな問題として捉えている。国も施行前から周知に力を入れているが、いまだに何のことか分からず質問をされる方も多いのが現状である。

特に一人親方の多い本市において、ほっておくことのできない問題になりつつある。そのような状況下で本市の働き手を維持するためには国の施策を待たずに自治体の状況に合わせた早めの対応が必要となる。本市の今後の方針について伺う。

- ①本市における周知の方法や実績。
- ②適格請求書発行事業者件数などの状況把握。
- ③特に一人親方の多い建設業者の状況把握や情報の周知。
- ④今後の方針。

2

5番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

**大竹駅伝の存続について**

始まりが本市の市制施行前にさかのぼり、今年1月に第70回を迎えようとしていた大竹駅伝が突如中止され、十分な論議もないうちに廃止されかかっている問題について、この間、駅伝存続を望む市民の声を多数耳にしました。

9月定例会で一般質問し、その中で未来の本市に駅伝をつなぐために開催容易な晴海地区の新コースを提案しましたが、教育長職務代理者から交通渋滞の予想などを理由にコースとして使用しない旨の答弁がありました。

しかし、私が提案した新コースは渋滞の発生が極めて考えにくいものであり、答弁者がコースを誤認したと思わざるをえません。また、堤防上のコースに安全面の懸念があるとされたことも、現在、その堤防道路が全ての人に開放され、幼児までもが普通に利用していることを考えれば、駅伝にのみ危険であるとする主張は納得できません。

新コースについて再度丁寧に説明させていただくとともに、駅伝廃止により本市が失う文化発信手段の大きさについても認識をお尋ねします。まとめますと下記2点についてのお尋ねとなります。

- ①新コースを正確に認識していただいた上でのお考え。
- ②伝統豊かな駅伝という文化発信手段を本市が失うことについてのお考え。

3

8番 藤 川 和 弘 議員

質問方式：一問一答

**素通りのまちから立ち寄るまちにするために、マロンの里交流館について問う**

レストラン三倉が休業してから約8カ月、進捗状況を問う。

マロンの里交流館が完成して24年、傷みも出てきていると聞いている。エアコンが壊れているとか、数カ所の雨漏り、レストラン三倉の隣にあるテラスもかなり古くなっており、車椅子の出入りも難しい。そろそろ大規模改修をする時期に来ていると思うのですが、市のお考えを問う。

**素通りのまちから立ち寄るまちにするために、晴海臨海公園第三期整備及び晴海臨海公園多目的グラウンドの整備について問う**

8月に多目的グラウンドや球技場を利用しているスポーツ団体に対しての説明会をされているが、その内容及び市の考えを問う。

4

3番 豊川和也 議員

質問方式：一問一答

**大竹市による選挙の投票率向上への取り組みについて**

前回の大竹市市議会議員選挙の投票率が43.77%、前々回の選挙が無投票に終わりました。20年前と比べ投票率の低下が目立ちます。本市におきまして将来的な投票率向上へ向けた取り組み（ショッピングセンターでの投票できる仕組み）等の考えを問います。

**大竹市における施設や公園の命名権（ネーミングライツ）の活用**

大竹市の総合市民会館、図書館、晴海臨海公園などの施設に企業から公募し命名権（ネーミングライツ）を導入されるお考えについて問います。

**大竹市の庁舎前広場における利用について**

現在の庁舎前広場におきましては市民の憩いの場ですが、利用状況などが確認されず年々寂れていく一方。このままでは整備の維持費などがかさんでいくので庁舎前広場のあり方、今後の利用方法について問います。

5

2番 中野友博 議員

質問方式：一問一答

**大竹市公式インスタグラムを導入しませんか**

I C T総研が発表した2022年度SNS利用動向に関する調査によると、日本のSNS利用者は8,270万人となり、国内ネットユーザー推定人数とされる1億78万人に対して80.2%になります。民間企業・個人だけではなく、地方自治体も積極的にSNSを導入し、本市でもFacebookを活用し、広く情報発信を行っています。

しかし、SNSが広く普及し、利用者も増加することで、新たな媒体が次々に生まれ、一個人が複数媒体を利用している状況となっております。Facebookにおける主なSNSの利用率を見てみると、2016年には36.2%だったのに対し、2022年には24.6%に減少しています。

そこで、大竹市まちづくり基本計画実施計画にある広報事業の取組の方針に「時代に合わせた効果的な情報発信を行うことで、大竹市の魅力発信と知名度の向上に取り組みます」との記載があるよう、本市でも時代に合わせた広報媒体の選定が必要だと考えます。

以上の点を踏まえ下記内容についてお伺いさせていただきます。

①Facebook運用の目的、目標は何か。

- ② F a c e b o o k 投稿に関する検証・改善はどのように行われていますか。
- ③ 投稿内容に関する情報収集、各課との連携はどのように行われていますか。
- ④ 第 1 期大竹市まちづくり基本計画実施計画にある、令和 5 年度の広報事業に関する取組内容について、「新たな情報発信媒体も含めて情報発信の強化・情報の充実化・多様化を進めます」と記載がありますが、新たな情報発信媒体について、現時点での見解を教えてください。
- ⑤ F a c e b o o k と連動させることで、投稿に関する仕事量を増やさず、情報発信の強化につながるインスタグラムの導入について検討の余地はありますか。

6

13 番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

### 国土調査を成功させるために最も大切である、土地存在の確認について伺う

国土調査をして、土地と登記簿と公図が一致したすばらしい自治体がある一方で、大竹市は、ずさんな国土調査を実施して厄介なことになったとも言えます。そもそも市民の理解ある協力なくして国土調査はできません。その基本は土地の現地確認と境界確定ですが、境界を決めるのは地権者の合意であって、市職員の判断ではありません。先頭に立つのは確かに市役所なのですが、あくまでも市職員は黒子です。再度の国土調査の成功を期すためにも、その基本になる土地の存在確認の手法について、大竹市公有財産管理規則も交えて伺います。

### 公費を投入しての、公共交通のあり方について

公共交通にはそれぞれに必然性が存在します。こいこいバスは大竹市のシンボルとしての幹線交通であり、坂上線は大竹市と岩国市美和町を連結するバス路線です。また、阿多田フェリーは離島と本土を結ぶ航路であり、これなくして島の生活は困難です。栗谷・松ケ原の山間部も市街地から離れていて一定の支援は絶対に必要。しかし、それ以外のいわゆる支線交通は、いずれも都市計画区域内であり、どちらかと言えば便利な場所。市内には同様の地域は幾らもあり、バランスを欠いてはいません。

7

6 番 小 出 哲 義 議員

質問方式：一問一答

### 空き家問題として現れる、地方都市が抱える根源的問題の解決に向けて

人口減少、少子高齢化、核家族化、地方から都市部への人口の流出、遺産相続の停滞等、空き家が増加する原因は、地方都市が抱える構造的問題と考えられ、空き家対策は単に老朽化した周囲に危険を及ぼす特定空き家の対処だけでは限界があるとの判断から、国は、空家等対策の推進に関する特別措置法を一部改正しました。空き家の利活用と管理の確保を重点課題に加えたものとなっています。また、民法や不動産登記法も改正され、国の本気度がうかがえます。そのような動きの中、大竹市も大竹市空家等対策の第 2 期計画を策定中であると思いますが、国が示す、空き家の利活用と、管理の確保を大竹市ではいかに実現していくかを伺います。

また、空き家増加の原因の 1 つである固定資産税の住宅用地特例の、みなし延長について伺います。

8

11番 西村一啓 議員

質問方式：一問一答

**市内の道路網について、本市の対応や改修工事の予定や計画はどのように考えているのか。街路整備計画の今後の見込を伺う。また、現状の土木課の予算では今後の取り組みについて十分に市民の要望に応えられるのかを伺う。**

市内の道路環境が整備不足との声が多く聞かれるが、次の4点について伺う。

- ①幹線道につながる支線の整備について。
- ②市内の道路で高齢者が通行しがたい歩道や路側帯の表示が薄く歩車区分が分かりづらい箇所の対策について。
- ③子どもたちの通学路に指定されている道路の安全について。
- ④農業用水路と道路の境界の転落防止柵が不十分であるが、その対策について。

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のため、50分を目安に休憩を設けたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から御挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案いたします議案について申し上げますと、専決処分の報告についてをはじめ、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、条例の制定及び一部改正について、指定管理者の指定について、財産の無償貸付けについて、市道路線の認定について、令和5年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて23案件でございます。

これらの議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、慎重に御審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（北地範久） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合も、1回目の質問は一括方式で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打といたします。質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

7番、末広天佑議員。

〔7番 末広天佑議員 登壇〕

○7番（末広天佑） 政啓クラブ、末広です。トップバッターよろしくお願いします。

すみません、質問の前にまず謝罪いたします。このインボイス施行後の対応について質問させていただくんですが、この制度がどれだけ大変か説明するのに、ちょっとお時間がかかると思います。

例外みたいなパターンを含めて説明するとごちゃごちゃするため、内容について分かりやすいよう、実際の制度とは若干ニュアンスを変えている部分があったり、細かいところまで言うところとちょっと違うよという部分もございますので、御了承いただければと思います。いろいろまとめてたら5,000字を超えてきたので、ちょっと時間がかかると思います。申し訳ございません。

10月1日からインボイス制度が施行されました。この制度は、施行前からいろいろと話題になっており、業界からは廃止の声がまだ上がり続けています。また、たくさんの自治体で意見書や陳情が上がっています。制度の是非はさておいて、制度が施行された以上、対応する必要があります。ですが、まだまだ周知が足りていないのが現状です。

この制度、実は平成28年の税制改正時に決まり、1度延期があつて7年越しに施行されています。制度に関する喚起も何年も前からやっていますが、今、施行2カ月経ちますけれども、インボイスって何と質問される方が多くいらっしゃいます。

この制度の目的は、複数税率の消費税額を正確に把握するためなのと、消費税に関する不正やミスを防ぐことにあります。制度の概要は、事業者が取引ごとに国に登録した適格請求書発行事業者の番号と、税率ごとの消費税が記載された請求書を発行し、取引相手が消費税額を正確に把握し、控除できるようにします。これだけでは何のことも分からないと思うんですが、要は消費税を払わないといけない事業者はちゃんと国に登録して、番号を発行してもらって、請求書にちゃんとこの番号と消費税を記載して、取引相手に送ってねという話です。

一言で言えば単純なのですが、世間への影響は深刻です。この説明だけでびんと来る人はまずいないと思います。実際、税理士の方も、何も知らない人に説明するのはとても苦勞されているそうです。説明を聞いて帰っても、訳が分からないという感想の人が後を絶ちません。

ここでは皆さんに制度を理解してもらう場ではないので、制度について詳しくお話しはしませんが、どれだけこの制度が大変かを、実体験を含めお話ししようと思います。

まず、この制度に関係あるのは、会社対会社、いわゆるB to Bのやり取りをしている事業者が対象です。個人は関係ありませんし、直接個人の相手をしている事業者、例外はありますが、例えば、美容院業界や塾は関係ありません。一見個人を相手にしている小売や飲食の場合は、企業からの発注や宴会の可能性もあるため、無関係でない場合が多いです。つまり、かなり広い範囲の個人事業主や会社が対象となります。

かくいう私も甘く見ていました。施行前に、自分の会社は基本、大手とのやり取りだし、ちゃんと適格請求書発行事業者として登録して、番号を発行してもらって、取引先に伝えて、請求書に対応したものに変わっていただければ大丈夫。仕入れ先からも番号を確認して、請求をしてもらえばいいと考えていました。

ですが、いざ施行後、税理士さんからちゃんとインボイスの請求をもらってくださいねと言われ、いろいろ確認してみると、細かいところで番号がない請求書がいっぱい出てきました。特に消耗品をネットで買う場合、海外のメーカーの場合は番号がないので駄目ですとか、今までカードの明細提出で済んでいたものが、ちゃんと番号が載っている請求書を送ってください、事業で使っている借地の大家さんはインボイスに登録されていますかなど、細かいところで確認が多く増えました。果ては、会社でお菓子をまとめて買う際、ケーキ屋で、まとめてそれなりの金額になったときに、開業してまだ間もないので、インボイス登録してないので大丈夫ですかと言われました。

インボイス制度は、制度に登録した事業者を課税事業者、登録しない事業者は免税事業者、この2つに分かれます。登録そのものは自由です。売り上げ1,000万円がラインとなり、もともと1,000万円以上だった事業者はもともとの課税事業者であって、ほとんどの事業者がインボイスに登録することになります。例外はあります。1,000万円以下の場合、どちらかを選ぶことになります。

ただ、課税事業者と免税事業者で、取るべき対応が大きく違ってきます。先ほど話したケーキ屋ですが、登録していないということは免税事業者になるのですが、免税事業者とやり取りする場合は、買った側が、今まであった仕入れとしての控除ができず、その分の消費税を仕入れた側が納めることになるというのも、この制度の1つのポイントです。

ということは、実際の額面の金額より、買った側の出費が大きくなることがあります。事務処理だけでなく、実際のコストも上がってしまっています。実際お話を聞いたときに、そんなパターンもあるのかと頭を抱えたのを覚えています。先ほど言った地代もそうです。大家さんが1,000万円の収入がない場合、ほとんどの場合は免税事業者です。その場合も借主のコスト増につながります。

また、経費で飲食する場合も、インボイス番号の記載された領収書を一々確認する必要があります。飲み屋で飲んだ後、お酒を飲んでいて番号が書いていないのを忘れて帰ったら、処理をしてもらえないという可能性もゼロではありません。この交際費については、いろいろ計算が非常に面倒くさいので、それはちょっと確認していただければと思います。

うちはまだ経理の人が専属でいるので、月々の処理が大きく増えたわけではないのですが、例えばこれが個人事業主の場合、まとめてレシートを処理するとき、番号があるかないか仕分けしてコストの計算をやるとなると、大きな負担増につながります。

免税事業者の場合は、消費税のことを考える必要がないため、こういった事務作業はありません。これも免税事業者のメリットとはなりません。

では、今までどおり登録せずに、免税事業者でいいよねって話にもなるんですが、それはそれでリスクがあります。それは先ほど言った、免税事業者とやり取りする場合、仕入れ側の控除ができないということに関係があります。

いろいろなパターンが考えられますが、取引先からの仕事で、消費税分のコストを含められ、実質の利益が減少する可能性や、同じ金額なら課税事業者のほうが交渉しやすく、コストが下げられる可能性があるため、免税事業者の仕事が減少する可能性が出てきます。

ここについては、取引先の理解や交渉次第なところもあるのですが、短期的には理解してもらっても、長期的に見るとやはりコスト増は否めないもので、ほかの課税事業者にお願いすることになるということにつながりかねません。

また、課税事業者が免税事業者とやり取りする場合は、課税事業者側の税金の計算も非常に面倒くさくなります。事務の手間が大幅に増える可能性があります。そのため、免税事業者とのやり取りは、課税事業者にとってさらなるコスト増につながる可能性があります。

課税事業者になった業者もこのデメリットは一緒に、今まで請求していた額の1割増を取引先に認めてくれるかどうか交渉が必要になってきます。ここで値下げを要求、実質の手取りが下がる危険性が出てくるのは否めません。

一応、公正取引委員会で、免税事業者や課税事業者になった事業者にも、このインボイスで不利益を被らないようにという保護施策もあるにはあるのですが、これも長期的に見たら、実施のほうに難しいのが現状です。

課税事業者の税負担を減らすために、簡易課税制度などもあるのですが、小さな企業や個人で対応するにも、これに限界があります。むしろ、そんな制度を知らないという人が多いです。

それなら税理士事務所に全てお願いするという話にもなるのですが、税理士事務所も、このインボイスで事務負担が大幅に上がるため、顧客を絞って単価を上げたりする対応を検討している事務所も、既に増加しているという話です。

ここまで聞いて、こんな場合は、こんな立場はどうなるの、などいろいろ疑問が湧くかもしれません。よく分からないという人も、もちろんいらっしゃると思います。そのときは申し訳ございません。

正直、制度の影響が多岐にわたりすぎて、調べても調べてもいろんなパターンが出てくるため、税理士の方は対応に苦慮されています。現状、税理士や会計士でもいろいろなパターンについて、全ての説明は無理だと思いますし、実際ヒアリングしたときに、無理ですと言われました。今はまだ表面化してないですが、確定申告の準備を始める年明けぐらいから大変になる、想像もしたくない、地獄だとおっしゃる税理士の方もいらっしゃる



した。

まとめると、課税事業者の事務の手間が大幅に増える。また、税理士顧問料が上がる可能性がある。課税事業者の仕入れコストが上がる可能性があります。また、免税事業者は利益が落ちる可能性があります。また、長期的に見て仕事が減っていく可能性があります。課税事業者になったばかりの場合、取引先との交渉が必要になります。それによって利益が落ちる可能性があります。これはもともと課税事業者の場合は、必要ありません。登録した業者もしていない業者も、インボイス制度自体は認識していても、こういったことを把握されている事業者は、今のところ少数です。

こんな制度ですが、始まった以上、恐らく途中でやめるということにはならないと考えています。一応3年間、準備期間の特例として、負担は2割でいいよ、もう3年は5割の負担で大丈夫という制度にはなってるんですが、これで逆に計算方法が複雑になってしまって、間違いなく混乱は収まらないと考えています。

そんな中で、1つ危惧されているのは、免税事業者としても課税事業者としても対応し切れないため、事業を取りやめる事業者が少なからず出てくるのではないかという懸念です。特に大竹市は、企業城下町という特性上、1次請けはともかく、2次、3次請けとして、一人親方が多くいらっしゃいます。そういう方がもし事業を取りやめるとなると、大竹市の産業や行政の仕事にも多大な影響が考えられます。

ここからようやく質問に入ります。

国の制度なので、この制度の是非についてここで議論する意味はありません。対応するしかありません。では、現状どこまで把握されているかお聞きしますが、まだまだ制度が始まって間もなく、問題も大きくは表面化していません。そんな中で状況把握といっても、ほぼほぼないのはしょうがないので、少し意地が悪い質問になるかもしれませんが、確認と現状認識のため、よろしくお願ひいたします。

また、インボイス制度を周知する際に、総務省から各自治体に依頼があったと思います。総務省では、各自治体でも97%の自治体が周知されたと発表がありました。本市はどのような周知をされましたでしょうか。また、その効果は確認されましたでしょうか。本市におけるインボイス登録者は把握されていますでしょうか。行政の仕事にも大きく関わり、特に一人親方の多い建設業界の本市における周知は、何かされましたでしょうか。

最後に、今後の方針と通告書には書かせていただいておりますが、現段階では明確な方策を挙げるのは難しいと思います。実際まだ自治体単位で支援しているところは、ゼロではないですが、非常に少ないです。直接的な支援も難しいと思います。

今の段階でできることは、情報収集と周知しかないと思います。情報収集をしばらくしていただきながら、状況が見えてきたら対応をお願いしたいです。もしかしたら、国も対策に出るかもしれません。そういったときにすぐに対応できるように、現状の把握をしていただきたいと思います。

実際の支援は、再来年度の予算でも十分間に合うと考えています。素早い対応のため、ぜひ情報収集をお願いしたいと思います。これについて、一応方針をお聞ひいたします。壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国の進める施策であるインボイス制度については、制度が始まって数カ月でもあります。本市の産業を下支えする中小企業者にどのような影響が出るのか、心配をされての御質問、ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本市における周知の方法や実績についてです。

インボイス制度とは、適格請求書、いわゆるインボイスの発行・保存を条件に、消費税の仕入税額控除を認める国が運用する制度で、今年の10月から開始されています。

本市においては、廿日市税務署の依頼を受けて、インボイス制度の説明会の案内を、これまで広報紙に3回掲載しており、また、大竹商工会議所では、インボイス制度についてのセミナーなどが開催されています。

次に、2点目の適格請求書発行事業者件数などの状況把握についてですが、適格請求書発行事業者、いわゆるインボイス発行事業者の登録や消費税の申告受付を税務署が行っているため、市では把握ができていません。

続いて、3点目の一人親方の多い建設業者の状況把握や情報の周知についてです。

本市においては、インボイス発行事業者であるかないかについては、入札参加資格者の登録要件には入っていません。そのため、建設業者のインボイス制度の登録状況については把握していません。

また、対象を建設業者に特化した制度の周知も行っておりませんが、税務署がインボイス制度の講習会を開催されていますので、一定の制度周知が図られていると考えています。

最後に、今後の方針についてです。

国においては、小規模事業者の負担を抑えるため、免税事業者からインボイス発行事業者に転換した場合の特例措置を設け、制度の円滑な導入を促進しています。これまで免税事業者だった下請け業者がインボイス発行事業者になると、新たな税負担が生じますが、その分を元請業者との取引価格に適切に反映し、また、元請業者が発注者に適切に求めることが、今後あるべき形であろうかと考えています。

インボイス制度は10月に開始されたばかりですので、現時点では本市の産業への影響について把握できていません。今後もインボイス制度に関する情報や、中小事業者などに関する情報を収集していきたいと考えています。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 末広議員。

○7番（末広天佑） ありがとうございました。

先ほど壇上でも言ったとおり、まだ始まったばかりの制度で、状況を把握されていないのを正直分かったところで聞いていたところもあったので、すごく意地が悪かったと思うんですが、状況把握のために質問させていただきました。ありがとうございました。

なかなか対応も難しいと思います。私、先ほど壇上で、直接的な支援は難しいという話もしました。インボイスによって増える事務の手間を解決するのに、実際の支援は正直難

しいかなと考えています。

ですが、間接的なアプローチであれば可能だと考えています。例えば、もし事業をやめる方がいらっしゃっても、結局は収入は得ないといけないので、自分で事業をしにくいとなると、今度は就職を考えるとします。もともとの取引先と話がつくのが一番なのですが、それができないときのマッチングも必要になるとします。

また、取引先が雇ってくれるとしても、雇う側も、今まで外注で賄っていたものを内部に取り込むとなると、コストが上がってくる可能性もあります。資格も必要になってくるかもしれません。そういったときに、自治体の支援は可能だと考えています。

本来は事業をやめられないほうがいいのですが、制度の仕組み上、長期的に見ると、免税事業者は苦しいと言わざるを得ません。長期にわたって自治体が支援することも、あまり現実的ではありません。

また、就職するにも、大竹市の外に出られたら、元も子もありません。できるだけ大竹市内で就職が完結するような支援が必要になってくると思います。それが将来的な大竹市の産業を支えることになるとします。事業を畳む前に、新しい業界に入るためのリスクリングなどの支援も可能なはずで。ぜひ、大竹市に残って仕事をしてもらえたい支援をしていただきたいとします。

それは、ある意味チャンスと捉えることもできます。大竹市で働きやすい環境をつくっていただいて、外から来てもらえれば、言うことはありません。ぜひ、素早く動けるように、情報収集を今の段階ではしていただきたい。

今回は、すみません、質問というよりは、本当に切実なるお願いです。私の関係者も非常に困っております。いろんなところにヒアリングに行くんですが、もう愚痴しか出てこない状況で、対応に苦慮されています。やめようかっていうことを言われる方も、もちろんいらっしゃいます。ぜひ、そういった声を聴いていただいて、対応を考えていただければと思います。

私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡 和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 岡和明です。

本日は、大竹駅伝の存続を巡る問題について質問させていただきます。

大竹駅伝は、始まりが本市の市制施行前に遡り、今年1月に第70回を迎えようとしていましたが、開催直前の12月19日に突然中止され、十分な論議もないうちに廃止されかかっています。しかし、この間、駅伝存続を望む市民の声を多数耳にしました。

私は9月の定例会で一般質問を行い、その中で、未来の本市に駅伝をつなぐために、開催が容易な晴海地区で、堤防道路を取り込んで大きく1周する新コースを提案し、加えて本市の魅力を力強く発信する手段に引き上げるために、瀬戸内海の絶景を見ながら走る、瀬戸内駅伝の名称も提案しましたが、教育長職務代理者から、交通渋滞の予想などを理由に、コースとして使用しない旨の答弁がありました。

しかし、私が提案した新コースは渋滞の発生が考えられず、答弁者がコースを誤認した

と思わざるを得ません。堤防上のコースに安全面の懸念があるとされたことについても、現在、その堤防道路が全ての人に開放され、幼児までもが日常的に利用していることを考えれば、駅伝にのみ危険であるとする主張は全く納得できません。

今日は資料をお配りして、新コースを分かりやすく説明させていただき、コースを正確に認識していただいた上でお考えを尋ねるとともに、駅伝廃止により本市が失う文化発信手段の大きさについても、認識を尋ねます。

まず、提案しているコースですが、資料1を御覧ください。これは、赤く大きく塗ったところがおおよそのスタート地点です。この晴海運動場がスタート地点ですが、ここが中継点、終点も兼ねます。

最初に、土の運動場の外にある舗装道路を1周回して、運動場外側の道路に出ます。大竹市で買い物客が最も多く往来するコメリ前を駆け抜け、トライアルを過ぎて右折。工業団地をコの字型に走って、大膳川河口の地点で、海岸の堤防道路に出ます。ちなみにコの字型のところには、下瀬美術館の美しい木立があります。堤防道路に出ると、9月の質問で紹介した、一生に一度は行きたい日本の絶景として家庭画報に掲載された海と島を見ながら駆けます。左手に瀬戸内海の絶景、右手に下瀬美術館の芸術性の高い建築、こんなコース設定は、他の市町ではなかなかできません。潮風の中を駆けていくと、大竹市のもう1つの顔、大コンビナートが海に浮かんだ姿を現します。その後、野球場、テニスコート裏を回って晴海運動場に戻り、観客が見守る中、たすきをつなぎます。これが標準コースです。お手元の資料では、赤い線で書いてあります。

このコースであれば、先頭とびりが入り交じる状態にならず、見る人にとっても行き帰りの2回しか見られない既存の駅伝より魅力的で、主催者側の管理も容易です。大竹市ならではの海と島、美術館の木立や建物を臨む、大変魅力的なコースです。

この標準コースに区間の長短をつけるために、オプションが2つ考えられます。その1つは、美術館の堤防道路側に今整備されている、美しい黄色いカラー舗装の道です。お手元の地図では、ピンク色のマーカーがそれです。

もう1つのオプションは、中継点の幾つかをコメリ前に置いて、区間に長短をつけるというものです。たすき渡しは駅伝の見せ場なので、買い物客が集まるこの場所で行うことも、よい案でしょう。

さて、教育長職務代理者が誤認した渋滞のおそれですが、新コースには、信号もなければ交差点もありません。道路の横切りが全くない、希少なコースです。2車線道路で使うのは、海側の車線のみです。山側の車線は、ゆめタウンの前でも工業団地内でも、一方通行路として普通に使えます。従来の大竹駅伝が数百カ所に注意を払わなくてはならなかったのに対して、新コースは管理しやすく、渋滞も起きません。このコースについては、警察の見解も既に尋ねています。信号操作が不要なので、警察の出番はほぼないとのこと。当然、ボランティア役員の数も圧倒的に少なくて済みます。

次に、9月に教育長職務代理者が、堤防上のコースに安全面の懸念があると答弁したことについても、大きな誤認があるので、再度説明します。

晴海の堤防道路は、全て幅4メートルです。スタート直後の団子状態でこの堤防道路に

入るなら心配もありますが、かなりの距離を走って堤防道路に入る頃には、既に団子状態は解けています。一般道路の多くは、片側が3メートル余りです。晴海運動場のすぐ横の道路は、片側3.2メートルです。縁石まで入れても3.8メートルです。この片側車線で、駅伝ができないと考える人はいるのでしょうか。いないでしょう。4メートルの堤防道路は十分なんです。

堤防道路は右側がのり面で危険があると言いたいのですが、それならコーンを置いて視線誘導し、観客には海側に立ってもらっただけの話です。駅伝選手は、運動能力が非常に高い人々です。問題はありません。

先ほど言いましたように、これまで堤防道路は全ての人に開放されています。幼児までもが日常的に利用していることを考えれば、駅伝にのみ危険とする主張は全く不適切です。

堤防道路の使用についても、県庁に問い合わせ済みです。給水道路のような構造物を建てるのでなければ、使用許可も不要で、届出のみで可とのことでした。

2つ目の質問、伝統豊かな駅伝という文化発信手段を、本市が失うことについてのお考えをお尋ねします。

市民にも知らない人がいるので言いますが、大竹駅伝は日本屈指の伝統ある駅伝です。99回の箱根駅伝にはかきませんが、大学三大駅伝の1つ、出雲駅伝でも、今年まだ35回です。大竹駅伝は存続しているだけで相当なものですね。

長距離走の一般向けエントリーサイトに、スポーツエントリーというのがあります。私がこのサイトを10月に閲覧したとき、駅伝や各種マラソンが、三百数十件載っていました。その中で一番開催回数が多いのが北海道の大沼湖畔駅伝で、今年4月で第70回でした。

大竹駅伝の第70回は、大沼駅伝より4カ月早い、1月初めに予定されていました。もしも大竹駅伝が今年1月の第70回大会を中止せず、このサイトに載っていれば、最長の歴史ですよ。トップを走っていたわけですね。

大竹駅伝は69回から70回へのたすき渡しのところでこけて、大沼に抜かれたわけですが、1回こけただけで、それでもうチームとして走るのを放棄するのは、どういうことでしょうか。また走り出そうではありませんか。

もう1つ、議場の皆さんや市民に知ってもらいたいのは、駅伝が今、世界的スポーツになりつつあるということです。しかも、エキデンという名前で世界に広まりつつあるんです。我が国発祥のスポーツが、我が国の言葉で世界に広まりつつある、稀有の例ですね。

多くのスポーツはイギリス発祥で、英語の名前がついています。こういうのがイギリスのソフトパワーになっているわけですね。駅伝を続けるだけで、それが大竹市のソフトパワーになるんです。一般駅伝としては、ほぼトップランナーだった大竹駅伝が、世界に広まりつつある駅伝を捨てるんでしょうか。これは無念の極みではありませんか。

この1月には、予定されている晴海1.2キロメートルを35周するイベントでも、本市の魅力を広く発信するという題目が唱えられていますが、本当に本市の魅力を広く発信しようというのであれば、駅伝を続けることです。広く発信するというのが距離的な範囲を指しているなら、海外まで発信できるのが駅伝です。我が国のソフトパワー向上に大竹市が貢献する、稀有の機会でもあります。

世界に広まった駅伝にどんなものがあるか、ちょっと簡単にですが、4つだけ資料を用意しました。

資料2を御覧いただくと、来年3月に行われるホノルル・レインボー駅伝があります。これは5年ぶりの復活です。そして、資料3、先月、10月21日には、DHLブリュッセル駅伝が、900チームが参加して開かれました。これは6区間を走るのので、ランナーだけでも5,000人を超える大きなイベントです。しかも、ベルギーを代表するキングボードゥアン・スタジアムで開催されています。

また、軽く検索しただけでも、パリだけで、ここ5カ月に少なくとも2回の大きな駅伝をやっています。その1つが、資料4の、今月5日のMAIFパリ駅伝です。これも300チームが参加して、エッフェル塔からパリ中心街を駆け抜ける、大にぎわいの駅伝です。人数が多いので、たすきの代わりに番号のついた腰ベルトを使っていますが、ブリュッセル駅伝などととも、同じくタスキという言葉でこれと呼んでいます。日本語で呼んでいるんですよ。

そして、資料5が、もう1つのパリでの駅伝です。これは6月18日に開かれた、スタッド・フランセ・パリ駅伝です。これも大変にぎわっている駅伝です。

今4つ挙げましたが、このうちブリュッセル駅伝は先月21日、パリ駅伝は今月5日です。9月以来、この議場で、ほぼ最古の駅伝である大竹駅伝を廃止する・しないとといったやり取りをしている間だけでも、世界ではこんなに盛んに駅伝が開かれ始めているんです。

駅伝は、今後ますます市民参加のお祭りの陸上競技として、世界に発展していきます。そうなれば、大竹駅伝は駅伝発祥国の、世界最古の駅伝の1つになるんですよ。本市の魅力を広く発信するというなら、まさにこれではありませんか。

もう1つ、私がどうしても言いたいのは、これから駅伝を通じた国際交流が始まります。そのとき、開催80回を数える駅伝都市であるとか、100年近い伝統ある駅伝のまちという肩書きがものを言うんです。そのとき駅伝を廃止してしまっていれば、大竹市はそういう動きの蚊帳の外です。そのとき市民は言うでしょう。何で69回もやった駅伝を、70回目をやらずに廃止したんだよと。

2011年に大竹駅伝の第60回大会が開かれた記念に、このような本が出ています。健脚大竹駅伝60年史という、この本です。ここには、60年以上前から選手や役員として駅伝を支えてきた人たちの、熱い思いが語られています。これは読むだけで胸を打ちますよ。その中には、駅伝の末永い発展を願う入山市長のお言葉もあります。大変恐れながらですが、私がこの場で声に出して拝読させていただきます。お許してください。

入山市長は、駅伝について、大竹市全体が大いに盛り上がり、新春を彩る伝統行事となっている。そして、町を挙げての盛り上がりを見せ、多くの市民の皆様感動や希望を与えていただいているとした上で、今後とも大竹駅伝競走大会が、市内外の関係者の皆様と市民の皆様とが一緒になって盛り上がることができ、共に喜びを分かち合えるすばらしい伝統行事として、末永く発展していくことを願うと述べておられます。私は、まさにこれが、市民の願いだと思います。

また、これが今の市民の願いだけでなく、未来の市民や、または物故した関係者も含め

た市民の願いというものです。各地から大竹市を目指して来てくれる、これ以上のイベントはないのではないですか。この第60回大会には、福山平成大学や西条農業高校のチームも参加しています。宣伝次第では、まだまだもっと広い地域から参加してくれる可能性があるのが、大竹駅伝です。

私も市民や市長とともに、大竹駅伝が末永く発展することを祈りながら、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

駅伝に対する熱い思いのもと、具体的な新コースや実施に向けた御提案をくださり、改めてお礼を申し上げます。

議員から御提案いただいた晴海臨海公園及び周辺を活用した駅伝のコースについてですが、周辺道路の片側1車線のみを使用することや、信号のある交差点を通過しないことなど、実施に当たっては、交通規制の必要性が比較的少ないコースであるというふうに考えられます。

しかしながら、複数の大型商業施設への影響のほか、これらの出入りに対する規制の実施や迂回路の設定、こいこいバスの運行ルートの変更、安全確保のための専門の警備員の複数配置など、実施する上でさまざまな課題があろうことも想定をされます。

また、堤防の管理道についても、転落防止設備がなく、斜面や高さがあることなどから、走者が追い越す際の安全面が懸念をされます。競争性の高い駅伝の走路として使用する上で、走者や見学者などの安全を確保するためには、十分な安全対策を講じることが必要であると考えます。

以上のことから、議員が御提案されたコースでの駅伝の実施については困難ではないかというのが、市教育委員会としての見解でございます。

次に、世界的にも認知されている駅伝という文化発信手段を本市が失うことについて、どのように考えているかとの御質問でございます。

大竹駅伝は、当初よりスポーツの振興を目的として実施してきましたが、長い期間を経て、歴史ある伝統文化としての一面を持つ大会として成長をしてきました。大竹駅伝を通じて、大竹市のまちを広くPRするという考え方も、非常に頷けるものでございます。

現在、瀬戸内リレーマラソン in 大竹という新しい大会を、試行錯誤しながら準備を進めております。市民の皆様にあいさつされる大会とすること、そのために、市民の皆様と協働で大会を盛り上げ、まちの魅力向上につなげたいという思いは、議員も私も教育委員会も同じであろうかと思っております。

大竹駅伝をどのように継承するか、駅伝を今後どのように実施するかについては、最初に述べましたさまざまな課題も踏まえながら、時間をかけて検討していく必要があると考えております。

今回の議員の御提案も含めまして、市民の皆様には何が望まれ、また、有益であるかをしっかりと考えてまいりますので、御理解をいただけたらというふうに思います。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） 答弁に先立って、私が詳しく説明したとおりなので、今しがた私が壇上で説明させていただいたことが、教育長の答弁でも既にお答えになっているので、これを繰り返すつもりはもうございません。これは、こちらに出席の方々がお考えいただくことかとは存じます。

ただ、駅伝が、考えているうちに駅伝のともしびが消える。そういうことはある。これがもう随分時間がたってしまうと、もう駅伝を再開催していくという可能性も、これは年々、小さくなっていきます。

この1月に開かれる晴海運動場でのイベントは、私もこれはぜひ成功させたいと思っています。また、これが、私が所属しているスポーツ団体などを通じて、ボランティアが必要ということであれば、私もこれに参加し、冬の寒い風の中、何時間でも立って誘導でもし、リレーマラソンの成功に少しでも貢献する、そういう覚悟ではあります。

ただ、駅伝のともしびが消えてしまうと、これは未来の市民が、やはりもう一度駅伝をやろうではないかと言っても、ノウハウも失われていたりして、できなくなってしまいます。

それに向けて、晴海の堤防道路コースというのは、駅伝としては一見、従来の駅伝の形ではない。コースを、ロードを行って帰ってくるという、そういう形ではありませんが、これは駅伝のともしびを守るという意味で、まずこれは2年後あたりにでも実施する方向で、御検討をいただきたいと私は思います。

ついでに言いますと、先ほどのパリの駅伝などがありました。実はこれは私がそこを参考にしてこの晴海の提案をしたのではないのですが、偶然にも、その1つのスタジアムを拠点に短いコースを行って戻る、そして、戻ってそこを中継点にする、次に、長いコース。10キロメートル、5キロメートル、10キロメートル、5キロメートル、そして、最後は7. 幾らで大体マラソンぐらいにする。こういうコースが管理しやすく、これをよく実施しているんですね。これは先ほどお渡しした資料も御覧いただくと、確認できるかと思えます。要するに、非常に管理しやすい駅伝ということで、こういうスタイルが広がっているのではないかと私は思います。

そういう意味では、日本は駅伝発祥国ですので、ロードを行って帰ってというのが、どうしてもこだわる感じもあるかもしれませんが、世界で新しくそういうのが広まっているとすれば、晴海の私が提案しているコースは、日本でも割と先進的にやっているということになる可能性もあります。そういうことも含めて、ぜひ、御検討いただければというふうに思います。

そして、もう1点ですが、確かにのり面というのは、いろいろと心配が尽きないというのは分かります。ただ、あののり面ですが、実際に行かれてみると分かるのですが、特に上から見るとちょっと急なようですが、横方向から見ると、実はそんなに急ではないんです。実は私はちょっと足に若干の障害があって、今から3年ぐらい前にそのリハビリをやるのに、実はあののり面を上り下りするリハビリをやっていたんです。それができるレベ



ルなので、そんなに危なくはないです。凸凹もついていますしね。

まず、私は、駅伝選手があれで危ないというのであれば、ちょっと言いたくはないですが、例えば幼児なんかもう、ものすごく危ないですからね。そういう点もちょっとぜひ、駅伝のコースとしてはそんなに難しいものではないということ、一度見ていただければと思います。

もしお答えが何かありましたらいただきますが、私の質問は、基本的にここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） まずは、このたびのマラソン大会に際してのサポート、御支援をいただけるということで、大変心うれしく思います。感謝をしております。

本大会ですが、初めての試みということで、当然私どもとしましては、市民の皆様、運動団体の皆様とも協議をしながら、これまで大竹駅伝で培ってきた多くの知恵というものがございます。その辺りをよりどころにしながら、今、準備を進めております。

ただしかし、先ほど議員のほうからもいろいろなコース等についてもお話がございましたけれども、多くの課題はたくさん出てまいるのではないかなというふうにも想定はしております。課題整理を行う中で、参加者の皆さん、そして、大竹市民の皆さんから認知され、愛される大会、そのようになるように、私どもとしましては、これはなかなかすぐにはいかないと思います。時間をかけて、この瀬戸内リレーマラソン in 大竹を育ててまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） 最後に、もう一言だけ申し上げます。

この瀬戸内リレーマラソン、1月の予定は、やはりこれはこれで成功させたい。ただ、どうしても、これが大竹市の特性を發揮しているということになるかということ、やはりどうしても、これは疑問が生じます。

実は先日もこの健脚に載っている、随分前からやっているランナーの人ですが、これもちょっと聞きましたら、自分もさまざまな大会に出てきたけれども、多分リレーマラソンの形では発展はしていかないのではないかなというふうに言っております。これは決して私がたきつけたからそんなことを言われたわけではありません。

やはり大竹市の特性を發揮し、たくさんの伝統を發揮し、そして、また世界にも広がっていけるということを考えると、ぜひ、駅伝のともしびを守るという方向も御検討いただければというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩をいたします。

なお、再開は11時15分を予定しております。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

11時04分 休憩

11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、8番、藤川和弘議員。

〔8番 藤川和弘議員 登壇〕

○8番（藤川和弘） 8番、創成会の藤川です。通告書に基づいて、素通りのまちから立ち寄るまちにするために、マロンの里交流館についてと、晴海臨海公園第3期整備及び晴海臨海公園多目的グラウンドの整備について、2点質問させていただきます。

まず、マロンの里交流館について質問させていただくのですが、最初にちょっと言わせていただきます。

今月の3日、4日の2日間、三倉岳でボルダリングの大会が開催されました。今回で5回目の開催です。三倉岳のボルダリングトライアル&アウトドアフェスのイベントに、今回のエントリーは、静岡県から佐賀県まで、アメリカの方も6名参加して、合計で約120名の方が参加しておられます。野外、外岩でのボルダリング大会としては、西日本最大規模になっているかと思えます。

ボルダリングに参加しておられます女性の方にお話を伺いました。以前から質問させていただいておりますが、やはりトイレの問題です。今も4合目の岩場でトライしていたが、トイレのためにわざわざ下山してきたと。

続いて、イベントに来ていただいている方に声をかけました。キッチンカーをはじめとする各ブースの方々に話を伺うと、w i - f i の電波が弱いので、電子決済が使えなかった。現金のみのやり取りだったので、お釣りで苦労したとお話を伺いました。

キャンプ場の改修はまだのようですので、キャンプする方の伸びはないようですが、市長をはじめ職員のおかげで、中岳から夕日岳が通れるようになりました。ありがとうございます。

三倉岳の登山客は増えております。引き続きトイレの件は、協議会、県関係団体と話をさせていただいて、4合目辺りにトイレの設置、三倉岳を利用しやすい環境づくり、緊急時のためにw i - f i の整備の要望を、引き続きよろしく願いいたします。

今回のボルダリング大会、私は2日目のお昼に三倉に行きました。キッチンカーが来ているので、お昼はもちろん三倉岳で食べる気満々で行きました。ですが全て完売しており、食事を取ることができませんでした。

このあたりの食事ができるところ、ここでマロンの里交流館の話になるのですが、平成12年3月、マロンの里交流館が完成しております。完成時からやっておられましたレストランみくら、スタッフさんの高齢化により休業となりました。レストランみくらを支えてくださったスタッフさん、24年間本当にお疲れさまでした。私自身、レストランみくらは、ドライブやツーリング、ゴルフ帰りによく利用させていただいたので、とても残念です。

マロンの里交流館、このままでいいのでしょうか。三倉岳では、若い方のパワーでボルダリングの大会、大きなイベントがあり、たくさんの方でにぎわっております。三倉岳の登山コースも全面開通することにより、登山客が増えておりますが、三倉岳での食事は

きません。マロンの里交流館も食事ができません。

今月の11月5日、マロンの里秋まつりが開催されました。イベント会場はとてにぎわっておりました。レストランみくらは空き店舗、いつもなら行列ができるにぎやかな場所です。大竹市のホームページを見ますと、現在レストランは休業しておりますと書かれております。レストランみくらが休業してから約8カ月、進捗状況を教えてください。

また、マロンの里交流館が完成してから24年、傷みも出てきていると聞いております。エアコンが壊れているとか、数カ所の雨漏り、レストランみくらの隣にあるテラスもかなり古くなっております。車椅子の出入りも難しい状態です。修繕していると思うのですが、雨漏りは直っていないとも聞いております。そろそろ大規模改修をする時期が来ているのかなと思っております。市のお考えをお聞かせください。

続いて、晴海臨海公園についてです。

近年では整備の関係もあり、カイツカイブキを除去して見通しのよい公園になり、デイキャンプ場、水広場、ロボボブランコができ、たくさんの方でにぎわっております。ただいま晴海臨海公園第3期整備中です。第3期整備とは、晴海臨海公園の西側部分の駐車場、道路、園路、排水設備等を整備していく工事です。

9月定例会で、晴海臨海公園の補正予算の説明と御答弁がございました。本年度晴海臨海公園整備事業では、北側駐車場等整備工事を発注しており、9月下旬頃より工事に着工する予定です。延長が230メートル、幅員が6.5メートル。

今年度の工事着手に先立ち、8月に多目的グラウンドや球技場を利用しているスポーツ団体に対し、整備工事への御協力をお願いするため、説明会を開催いたしました。この説明会の中で参加されたスポーツ団体より、現在の晴海臨海公園西側の車道幅員が狭く、また、車道と砂地の境が分かりにくいので、歩行者と車両が接触しそうなことがあり、危険である。西側車道の整備を早期に実施してほしいとの御要望があった。

また、晴海臨海公園整備について、担当課といたしましては、令和8年度には完成する見込みと考えております。西側駐車場園路等の整備につきましては、北側より順次行っていき、多目的グラウンドにつきましては、整地等を行いながら、利用団体の移動、再配置を行っていく計画としている。

資料を見ていただきたいのですが、こちらが8月に多目的グラウンドや球技場を利用しているスポーツ団体に対し、整備工事への御協力をお願いするため、説明会に使われた資料になります。

利用団体の説明会では、第3期工事の概要について、多目的グラウンドの整備概要について、グラウンドの移動手順についてを御説明されております。ここで問わせていただきたいのは、多目的グラウンドや球技場を利用しているスポーツ団体に対しての説明会の内容及び市のお考えを問わせていただき、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） マロンの里交流館や晴海臨海公園は、市内外から多くの方が訪れてく

ださる人気の施設でございます。議員御心配の点につきましては、同じ思いのところもございます。さまざまな取り組むべき事業がある中で、優先順位を精査しながら取り組んでまいりたいと思います。御質問ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のマロンの里交流館についてです。

まず、レストランの休業についてですが、御存じのとおり、マロンの里交流館のレストランみくらは、これまで経営されていた方の事情により、令和5年4月から休業しています。4月以降、指定管理者と一緒に、地元の方やレストラン運営に興味のある方など、さまざまな方にお話をしてきましたが、なかなかいい返事がいただけませんでした。また、市ホームページでも募集をしましたが、問い合わせはあるものの、契約には至りませんでした。

しかしながら、11月に入り、レストラン運営をしていただける方が見つかり、現在、指定管理者と具体的な契約に向けての話し合いを進めているところでございます。

続きまして、施設の改修についてです。

マロンの里交流館は、平成12年5月にオープンして以来、24年目を迎えています。年数の経過に伴い、近年はさまざまな箇所の故障や、備品が壊れるなどの不具合が生じてきています。早急に対応しなければならぬ修繕などは、予算の範囲内で工夫しながら取り組んでいますが、規模の大きな修繕や高額な備品の更新については、財源などの課題により、一度に実施することは難しく、施設の維持・運営へ影響が大きいものから順次更新を行っています。

大規模改修については、バリアフリー化を含め、令和6年度当初予算編成の中で、市全体の事業について精査し、優先順位を見極めた上で判断していきたいと考えています。

次に、2点目の晴海臨海公園第3期整備及び多目的グラウンドの整備についてです。

晴海臨海公園につきましては、平成22年に事業着手し、これまで競技場やテニスコート、管理棟などの第1期整備、遊具広場やデイキャンプ場、海辺の広場などの第2期整備を経て、最近では休日を中心に、市内だけでなく、市外、県外から大変多くの方にお越しいただき、にぎわいあふれる本市の魅力の1つとして定着しています。

また、幸せ実感大竹まちづくりアンケートの回答でも、多くの方が大竹市の一押しとして晴海臨海公園を回答されるなど、市民の皆様の関心も、年々高まっているように感じています。

令和3年度から始まった第3期整備では、来園者用駐車場の確保と、公園西側の雨水排水を改善するために、今年度も引き続き工事を進めているところです。

御質問の、スポーツ団体に対する説明会の内容ですが、令和6年度以降に行う予定の西側駐車場、周回園路などを整備する際には、多目的グラウンドの面積が狭くなり、利用者への影響が出ることとなります。このため、整備工事のスケジュール、工事期間中の仮移転先、そして、多目的グラウンド整地後の野球グラウンドや、サッカーグラウンドなどの再配置計画について説明し、協力をお願いしたものでございます。この再配置計画により、整備工事が安全に実施できるとともに、工事完了後もスポーツ団体が利用しやすくなること

考えております。

また、説明会では各団体から、車の通行量の増加に対する安全対策、公園内車道、駐車場の早期整備、雨水排水対策、防球フェンスの設置、グラウンドの整地などの要望がありました。要望につきましては、各団体と後日、個別に協議を行い、対応できるものについては既に設計に反映させています。

今後の整備工事におきましても、スポーツ施設や遊具広場などの利用者に十分配慮しながら、早期に工事が完了できますよう努めてまいります。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。ありがたい御答弁だったんですね。11月に見つかったという御答弁をいただきました。

あのホームページには本当に少し前まで、募集しているっていう文字があったんですが、本当この二、三日で消えたと思ったんですね。まさか見つかっているとは思いませんでした。ありがとうございます。もしかしたらやめていくのかなという、ちょっと懸念もあったので、質問してよかったです。

これはもう指定管理と運営側が話していくことになると思うんですけど、言える範囲でいいです。もし知ってたら教えていただきたいんですが、食堂はいつ頃再開になるのかなということと、やっぱりテラス、もうちょっと汚れてるといふか汚いといふか、車椅子も上がれない。あそこは子供たちがソフトクリームやお茶するのにちょうど、本当ににぎやかな場所なんですよ。もうちょっと使いやすいような造りを、市のほうも御協力していただければと思うんですが、その辺をお願いいたします。

○議長（北地範久） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） レストランの再開でございますけれども、来年の1月の中下旬には再開したいとお話を伺っております。

また、改修、修繕のことにありますけれども、まず、担当課としては、施設の天井の雨漏りの修繕と飲料水の塩素滅菌器、こちらを優先的には考えておりますけれども、レストランにつきましてもテラスの改修を、バリアフリー化も含めて検討しているところでございます。

ただ、先ほどの市長の答弁でもございましたように、予算については市全体で優先順位をつけて判断していくこととなります。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。1月の中旬、期待しております。私も必ず行かせていただこうと思います。今の答弁に、もう全く再質問ございません。ありがとうございます。

マロンの里について、もう少し質問させてください。

マロンの里交流館は、大竹市の数少ない観光資源です。その中でもさらに数少ない、お金を使っただけの場所です。三倉岳やマロンの里交流館、単体でなくお互いが行き来できるような、リンクするような仕組みづくり、さらにこれから栗谷の公共交通を見直す

と聞いております。

この公共交通の巻き込みで、三倉全体を巻き込むようなこの仕組みづくりを考えていったらどうなのかなと思うんですが、お考えを聞かせてください。

○議長（北地範久） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 何か仕組みづくりということでございます。担当課としましては、観光の部分と農村活性化の部分において、何か取り組めないかということは考えてはおります。

例えばマロンの里の秋・春まつり、山の日など、大きなイベントがありますが、それ以外でも、三倉岳周辺でのイベントと一緒に新しいイベントができないかなど、また、栗谷地区をいつでも楽しめる観光地として、もっと都市部とつなげることができないかというようなことを考えております。具体的にはまだまだではございますが、今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがたい答弁、前向きな御答弁、ありがとうございます。公共交通、これから本当に大事になってくると思います。三倉岳を利用される方、マロンの里を利用される方も直で行けるような仕組みづくりをしていただければと思っております。

あと、閉校になりました中学校、今は、体育館とグラウンドが避難所になっていると思うんですね。中学校敷地内の茶室、三倉岳が見える位置にあり、立地が最高によいと地元の方からも聞きました。何らかの活用方法があると思っております。

三倉岳、マロンの里、あと、中学校、既存のものを最大限に活用して、三倉に行きたいなど、行ってみようかなと思えるような仕組みづくりをお願いして、こちらは答弁は大丈夫です。次に行かせていただきます。ありがとうございます。

続いて、多目的グラウンドの整備についてです。こちらの御答弁、ありがとうございます。私も、私なりに利用者から御意見を伺っております。ちょっと御紹介させてください。

自分たちで土をならしたり、草抜きをして整備しているので、今のスペースを移動しないでほしい。野球場とサッカー場、お互いにボールが入ってくるので、試合等が中断するときがある。大きな大会があったときは駐車場が足りない。水たまりができる。水はけが悪いので、水はけがよくなるようにしてほしい。特に声が大きかったのが、区画割りした各エリアごとに蛇口が欲しい、コンセントが欲しい、でございました。

ほかにもたくさん御要望を受けておりますが、市としても8月に、多目的グラウンド野球場を利用しているスポーツ団体に対しての説明会で、参加者の御要望を聞いたと思えますけれども、どこまでこの要望が、この多目的グラウンドはかなえられていますでしょうか。

また、利用団体からの要望でもあります多目的グラウンドの水たまりですよね。各イベントで大変な目に遭っているのを目にしております。朝から職員がスポンジか何かで水を取っている姿もよく目にしました。どんな方法で雨水排水を改善していく予定なのでしょう。お願いします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 2点ございました。説明会であったことの要望についてでございます。

議員が今御質問されましたように、参加者からの御要望としましては、屋根つきの休憩スペース、シェルターのようなもの、それから、電源コンセント、散水栓、多目的グラウンドののり面の階段の増設、そして、車道部に近い箇所に防球フェンスの設置をしてほしいといったような御要望がございました。これらにつきましては、設計に反映しております。また、お互いボールが入って試合が中断するというので、利用スペースの間に移動式のフェンスを用意する方向で、今考えております。

続きまして、多目的グラウンドの雨水排水の改善方法についてでございます。

もともと勾配のないフラットなグラウンドであったことや、これまでの長年の使用で締め固められて部分的に低くなっていたり、草が生えている箇所があることから、大雨が降った後に大きな水たまりが発生し、すぐに使用できないということがあるということは認識しております。

このため、スポーツ団体に移動していただくに当たり、まずはグラウンドの草がちょっと生えているところはちょっとすき取って、その後に土を入れながら勾配をつけ、整地することを考えております。また、多目的グラウンドの外周にも雨水排水側溝を設置し、これまで整備した雨水排水路に導きまして、雨水排水の処理を改善していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。では、大体、利用団体の方からの御要望を聞いていただいているような御答弁だと思うんですが、土を入れて、グラウンドの周りの雨水排水の整備をする土の量というのもちょっと気になるんですけども、ちょっとそのあたりもお答えしていただければと思います。

あと、次の質問に入らせていただきます。

ホームページに書かれておりますのは、第3期整備では、晴海臨海公園の西側部分の駐車場道路、園路、排水設備等を整備していく予定と書かれております。

利用団体の説明会では、第3期工事の概要について、これはもう図にありますようなところですよ。令和6年度から、また別の工事も始まると。それで多目的グラウンドの整備の概要について、このグラウンドの移動手順について、9月の総務文教委員会の答弁の中に、晴海臨海公園整備、令和8年には完了する見込みと考えている。こちらの完了というのは、どこを指しているのかなと思うんですよ。グラウンドの各整備、例えば、雨水排水、土を入れて、あとエリアの移動、全てを含むのでしょうか。

続けてもう1つ聞かせてください。

遊具広場と野球場の間に、図を見ていただければ分かるんですが、空白の部分があります。市のほうにも、バスケットリングが欲しいよとか、スケートボードのコースが欲しいんだとか、いろんなこの公園に対しての要望等が届いていると思いますが、ここの空白の

部分は何に使われる予定でしょうか。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） ただいまの質問、2点ございました。完了見込みはどこを示しているのかという質問でございます。

整備スケジュールをちょっと改めて御説明させていただきますと、今、藤川議員が出されている資料、これを使って説明させていただきますと、令和6年度、令和7年度に、赤枠で囲った第3期整備工事のエリアを実施するとともに、多目的グラウンドの整地を行う計画でございます。

次に、令和8年度は、先ほどのスポーツ団体から御要望のあった施設整備や、外周の雨水排水の側溝などを整備する計画としております。これによって、公園全体の雨水排水設備や園路、駐車場などといった、公園のベースとなる施設というのが完了する計画としております。

続きまして、図面の空白のスペースの計画についてでございます。

いろいろな御要望があると思いますが、現時点では、具体的な計画はございません。当面、少年野球やサッカー団体からの要望を踏まえまして、試合前のウォームアップスペースとして使用することを想定しております。なお、公園利用者の要望などを踏まえ、今後いろいろ検討していきたいとは考えております。

もう1点、土の量がどれぐらいかという御質問ですが、かなり広い多目的グラウンドのエリアでございます。200メートル掛ける200メートル、たしかあったと思いますが、それに今考えているのが、平均10センチメートル弱ぐらいの盛土、土を加えなくてはいけないのかなというふうに、ちょっと思っているところです。ちょっと部分によって、やらなくていいところもあるのではないかとということで、今設計を進めているところでございます。ちょっと量的には今はっきりと申し上げられませんが、今設計中でございますので、その辺を踏まえて実施していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。10センチメートルぐらいちょっと盛って、雨水排水対策をしていく。それで雨水排水問題が解決するのであれば、もう全然問題ないと思っております。ありがとうございます。

令和8年度で、もう多目的広場、全てが終わるとのことなんですね。ありがとうございます。それで空白の部分もウォームアップスペースだと、今後は今から検討していくと。今後も各エリアの移動や整備、利用団体の仮移設とかも、先ほどの市長の答弁でありました、工事に当たって仮移設もしないといけないという、移転先等をしっかり配慮していただいて、各団体、利用者の、しっかりこれからも声をお聴きいただいて、多目的グラウンド、利用しやすい環境づくり、これからもよろしく願いいたします。

続いて、水広場、ちょっと質問させてください。何回も本当に申し訳ない。ありがとうございます。水広場、パワーアップいたしました。ありがとうございます。

今年の夏は、子供たちが水広場で遊んでいる姿をたくさん見ることができました。水着を着て遊んでいる子供たちも多く見ました。水で遊ぶ子供たちの笑顔、その笑顔を見てい



る保護者たちの顔も楽しそうでした。そして、その姿を見ている私もめちゃくちゃ楽しかったんですよね。市長をはじめ担当課も、水で遊びながら大声を出して遊んでいる姿を見て、喜んでいるのではないかと思います。

ですが、残念なのが、排水がないんですよね、水広場。水広場に水がたまります。水がたまりますと、勢いよく出ている4本の水、何とかちよろちよろとは出ているんですけど、ミストの部分はもう勢いがないので、全く出ない状態です。

ただいま晴海臨海公園、令和3年度より第3期工事の整備を行ってあって、その整備工事の中に、排水整備等の整備をしていく予定。ぜひ、この排水整備等の、この「等」の中に、水広場の排水も入れていただきたいと思います。

水広場で遊んでいる方にお話を聞きました。水の量についてちょっと伺ったんですが、水の高さ2.5メートル、ありがたいんですが、1メートルでもいいから、もうちょっと太い水が欲しいとか、今4本、勢いよく出てるんですが、それを8本にしてほしいとか、12本にしてほしいとか、いろいろ御要望があります。

それで私自身、水広場はまだまだ途中段階だと思っております。来年の夏に間に合うように、水広場をさらに笑顔になれる、喜んでいただける場所にしていただきたいと思うんですが、水広場についてお考えを聞かせてください。

続けて、もう一点、聞かせてください。

先日、生活環境委員会で視察に行ってきました。その中で埼玉県の三郷市、インクルーシブ公園整備事業についての視察がございました。名称をなかよしひろばとして、約4,500万円かけて整備しております。

三郷市はインクルーシブ公園に力を入れられておるイメージを持ったのですが、私自身が、本市のインクルーシブ公園、インクルーシブ遊具についてのお考えをお聞かせいただきたいのと、インクルーシブ公園現地視察のときに、遊具の説明を価格込みで1つずつ聞いてまいりました。予算のこともあるので、遊具の設置は大竹市晴海臨海公園にはすぐには難しいのかなと思いつつ、説明を聞いて歩いておりました。

数多くある遊具の中から私が一番興味を持ったのが、お絵描きコーナーです。このお絵描きコーナーは、簡単な造りでした。地面に目の細かい、アスファルトかコンクリートかちょっと分からなかったんですが、舗装して、黒板のような色を塗って、チョークでお絵描きができるものでございました。担当課の職員の話では、子供たちに大人気だと。

私のこれはあれなんですけれども、見に行った同僚議員も、かなりチョークの黒板には食いついていたように感じました。これなら、各遊具のように予算はかかりませんし、障害者、健常者、子供から大人まで御一緒に遊べます。インクルーシブ公園、遊具のスタートとして、まず、お絵描きコーナーを研究していただきたいと思うんですが、水広場とインクルーシブ公園、すみません、2点お願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 何点かございましたが、水広場の排水設備の件でございます。今後改修する方向で、今考えております。

それから、噴水の箇所をもう少し増やしてほしいということの御要望でございます。御

説明がありましたように、今4カ所だけ設けております。数を増やせば吹き上がる高さもちょっと変わってくるのかなということで、その辺りを調整しながら、器具を取り替えたいて考えております。来年夏に向けて、この水広場がよりよくなるように、取り組んでまいりたいと思います。

それから、インクルーシブ遊具の設置の考え方というか、今後の取り組みでございます。

障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが分け隔てなく遊べる、誰もがお互いの違いを理解して支え合う共生社会の実現のため、晴海臨海公園におきましても、インクルーシブ遊具を設置する意義はあると考えます。

今回、議員の皆様が視察に行かれたということで、今、藤川議員のほうが、お絵描きコーナーがよかったよという御提案でございます。その辺を踏まえまして、今後どのような遊具がふさわしいのか、障害の関係団体のほうとも意見を聴きながら、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 藤川議員。最後です。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。最後を残して座ったんですが、ありがたい御答弁で、次の質問はもうありません。

改修もしていただける、それも来年の夏に向けて水広場もよくなるというところ、御答弁いただきましてありがとうございます。インクルーシブ遊具についても前向きに検討していただけるという御答弁でした。ありがとうございます。

最後に、晴海臨海公園や三倉岳自然公園、マロンの里交流館など、本市にあります観光資源、本当に数少ない観光資源を、本当にこれからも有効活用していただいて、まちの活性化にぜひつなげていってほしいと思います。そして、少しでも大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにするために、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。終わります。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定といたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時49分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。

一般質問を続行いたします。

続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 完全無所属の豊川和也でございます。市民の味方を代表して質問させていただきます。

まず、市民の皆さん、今年も早いもので、明日から師走でございます。今年は皆さんに

絶大なパワーをいただきました。議会で一般質問がしたい、その一心で活動させていただいた次第でございます。私自身、議会に風穴を開け、新しいエネルギーが吹き込まれる、何より皆さんが笑顔になる、それが本望でございます。私は立ち続けます。よろしく願いいたします。

私の一般質問のほう、3点でございます。

まず、1番目、本市における今後の選挙の投票率向上について。

近年の大竹市議会議員選挙、大竹市長選挙の投票率を拾ってみました。大竹市議選が2015年は60.66%。2019年は無投票。そして、2023年は過去ワーストの43.77%にとどまり、市内有権者の半数以上が投票に行っていないということとなります。

大竹市長選挙は、2014年が54.18%、2018年が49.70%、2022年が無投票となっており、こちらも投票率に関しては低下傾向になっております。日に日に選挙への関心が薄れていくことへの危機感が高まっております。

選挙というのは、主権者である市民の皆様が身近である市民の代表を選ぶ、とても重要な意思表示の機会だと私は考えます。1人でも多くの有権者が投票所に足を運ぶように、よりよい工夫が必要だと、私は考えます。

まず、資料1を見てください。明るい選挙推進協会が行った意識調査にて、投票に行かなかった人に対しての、どういう状況だったら投票に行こうと思いますかと尋ねた調査があります。

駅やショッピングセンター、コンビニなどでも投票できたらなどの回答が約4割となっており、暮らしの中のとあるところに投票できるシステムがある。共通投票所なので、はがきを持たず、何より手ぶらで投票に行けるメリットがあります。

ちなみに共通投票所とは、通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、誰でも投票可能な共通の投票所を設置できる制度でございます。こちらは2016年の公職選挙法改正により設置されました。

買い物ついでに投票できる、気軽に投票できる、利便性向上というのは、投票率を上げる上において大変重要な要素だと、私は考えました。大竹市民の皆さんに市政に関心を持ってもらえるように、私も政治家の1人として向上していかなければならないと思っております。

投票率向上のため、本市内の大型ショッピングセンターに、期日前投票の共通投票所を設置するお考えはございますか。よろしく願いいたします。

2つ目でございます。本市における施設や公園の命名権、ネーミングライツの活用について御質問いたします。

最近よく聞くようになりましたネーミングライツとは、市の保有する施設に名称を付与する権利、命名権を言います。命名権購入者、ネーミングライツパートナーは、自治体の保有する施設の名称に企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、自治体に対してその対価、命名権料を支払います。

私の知る限りにおきましては、現在さまざまな自治体において、そのネーミングライツの対象は広がっており、公共施設や橋、バス停、イベント名、公衆トイレの名称など、さ

まざまになってきております。

お隣の県、山口県柳井市の取り組みを御紹介いたしますと、柳井市の柳井市民球場は、平成21年11月、ビジコム柳井スタジアムとの名称に、多目的グラウンド、テニスコート、プール、温浴施設、大型施設などが整備された本格的なスポーツ公園の柳井ウエルネスパークは、令和4年4月より、アデリーホシパークとなっております。

ネーミングライツを導入することで、こういったメリットがあるのかを述べさせていただきます。

ネーミングライツを取得する企業側からですが、自治体の公共施設には人がたくさん集まる場所も多く、第一に、企業の宣伝になるとのことです。

東京都調布市にある味の素スタジアムは、以前、東京スタジアムといった施設名でした。しかしながら、ネーミングライツを導入してからは味の素スタジアムに名称が変更され、こちらでイベントが開催されるたびに、味の素スタジアムと多くの人に周知され、多くの人が連呼することとなります。

例えば、日常会話においても、毎日ジョギングしている場所は味の素スタジアムの周回コースなんだよ。次回開催は味の素スタジアムだな。この会話が日常的になると、企業にとって非常に大きな宣伝効果になります。

また、ネーミングライツに参入していただくことにより、企業側からも地域貢献をしたいとの声が多いともお聞きしたことがあります。導入され、参入されるなら、ぜひ市民に喜ばれる愛称で、企業のイメージアップにつなげていただきたいものです。

次に、重要なのが、自治体側のメリットです。それは歳入が増加し、施設の維持費軽減などが挙げられます。

公共の施設や公園などは、必ずといっていいほど維持管理費がかかります。これからの公共施設設備と維持管理のあり方を考えていく上で、ネーミングライツを導入することにより、企業側が大きなスポンサーとなっていただき、経費を負担してくれるため、自治体の負担は軽くなるんです。

アメリカで行われているネーミングライツでは、新規施設建設時の費用確保を目的としたことが多いのですが、日本の場合は、既存施設の維持費確保が大きな目的となっております。

施設の選定や、どのような内容での契約となるか、検討事項は多いと思います。民間企業のアイデアやノウハウを取り入れながら、より市民に親しみを持ってもらえるような、魅力的な公共施設の管理運営をしていただけたらと考えます。

以上の点におきまして、本市においても、施設や公園のネーミングライツの導入を検討してみたいかがでしょうか。

3つ目です。市役所庁舎前広場における利用についてでございます。

現在、庁舎前広場におきましては、たくさんの石碑や木が立っております。市民の憩いの場としても、また、市役所玄関に向かう通路としても、市役所の顔となっております。

そんな庁舎前広場ですが、現在のところ広場であるのに、利用者の方をあまり見ない気がいたします。たくさんの木に囲まれ、先輩方が尽力してこられた記念石碑も立っており

のに、利用があまりないというのは、少し寂しい気がいたします。

そこで、月に1度でもよいので、マルシェなどのイベントを開催してみたいかでしょうか。マルシェとは、生産者の方が作ったものを持ち寄り、販売する市場でございます。本市においても、いろいろな場所においてマルシェに参加される生産者がいらっしゃいます。

いろいろイベントを企画して、人と人が触れ合う機会は、エネルギーになると考えます。市役所庁舎前広場におきましての今後の活用にお考えがあれば、ぜひお聞かせください。

壇上での質問は以上になります。皆さん、ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 新しいことに取り組むときには、限りある財源や人的資源を投入する上で、費用対効果や優先順位等のさまざまな検討が必要でございます。議員の本市を盛り上げようとするお気持ちについては、大変ありがたく感じております。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の選挙の投票率向上への取り組みについては、後ほど選挙管理委員会事務局長がお答えをいたします。

初めに、本市における施設や公園の命名権の活用についてです。

公共施設の命名権取得制度、いわゆるネーミングライツ制度は、契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与させる代わりに、命名権を取得した企業等から対価を得て、施設の維持管理や利用者のサービス向上のために財源を確保する制度です。

県内の公共施設では、広島市民球場や、来年2月に供用開始予定の広島サッカースタジアム、近隣では廿日市市のはつかいち文化ホールなどで導入していることが知られています。

企業としては、大きな宣伝効果や地域貢献をアピールできる価値のある施設だからこそ、命名権料を支払うこととなりますので、多くの集客数や文化的な価値など、公共施設自体に大きな魅力がないと成り立たない制度でもございます。

また、それに加えて、他市町の命名権を取得した企業の事例を見ても、公共施設の指定管理者の関連企業や、公共施設の近くに本社がある企業など、対象施設と深く関わりがある企業と契約している傾向があります。

このような観点から、本市においてネーミングライツ制度を導入できる可能性が高い施設としては、利用者数や施設の性質などから、議員からも御提案のございました晴海臨海公園が挙げられますが、晴海臨海公園は、現段階でも整備中の施設です。今後、公園全体の整備が完了し、将来的な運営管理の形態を検討する中で、新たな財源を得る手段として、ネーミングライツ制度の有効性について、引き続き研究していきたいと考えています。

次に、庁舎前広場の活用についてです。

市役所本庁舎の正面玄関前付近から国道2号までに位置する広場は、昭和53年の本庁舎の移転新築に合わせて整備されました。この広場は、国道2号方面からの来庁者の通路としての役割があるとともに、植栽やベンチを設け、来庁者や市民の皆様が憩うことができ

る場所としての側面も持っています。

しかしながら、現在の状況を見ますと、来庁者の多くが自家用車を利用しているため、広場の人通りが少なく、十分に活用されていないとの御指摘をいただくこともあります。また、市役所本庁舎前の広場は、整備後40年以上が経過しており、その一部は改修を行った箇所もありますが、老朽化による改修などが必要な箇所も見受けられる状況です。

議員から、本庁舎前の広場でイベントを行うなど、有効活用してはどうかとの御提案をいただきました。本庁舎が完成してから今日に至るまで、社会的な環境が大きく変化しているように、今後、市役所に求められる機能や必要な周辺環境は変わってくるのではないかと感じています。また、小方地区は将来、さらに大きな周辺環境の変化が予想され、そのあたりを見通した新たな活用策について、今後も検討が必要になる可能性がございます。

この広場は、市民の集うイベントを市が開催する場所として、本当にふさわしい場所なのかどうか、また、この場所が市民の皆様から求められている場所なのかなど、ほかの公有地の可能性も含めて十分に検討する必要があります。

現在のところ、本庁舎前の広場をイベント会場として位置づけるということまでは考えていないところであり、当面は通行される市民の皆様の安全面を最優先して維持管理を行うとともに、必要に応じた補修を、順次行っていきたいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

〔総務課長併任選挙管理委員会事務局長 柿本 剛 登壇〕

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、豊川議員の選挙の投票率向上への取り組みについての御質問にお答えをいたします。

初めに、最近の選挙の投票率の状況についてですが、投票率の低下は全国的にも問題となっており、本市においても年々投票率が低下しており、本年8月6日に執行された大竹市議会議員一般選挙における投票率は、市議会議員一般選挙では最も低い結果であったということは、御指摘のとおりであります。

議員からは、主に期日前投票について御意見をいただきました。本市の期日前投票の状況についてですが、選挙の告示、または公示の日の翌日から投票期日の前日まで、選挙の種別によっては最長で16日間、8時30分から20時まで市役所で実施をしており、また、アゼリアおおたけ、玖波公民館、前飯谷公民館、農林振興センター、谷尻公民館、広原公民館、谷和集会所でも、開設期間は異なりますが、それぞれ1日ずつ実施をしております。

議員から御提案のありましたショッピングセンターなど、大型商業施設への期日前投票所の設置につきましては、人が多く集まる場所に設置をすれば、買い物などで立ち寄った際に投票ができ、投票の機会を増やす効果が期待できるということから、県内でも期日前投票所を商業施設などに設置する自治体があり、本市で同様の施設を考えた場合、晴海地区や大竹地区の商業施設への設置が考えられるところです。

商業施設に全ての投票区の選挙人が投票できる期日前投票所を設置するには、二重投票を防止するため、オンラインによる名簿対照を行うシステムを導入したり、別の方法で投票状況を把握したりするなど、ほかの場所の期日前投票所と、投票情報を共有できる体制

が必要となります。

このため、現状では一定の費用をかけて公共ネットワーク接続用の配線を整備する必要があり、また、現在実施しております期日前投票所8カ所の運営に加え、事務従事者の増員も必要となります。

そのほか、国政選挙などで急遽、店舗の一角を使用する必要がある場合、期日前投票所として予定していた場所が、店舗の催し物などの会場と重なったとしても、その場所が期日前投票所として確実に使用できるのかどうか、そういった懸念もあるところです。

商業施設の期日前投票所の設置については、県内でも設置している自治体の割合が少ないこともあり、本市においても、現状では、申し上げましたようにさまざまな課題があるというふうに考えておりますので、商業施設に期日前投票所を設けるということは考えていないところでございます。

しかしながら、費用対効果や人員確保などの面を考慮しつつ、投票しやすい環境づくりや投票意識の向上につきましては、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上で、豊川議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御答弁ありがとうございます。

私も、選挙に関してですけど、こうして一般質問で選管にお願いすれば投票率が上がるとか、そんな安易なものではないなとは思っております。人が動くことですから、市民にもっと市政に興味を持ってもらう、会議では簡単に、皆さん投票率を上げるためにはって、口には出せるんですけど、まず動くというのが、私は大切だと思っております。

私もそれなりに覚悟を持って、一生懸命皆さんの声をお聴きしまして、動くこと先ほども言いましたが、私は認識しておりますので、この、ぜひショッピングセンターの投票所を設けてもらう提案というのは、本当に前向きに御検討ください。

最近の投票率もございましたが、ちょっといただいた資料から言いますと、昭和34年8月2日執行の市議会議員の一般選挙ですね。定数が30で、37名立候補されております。このときの投票率、すごいんですよ。93.79%ですよ。これがずっと、ちょっと落ちてはいるんですけど、昭和46年8月8日の市議会議員の一般選挙、ちょっと落ちてるんですが、こちらの投票率が88.17%になっておると。まだ高いんですよ。

年々、ちょっと落ちておりまして、平成3年の市議会議員の選挙も84.45%と、まだ高いんですが、平成11年の市議会議員選挙、78.98%と、平成19年の市議会議員選挙が70.79%、10%落ちちゃってますね。平成27年の市議会議員選挙が60.66%と、10%落ちてるんですよ。

これ、皆さんにお聞きすると、市議会議員選挙が年々5%ずつ落ちてると、こう言われてるわけですよ。令和元年8月4日執行の市議会議員選挙、こちらのほうは、もう無投票となっております。このたび私も立候補させていただいた市議会議員選挙が、43.77%となっておりますね。

確実に投票率というのは落ちてはおるんですけども、この市議会議員選挙、投票日に、

私も投票所に足を運ばせていただいて、こちらの市役所のほうに来たんですけども、ちょっと、どんな様子だろうかっていうのが、すごく気になったわけですよ。

なので、ちょっと駐車場の陰からひょっこりと、皆さんどういう感じで来られるのかなと思ひながら、ひょっこりはんみたいにひょっこり見てみたんですけど、ありがたいことに、わざわざタクシーで来られる有権者の方、車で乗り合わせて来られる方、歩いて来られる方、多くいらっしゃいましたよ。そんな中で私は感じたんです。期日前においてのショッピングセンターの投票所っていうのは、ちょっと気軽に行けて、便利なのかなって考えちゃいました。

ショッピングセンターでの投票のメリットでございます。私が考える2点なんですけど、1点目が、役所などの投票所に入ると、慣れないので緊張する方もおられるわけですよ。私も今は緊張しますよ。ものすごく緊張しますが、やっぱり投票所に入ると緊張して、いや、やっぱりちょっと投票やめようかなという方もいらっしゃると思うので、ショッピングセンターだったら買い物ついでに行かれるので、気軽に投票ができるのではないかなと思います。

先ほどの最初の質問でも述べたんですが、投票のはがきを持たずに、手ぶらで行かれるということですよ。私もつい先日、ちょっと埼玉のほうに選挙の応援に入ったんですけども、最近、その埼玉県上尾市っていうんですが、上尾市でも期日前投票に手ぶらで行ける場所があって、もう候補者の多くが、もうSNSとかチラシとかで、もう手ぶらで行けるので投票してくださいよって、どんどん宣伝してるわけですよ。

そんな中で、先行事例としまして、山口県防府市に、私、防府市の選管の方にちょっとお聞きして、ちょっと期日前投票所の設置についてというのを、手づくりでつくっていただきました。防府市の選管の方、ありがとうございます。

ということで、防府市が山口県自治体クラウドシステムの導入に合わせて、期日前投票所の混雑緩和のため、令和2年7月に期日前投票システムの導入・稼働を行い、令和2年11月の防府市議会議員選挙から、市役所本庁舎に加えて郊外の大型ショッピングモール、イオンタウン防府に期日前投票所を増設したということですね。令和3年度からは、市庁舎建設工事に伴い、市役所代替会場として、中心市街地内の大型商業施設、ゆめタウン防府に、期日前投票所を開設したということでございます。

この自治体クラウドというのは、本市においても同じような、広島県市町情報システム共同利用推進会議というのに多分加入されてると思うので、こちらの防府市のほうは、やまぐち自治体クラウド協議会というのに加入しているそうです。

防府市の人口が、10月の末で11万3,806人ということになっておりますが、この利用状況をお伝えいたしますと、令和5年4月9日、これは山口県議会議員一般選挙というのが行われました。これもちょっと感動する選挙だったんですけども、私自身ね。こちらが投票率が39.73%と、前回に比べてちょっと落ちてはおるとのことなんですけど、このゆめタウン防府の期日前投票所の利用状況、当日有権者数が9万3,613人に対して、投票者数9,363名となっております。約1割の方がショッピングセンターを利用されたということでございます。



初期システム導入経費、期日前投票システム及び端末の購入経費、期日前投票所の経費等々、システム経費とかございます。先ほども御答弁でありましたけど、二重投票を防ぐというのは、こちらもお聞きしたら、システムで管理しているから、まずそういう二重投票というのは防げるというふうにはおっしゃってありました。気をつけてやってはおるそうなんです。ということで、ぜひこのショッピングセンターで期日前投票のほう、よろしくをお願いします。

ちょっと質問なんですが、私も一生懸命動きます。でも、選管と一緒にというわけにはいかないの、選管のほうも中立の立場なので、今後、高校の出前授業や新たな投票率向上への啓発活動など、何かやっていたとかあれば、すみません、教えていただけたらと思います。お願いします。

○副議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、選挙の投票率を上げるための啓発活動ということの紹介ということで、何点かお答えをいたします。

当然のことですが、市広報であるとか市ホームページへの関連記事の掲載、懸垂幕、立て看板等を設置しております。また、最近の取り組みとしましては、大竹市のエリア内でインターネットへアクセスする端末へのバナー広告の表示、それから、継続的になりますが、大竹市明るい選挙推進協議会のメンバーによる街頭啓発活動、こういった活動しております。

出前講座ということにつきましては、従来から大竹高校へ出前講座を行っておりまして、昨年度は中学校に1カ所、出前講座を行ったところです。今年は、今中学校のほうには、ほかの中学校でできないかどうかということで照会をかけておりまして、もし学校のほうが可能であれば、市内の中学校3カ所で、今年度は出前講座をしてみたいというふうには考えておるところです。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。もう、かなり前向きな何か御答弁で、選管のほうも一生懸命、投票率向上に励まれているのだろうと感じました。私のほうも動きますので、選管のほうも、これからもよろしく願いいたします。

質問を変えさせていただきます。ネーミングライツについてなんですが、こちらが、先ほどの質問でもちょっと述べさせていただいたんですが、山口県柳井市というところの、井原市長というのがおられまして、こちらの市長は、私と同じ田布施町出身でございます。私、このネーミングライツの導入に関して、ちょっとこの12月定例会で一般質問したいんだということで、ちょっと井原市長に御連絡いたしまして、柳井市役所の市長室のほうまで、御質問に行かせていただいたんですが、この柳井市におけるネーミングライツなんですけれども、これは井原市長が平成21年に柳井市長に就任されてからの政策なんです、結論を言いますと、これ、大成功です。

例えば、ネーミングライツの効果というのは、もう企業と地域と自治体の絆ができるそうなんです。柳井市において、高校野球の試合などで、今、ビジコム柳井スタジアムと

いうんですが、皆さん本当に、市民の皆さんもビジコム、ビジコムと言って、もう株式会社ビジコムのその会社の名前よりも、野球場の名前のほうが、もう上に立ってるんですよ。柳井駅なんか行って、タクシーでちょっとビジコム行ってくれよと言ったら、球場ねって言われるんですよ。球場に連れていかれるということが起こるときもあるような気がします。

そのビジコムなんですが、そのビジコム柳井のホームページを拝見させていただいたら、ビジコムと山口のつながりということで、もともとビジコムは山口県の会社ではないんですが、平成21年に柳井市に、ビジコム柳井スタジアムという命名権を取得されて、それから柳井市とのつながりができて、今なんか、柳井市の大畠というところなんですが、小学校の廃校を再利用して、柳井ラボというのを開設されたりしております。そういう、自治体にとっては歳入を確保できたりするわけですよ。民間の会社の知恵も借りられるということなんです。

企業側からすれば宣伝ができる、地域貢献ができるということで、市民のほうからすると、愛称があると親しみを持ってくれる、遊具が増えたりすると遊ぶのも楽しくなるというのは、例えば、先ほど晴海臨海公園に遊具をとという議員のお話がありましたけれども、ネーミングライツを導入して遊具なども購入すれば、市民の方にも喜んでいただけるのではないかなと思います。

もう1つ柳井市は、4つあるんですけども、ちょっと御紹介するのは1つで、柳井ウエルネスパークというのは、ただいまアデリーホシパークという名称にネーミングライツを取得、契約されておるんですが、こちら、株式会社アデリーは、ウエルネスパークのために地域貢献がしたいということで、500万円ほど柳井市に寄附していただいて、そちらのほうで遊具のほうを買われたということでございます。

ここから、ちょっとすみません、質問なんですが、過去に大竹市のほうで、こういうネーミングライツというのが、いろんな新しい建物が建つたびに検討されたという事例などは、あったりするものなのでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 過去において、本市においてネーミングライツ制度を検討したかどうかについてお答えをいたします。

これまでネーミングライツについて検討した事例はございません。ただ、市民の方から、新しい建物が建設されたときに愛称を募集する、こういったことはやっております、例えばおがたピアであるとか、アゼリアホールであるとか、そういったところが事例としてはございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

では、市長の御答弁も、もう本当はかなり前向きな感じで、研究するというふうに言われたので、ぜひネーミングライツを導入していただければと思います。

あと、柳井市の井原市長が、大竹市の弥栄ダムから柳井市のほうに水を運んでいただい

ておるといふことで、大変感謝されておりました。でも、柳井市はちょっと水道代が高いのでというふうには、井原市長のほうにお伝えしたら、いやコストがなんて言っていましたけれども、そういう何か和気あいあいとしたお話し合いでした。

次の質問に移らせていただきます。

現在の市役所庁舎前広場なんですけど、こちらのほうの、今のすごくきれいになっておりますが、清掃状況などについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、本庁舎前の広場の清掃の状況についてお答えをいたします。

市役所本庁舎前の広場の除草や清掃の状況でございますが、業者委託による除草作業や清掃作業を適宜実施をしております。そのほかに、職員、市民などの協力による清掃活動を、おおむね月に1回行っております。

また、植栽や樹木については、業者委託により1年を通じて維持管理を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。いつも清掃をしていただいております。あそこには石碑とかがあったりするので、やっぱり守っていかないといけないなと私は思っておりますので、皆さんで守っていただけたいなと思っております。この庁舎前広場なんですけれども、木も多く、すぐ草も生えてきて、記念の石碑などが多いので、もう本当に維持管理のほう、よろしく願いいたします。

現在、あそこの庁舎前広場なんですけど、私がよく拝見するんですけど、ボランティアが清掃されている姿を見かけます。あの場所は私もちょっと時々行って、ベンチに座って考え事をするんですよ。そんなキャラじゃないような気がするんですけど、ちょっと本当かなと思われてしまうんですけど、ちょっと考え事をしておると、本当にあんまりちょっと利用がないように思えるので、本当に維持管理もしているのにあまり利用がないのも、ちょっと本当にもったいないような気がします。あそこの歩道の半分を、マルシェでいろんなお店の生産者の方が販売していたら、ちょっとでもにぎわうのではないかなと私は思います。

先日、岩国市の愛宕山ふくろう公園という公園があるんですよ。そちらのほうでマルシェのほうに行きましたら、本当に公園で遊んでいる子供たちもたくさんいらっしゃいましたし、マルシェのほうも大変にぎわっておりました。大竹市の販売者も結構売られておったので、何とか検討していただけたらと思います。

月に1回でいいので、開催のほう検討していただけたらと思うんですけども、ちょっと2つ目の質問なんですけど、庁舎前広場なんですけれども、もし、私マルシェやりたいよという方がいらっしゃったら、あのスペースなどを貸し出しするということはあるんですか。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 庁舎前広場、公有地ということで、

行政財産というふうな位置づけになっております。基本的に個人に対して使用許可をするということは想定されておりませんで、個人に対して貸し付けできるというのは、公民館などといった、使用料が定められておって誰でも利用できる施設ということになります。以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。今、ちょっと貸し出しのほうは難しいと言われたんですが、これからすぐには言いませんが、ちょっと何カ月かけて、何とかイベントのほうをやっていただけたらと思います。

例えば、マルシェでなくても私はいいと思うんです。私はちょっと今、マルシェということしかないですけども、皆さんのちょっとお知恵をお借りして、あそこでじゃんけん大会がしたいとか、あそこで大竹市の竹を切ってきて流しそうめんがしたいとか、いろんな意見があっていいと思うんですよ。その意見を皆さんでお話し合いして、何とかあそこの庁舎前広場のほうを、皆さんに利用していただきたいなと思っております。大竹市長と書いた注意書きもあつたりするので、何とか利用のほう、御検討よろしくお願ひいたします。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、換気のため暫時休憩をいたします。

再開は午後2時を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

13時50分 休憩

14時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） 2番、会派志青会の中野友博です。よろしくお願ひいたします。

このたび、初めて一般質問をさせていただきます。初めての機会でお聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、参考資料を4枚御用意させていただいております。よろしくお願ひいたします。

また、傍聴席に応援に来ていただいている皆様、月末のお忙しい中、本当にありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

このたびの一般質問は、市政に対する提言、提案だけではなく、議員の皆様、本日お越しいただいている傍聴の皆様、ユーチューブにて御覧いただいている大竹市民の皆様にも関わるテーマです。明るい豊かな大竹市を大竹市民全員で形づくるための課題を皆さんと共有させていただきたく、今日一般質問させていただきます。

私自身、情報発信、大竹市のブランディングについてのテーマに取り組んでおります。

その中でも、本日は情報発信について一般質問させていただきます。

このたびのテーマは、大竹市公式インスタグラムを導入しませんかという提案です。現在、活用している大竹市公式フェイスブックを継続しつつ、新たな広報媒体となるインスタグラムを併用し、大竹市民を巻き込んだ広報活動を展開することが目的です。さらに、担当者の方の仕事を増やさず、広報効果を倍にしませんかという御提案です。

SNSは、今や若者の流行にとどまるものではございません。モバイル社会研究所によると、2022年11月に実施したシニア世代のSNS利用実態によりますと、SNSの利用率は、60代が8割、70代は5割を超え、4年間で利用者は倍増しています。個人使用にとどまらず、地方自治体、企業が魅力発信や観光、ブランディング、人材採用まで、幅広いテーマを担った広報媒体に成長しました。これからの地方自治体は、このSNSをどう活用していくのかが大きなテーマとなります。

それでは、SNSの現状、大竹市が抱えるSNSの課題、公式インスタグラム導入について、順を追って御説明させていただきます。参考資料1を御覧ください。

I C T総研が発表した2022年度SNS利用動向に関する調査によると、日本のSNS利用者は8,270万人となり、国内ネットユーザー推定人数とされる1億78万人に対して、80.2%になります。個人、民間企業だけではなく、地方自治体も積極的にSNSを導入しています。

本市でも平成25年よりフェイスブックを活用し、現在まで10年にわたり、広く情報発信を行っています。私も毎日拝見させていただき、いいね、記事のシェアをさせていただいております。

しかし、SNSが広く普及し、利用者も増加することで、新たな媒体が次々に生まれ、一個人が複数の媒体を利用している状況となっております。また、媒体が複数出てきたことで、各媒体の特徴や利用者層が分かれてきました。

参考資料2を御覧ください。

フェイスブックは30代から50代がメインとなり、登録を実名で行うため、近年ではビジネス利用や情報収集、報告など、フォーマルな形での利用傾向となっております。

フェイスブックにおける主なSNSの利用率を見ると、2016年には36.2%だったのに対し、2022年には24.6%に減少、11.6%も減少しております。月間アクティブユーザー数、こちらは登録するだけではなく、実際に利用している人数は、2,600万人となっております。

一方、インスタグラムは年々ユーザー数を伸ばしており、月間アクティブユーザー数も3,300万人となりました。利用者層としては、10代から20代の女性利用率が高く、10代から40代まで幅広く利用されています。画像や投稿を気軽にでき、検索目的での使用も多い媒体となっており、インスタグラムにおける主なSNSの利用率を見ると、2022年には52.9%となっております。

次は、地方自治体のインスタグラム活用について御説明させていただきます。参考資料3を御覧ください。

公益社団法人日本広報協会の市区町村広報広聴活動調査結果によりますと、インスタグ

ラム活用自治体数が、2016年には183自治体だったのに対し、2021年には1,011自治体と、記載媒体の中では、活用率の増加数がトップとなっております。

広島県内の導入自治体数を調べてみると、24自治体のうち13自治体が導入されており、広島市、福山市など、人口が多い自治体だけではなく、竹原市や熊野町など、本市より人口が少ない自治体でも導入されています。

大竹市公式SNSである大竹市フェイスブックは、今日現在でフォロワー数228名、いいね数は平均1投稿に対して、10から15となっております。

近隣の岩国市は、フォロワー数4,794名、廿日市市は3,358名、比較対象都市に当たる竹原市は3,168名となっております。他市と比較してみても、現状、多くの方に情報が届きにくい状況になっているように感じます。

本市では、第1期まちづくり基本計画にて、ホームページのアクセス数の目標値はありますが、SNSに関する計画、目標値に関する具体的な数値設定は、現状ありません。

しかし、大竹市まちづくり基本計画実施計画にある広報事業の取り組みの方針に、時代に合わせた効果的な情報発信を行うことで、大竹市の魅力発信と知名度の向上に取り組みますとの記載があるよう、本市でも、時代に合わせた広報媒体の選定が必要というお考えがあることが分かります。

以上の点を踏まえ、SNSに関する現状の確認、公式インスタグラム導入について、事前質問にも記載したとおり、5点ほどお伺いさせていただきます。

1番、フェイスブック運用の目的・目標についてお伺いしてください。

2番、フェイスブック投稿に関する検証・改善はどのように行われているのか。

3番、投稿内容に関する情報収集、各課との連携はどのように行われているのか。

4番、第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画にある、令和5年度の広報事業に関する取組内容について、新たな情報発信媒体も含めて、情報発信の強化、情報の充実化・多様化を進めますと記載がありますが、新たな情報発信媒体について、現時点での見解を教えてください。

最後に、フェイスブックと連動させることで、投稿に関する担当職員の方の仕事を増やさず、情報発信の強化につながるインスタグラムの導入について、検討の余地があるかどうかお伺いしてください。

以上、5点の質問について御答弁をよろしくお願ひいたします。

壇上での質問は以上です。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政は、情報発信が不得手と言われております。現状での世の中のSNSの利用状況等を踏まえた上で、本市の魅力を時代に合った手法で市内外にしっかり情報発信していくことにつきまして、参考になる御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは、中野議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のフェイスブック運用の目的及び目標についてです。

本市のフェイスブックは、多くの方に本市のイベント・観光などの市政情報や、緊急情報を提供することを目的として開設したものです。また、目標についてはより多くの方にフォロワーになってもらい、また、閲覧してもらうことを目指しています。

次に、2点目のフェイスブック投稿に関する検証・改善についてです。

本市のフェイスブックは平成25年に開設しましたが、当時は市広報やホームページなどの情報発信媒体以外で、能動的かつ効果的に市内外に情報発信するソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSとしては、他市町の事例からも、フェイスブックが主流であったと記憶しています。

しかしながら、時代の変化から現状ではX、いわゆる旧ツイッター、インスタグラム、ティックトック、ユーチューブ、LINEなどSNSも多様化が進み、議員の分析のとおり、市としてもフェイスブックの利用者数は、年々減少傾向にあると認識しています。

そのため、現在、フェイスブックの情報発信媒体としての有効性も含め、将来的なあり方を検討しており、フェイスブックの投稿による効果検証などについても、庁内の意見を集約し、分析していく必要があると考えています。

次に、3点目のフェイスブックの投稿内容に関する情報収集や庁内連携についてです。

フェイスブックは、広報紙やホームページと同様に、全庁的な情報発信媒体として運用していますので、各部署において情報発信したい記事を作成し、フェイスブックを管理している企画財政課の承認を得た上で情報を公開する手順となっています。したがって、情報収集や投稿の主体は、事業を担当している部署が担っています。

また、庁内連携としては、各部署から投稿依頼があった内容について、企画財政課で内容の確認を行った上で公開するよう、業務分担や連携を図っているところです。

次に、4点目の新たな情報発信媒体についてです。

初めに、情報発信の取り組みの方向性としては、現状で運用している情報発信媒体の問題点と課題を抽出し、その対策を講じながら、SNSなどの新たな情報発信媒体を検討していくこととしています。

現在、主に次の3点について取り組んでいます。

1点目が、ホームページの改善です。令和4年度のホームページのアクセス数は、約250万アクセスあり、本市の基幹的な情報発信媒体ですが、内容の更新不足や検索しにくいなどの問題点や課題が指摘されていますので、優先的に改善に取り組んでいるところです。

次に、2点目が、魅力的な広報紙づくりです。市民の方々に手に取ってもらい、見てもらえる広報紙となるよう、内容の充実はもちろんのこと、より分かりやすく、魅力的な広報紙づくりに取り組んでいます。

最後に、3点目が、フェイスブックを含めたSNSによる新たな情報発信媒体の検討です。

議員御指摘のように、第1期まちづくり基本計画では、時代に対応した情報政策とまちの魅力発信の取り組み方針の1つとして、時代に合わせた新たな情報発信媒体を検討することを明記しています。

今年度は、職員意識調査や、コイ・こいフェスティバルにおいて市民アンケートを実施し、効果的な情報発信媒体について調査研究をしているところです。今後、これらの調査結果、他市町の事例、各課の意見、職員の業務量、災害時・緊急時の運用方法、継続的・機能的な運用を図るための仕組みづくりなどを多角的に勘案し、本市における将来的な情報発信媒体のあり方の方向性を整理し、フェイスブックを含めたSNSによる新たな情報発信媒体について選定していきたいと考えています。

また、現在、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間で、大竹市情報化推進計画を策定中であり、情報発信を取り組みの柱の1つとすることで、この推進計画にも新たな情報発信媒体や導入時期などについて明記していく予定としています。

最後に、5点目のフェイスブックとの連動によるInstagram導入の検討についてです。

今年度において、フェイスブック自体の将来的な運用について検討していますので、現段階でフェイスブックとInstagramを連動することで、本市の公式Instagramを新規に開設することは考えておりません。

本市としましては、今後とも第1期大竹市まちづくり基本計画に掲げた、時代に対応した情報政策とまちの魅力発信を実現するために、情報発信に関する取り組みの方向性をしっかりと見極め、優先順位を定めながら効果的な施策を選定し、実施していきたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 中野議員。

○2番（中野友博） ありがとうございます。多くの質問内容にもかかわらず、丁寧な御答弁をいただきありがとうございます。こうして市長から直接御答弁いただけるということを実感して、改めて市議会議員になったんだと、ちょっと感慨深い思いになりました。ありがとうございます。

内容に戻ります。答弁内容について、3点整理させていただきます。

フェイスブックを運用した目的は、大竹市の情報をより多くの方に見ていただくよう、平成25年時に主流であったフェイスブックを採用したが、SNSの多様化が進み、減少傾向にある御認識であると。

2つ目、大竹市情報化推進計画を策定中であり、新たな情報発信媒体や導入時期について明記、これからされていく。現段階ではInstagramとの連動は考えていないが、検討段階ということで、可能性があるものとして私自身前向きに捉えさせていただきます。

そして、3つ目、広報媒体の優先順位は、約250万アクセスあるホームページの改善、市広報の強化、次いでSNSによる新たな情報発信媒体の検討ということで御答弁いただきました。ありがとうございます。

御答弁の中にもあるように、職員への意識調査や、こいこいフェスティバルにおいて市民アンケートを実施され、より多くの方の意見を取り入れた形で、こういった計画を今、策定中という御回答いただき、非常に安心しました。

以上の御答弁から、私自身2点ほど掘り下げて再質問をさせていただきます。



私自身、企業・団体・個人としてSNSを運用しており、SNSに関する講演もこれまで行ってきました。その上で、広報に関する取り組みについてお話しさせていただきます。

広報活動を行う上で大切な点は、2点ございます。まず、1つ目は、目的、ターゲットを明確にすることです。2つ目は、魅力ある投稿内容を多くの方に見ていただく情報発信力の強化。以上2点が、広報活動を行う上で大切な点だと認識しております。

まずは目的、ターゲットを明確にするという点ですが、そもそもなぜSNSを運用するのか。先ほどの御答弁にもありましたが、大竹市の魅力を多くの方に知っていただくことです。しかし、このターゲットを、大竹市民だけではなく、大竹市外の方にも届ける、これがポイントになってきます。

確かに御答弁にあったように、ホームページや市広報は、注力すべき広報媒体です。大竹市内の方に向けた広報媒体としては最適だと考えます。しかし、ホームページ、広報紙とSNSでは、役割が異なります。

ホームページでの情報取得は、自分自身で検索し、情報を取りに行く媒体です。つまり必要な情報が欲しいときに検索しなければ、情報を取得することはできません。また、ホームページが更新されたかどうかについては、通知が来る仕組みではないので、自分自身で気がついたときに検索し、取りに行くという媒体になっています。

また、アクセス数が多いことは非常に大切な点ですが、このアクセス先、何の情報を取得しにしているかということが非常に大切だと考えます。先日起こった断水など、緊急時の情報取得の際に、ホームページを訪れる方は多くいらっしゃると思います。そして、広報紙は紙面が限られているため、情報量に制限があります。記事作成、印刷、配布など、タイムリーな情報発信を行うことができない側面があります。

ただ、大竹市広報のデザインや特集記事は、他市に比べて本当に素晴らしい媒体だと思いますので、市民に広く情報を届けるという点では、優先順位が高い媒体という点も、私自身理解しております。

以上の点から、本市では、大竹市内の方に対する情報発信については、ホームページ、市広報等で注力されていると思いますが、大竹市外の方に向けた情報発信を強化すべきと考えます。

こちらについて、3点ほど見解をお伺いします。

まず、1点目、SNSを運用するに当たり、どのような効果、広がりがあると思うか見解を教えてください。

2つ目、SNS運用に当たり、各課へ投稿依頼をかけていることは分かりました。しかし、投稿内容の偏りがある点について、現状どのような課題があるとお考えか、お伺いさせていただきます。

そして、最後に、SNS投稿担当者・管理者は、個人でもSNSを利用しているかどうか、この3点についてお伺いさせていただきます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 貴重な御意見ありがとうございます。

御質問、3点あったかと思えます。

初めに、1点目のSNSの運用の効果についてでございます。実のところ、フェイスブックを導入した背景というものがございます。当時、定住施策としまして、市広報やホームページでは市外の方に本市の魅力が伝えられないので、そのために有効的な手段として選択いたしましたのが、フェイスブックを導入した経緯でございますので、定住施策としての効果の側面も期待できるところでございます。

また、現在、消防や図書館におきましては、ユーチューブをアップさせていただいております。これも、市広報やホームページ、フェイスブックでは伝え切れない内容を動画として伝えるという視点では、より分かりやすく、伝えられる効果や関心や興味が深まるという効果も期待されているところでございます。

議員おっしゃるとおり、まずは何を目的として、それを達成するためにはどのSNSを選択して情報発信していくのかによって、その効果、そして、広がりも異なりますが、行政の情報発信媒体としてSNSは非常に有効な手段であると、私どもも考えておるところでございます。

次に、2点目のフェイスブックの投稿に偏りがある課題、問題点についてでございます。

各部署によって、投稿していない理由というののもちょっとまちまちだとは思いますが、例を挙げますと、例えば、イベントや事業の周知手段として、フェイスブックは有効的ではないと判断している部署もあると思えますし、日常業務が忙しい中、どうしても情報発信する業務自体の優先順位が低いという部署、それと、企画財政課に投稿依頼を行う手順自体が手間だということもあると思えます。さらに、そもそも情報発信の必要性を感じていない部署や職員もいるかもしれません。

いろいろと、理由はさまざまでございますが、以上の点を踏まえまして、現在、情報発信のあり方を一から検討している状況でございます。

最後に、3点目のSNS投稿担当者の個人のSNSの利用状況についてでございます。その点については、私どもちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。フェイスブックは定住施策目的として導入されたという背景の御説明をいただき、ありがとうございました。

以上の答弁を踏まえて、私自身の具体的な見解を3点述べさせていただきます。

まず、1つ目は、SNS運用に当たっての効果についてです。

SNSの特徴は、無料で使用することができるという点が、まず1つあります。参考資料1にもありますとおり、年々SNS利用者の数は増加し、一個人が複数媒体を利用する時代となりました。

そして、もう1つの特徴は、タイムリーな情報をいつでも何回でも発信できるという点です。例えば、先日行われたコイ・こいフェスティバルなどの人が多く集まる事業では、駐車場や会場の混雑情報や、紙面が限られている市広報で採用できなかった写真、文書を掲載することができます。

そして、何より、タイムリーな情報を自分から取得しに行かなくても、SNS上で情報を入手でき、利用者個人でその情報を拡散することができるという点です。

そして、2つ目、広がりという点で言えば、SNSは観光、イベント情報、報告だけの側面だけではありません。参考資料4枚目を御覧ください。

就活生の91.1%が、企業のSNSアカウントが必要だと回答し、その媒体の1位がインスタグラムと記載があります。つまり、人材採用の面でもSNSが活用されています。

SNSが必要とされる理由として、社員の雰囲気が一番よく分かる媒体だからとあり、入社する前から就活生は、職場環境の合う、合わないを判断しています。

先ほど御覧いただいた参考資料2にもありますように、インスタグラムは10代から20代の若者、比率で言うと女性が多く利用しています。

皆様、自分自身が就活生だったら、もしくは自分の子供が就活生だったらと想像してみてください。周囲の人たちはインスタグラムで就職先の情報を集めているのに、インスタグラムを活用していないというだけで差をつけられてしまうのではないのでしょうか。

SNSは、イベント情報や観光だけの役割ではありません。大竹市のブランディング、また、優秀な人材を民間企業との競争の中で確保していくためにも、必要な媒体と認識しております。

最後に、3つ目の課題は、投稿内容の偏りや、管理者のSNSの理解度によって左右される課題についてです。

広報に関わったことがない方だと、このぐらいの文章で投稿してくればいいのかと、未完成の文章を送付することが、もしかしたらあるかもしれません。投稿管理者のほうで、文章の追記や仕上げ、修正を依頼すればいいと思われる方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。しかし、この雑務こそが、広報担当者の大きな負担となります。

目的に沿った内容なのか、何を一番伝えたいのか、担当課の役割は何かなど、SNSといえどオフィシャルな広報媒体ですので、確認、修正、再考する作業が増加すると、タイムリーな情報発信ができません。

また、管理者自身のSNSの理解度も重要な要素です。何が伝わるのか、どの投稿がリアクションがいかを認識していないと、投稿内容の依頼の仕方も異なってきます。広報活動に関する目的、ルールの理解度を、組織として向上させていかなければなりません。

例えば、民間では、新入社員、若い世代にSNSを担当させ、新入社員が見る会社の魅力というテーマで、SNSを活用している企業もあります。この活動をすることによって、得意とするSNSを担当することによってモチベーションが上がり、新入社員が見た視点での会社の魅力を発信できるということが、取り組みとしてあるようです。

私自身、市議会議員になって、一般質問の順番をくじで決めるというのは初めて知りました。そういった、ふだん見ることができない情報発信をしたり、市民の皆様に興味・関心を持っていただけるような、そんな情報発信が必要と考えます。

つまり広報とは、伝えたいものに対して角度を変え、発信することが、新たな魅力となる可能性があります。私たちが、ふだん近所にあるお寺や神社等が、訪日外国人にとって観光資源となるなど、当たり前にあるものが角度を変えることによって魅力となり、発信

につながるものだと考えております。

そこで、3回目の質問です。

今御説明した内容から、SNSに特化した人材を置くか、先ほどお話しした人材確保、ブランディングやほか自治体におけるシティブロモーション課など、広報目的を明確にした組織編成が必要だと思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○企画財政課長（三井佳和） ありがとうございます。推進体制に関しまして、2点の御質問であったと思います。

初めに、1点目の組織再編についてでございます。

組織再編に関しましては、実は昨年、令和4年度、情報発信に係る戦略の企画・立案及び推進に関する業務というのを主に担います広報広聴係、そして、情報化施策の企画及び総合調整、DXの推進を中心にやる情報政策係のこの2係を、企画財政課内に新設いたしました。それまで企画財政課は3係体制であったのを4係体制にすることで、専門的な業務がしっかりと推進できる体制へと変更したところでございます。

また、さらに、令和5年度には、デジシップひろしまというのに参画いたしまして、県から情報人材の派遣を1名受けまして、推進体制の強化を図っているところでございます。

また、本市、非常に小規模な自治体であり、職員数も限られております。こういったことから、プロモーションに特化した部署を現段階で新規に立ち上げるというのを、考えていないところでございます。

最後に、SNSに特化した人材の配置というところもあったと思います。そのような運用の方法も含めて、継続的、機能的な情報発信の仕組みを、今後もしっかり研究して検討してまいりたいと思いますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。

最後に私の見解を述べさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

御答弁いただいたとおり、組織編成や新たな課を創出するということは大変難しいということは、私自身理解しております。人とお金があったら、こんなに悩むこともありません。

担当課の職員の皆さんは慢性的な人手不足、外注しようにも予算の確保が難しい、日々のタスクに追われ、広報活動に注力する余裕がない。そして、広報活動はすぐに実績を伴う活動ではないため、モチベーションの維持が難しい。仕事の優先順位からすると、各担当課が抱える日々のタスクに注力したいというのが本音の部分だと思います。

しかし、それでも情報発信はしていかなければいけません。それも若い世代や大竹市外の方に向けての発信をしなければなりません。情報発信をしていかないと、選ばれるまじの選択肢にも入らないからです。

私は、一般質問で新しい試みを提案されることは、とても大切なことだと思っております。しかし、仕事量を増やさずどう効果を高めるか、また、新しい取り組みを提案するなら既存の取り組みを削減する提案をするなど、相手の立場も考えて提案することが大切だと考えております。

ほか自治体・企業の事例を参考にし、学び、考え、アイデアを出す。できない理由を考えるのではなく、どうやったらできるのかを共に考える一般質問をしたいとの思いから、今回の質問をさせていただいております。

改めてですが、今回のテーマである大竹市公式インスタグラム導入について、3つの見解を述べて、質問を終わろうと思っております。流行しているから採用するのではなく、なぜインスタグラムなのかという根拠について御説明させていただきます。

なぜインスタグラムなのか。1つ目の理由は、既存のフェイスブックと同様の仕事量で、負担が増えない媒体だからです。

フェイスブックの投稿過程は、写真を選択し、文章を作成し、投稿する、この3つの作業工程があります。一方インスタグラムの投稿過程も、写真を選択し、文章を作成し、投稿という同じ過程です。

しかし、ほかの媒体と異なる点は、インスタグラムとフェイスブックを連動させることができるという点です。インスタグラムで投稿した内容が、自動的にフェイスブックに投稿される仕組みになっているからです。つまり、仕事量を増やさず、効果を倍にする方法だと考えるからです。

新たなタスクとしては、インスタグラムを始める設定をすること。しかし、これは10分もあればできます。参考資料の2枚目にもありますとおり、フェイスブックのメインユーザーは30代から50代と、インスタグラムのメインユーザーは10代から20代。利用者の年齢層が異なりますので、お互いを補うことができます。ほかの媒体では、利用率が高くても、投稿過程や連動性がないので、仕事量が増える形になります。

そして、なぜインスタグラムなのか、2つ目の理由については、利用者が多く、導入自治体数の増加率が最も高いからです。

参考資料2枚目で御覧いただいたとおり、個人の主なSNSの利用率の高さ、月間での利用者数の多さ、また、資料3にあるよう、導入自治体の伸び率の増加数が一番であること、御覧いただけたと思います。

利用者が多いと、なぜ有効な媒体なのか、3つ目の理由とあわせて御説明させていただきます。最後が最も重要な理由です。なぜインスタグラムなのか、最後の理由は、市民を巻き込むことができる広報媒体だからです。

広報担当者の一番のモチベーションは、考えて投稿した投稿に対してのいいね数が過去最高であったり、自分が投稿した内容が影響を与えたなど、投稿に対する閲覧数やリアクションがあったときなど、自分の仕事に対してのアクションを実感できることです。

しかし、広報担当者のつらいところは、リアクションがなく、孤独になりがちだということです。モチベーションが下がると、日常業務の中での広報活動の優先順位も下がります。

では、どうすればいいのでしょうか。広報担当者にもっと頑張れと言えいいのでしょうか。私は、市役所職員の担当職員だけでは賅えないとき、広報活動を、市役所・議員・市民が一体となって課題に取り組む、チーム大竹という意識づくりの醸成が必要だと考えます。

広報担当者にもっと頑張ると言うことは簡単ですが、市役所だけを見るのではなく、大竹市民としてこの課題にどう取り組むかという、市民側が自分ごとと思い、行動する意識改革が必要だと考えます。

市役所からの情報発信だけではなく、市民の力も借りて、若者や大竹市外の方に情報発信する。その役割をプレーヤーとして市民にも担ってもらう。そのためには、利用者が多い媒体の選定が重要であり、市役所側も市民参画しやすい媒体を選定する必要があります。それがInstagramだと考えるからです。

Instagramは、ただの一広報媒体ではありません。大竹市のブランディング、担当職員のタスク軽減、市民参加型の広報活動など、大竹市の現状を考えた上で、最重要な媒体と考えております。ホームページ、市広報など、大竹市内に向けた力ある広報媒体とSNSを掛け合わせることで、大竹市内外への情報発信が強化されます。

最後に、本日共有させていただいた課題に対する取り組みを可視化し、大竹市情報化推進計画の中で、大竹市公式Instagramが採用されることを願って、私からの一般質問を終えようと思います。チーム大竹として、市役所・市民・議員が共になって広報活動を展開していきましょう。ありがとうございました。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域 究議員 登壇]

○13番（日域 究） 続きまして、市民の味方の日域でございます。早速質問に入らせていただきます。御答弁よろしくお願いいいたします。

私も最近同じことばかり聞いていると思われるかもしれませんが、質問するたびに話は前へ進んでおります。今日はどこまで進むかなと楽しみにしております。

本市の公図に間違いが多いことについて、あまり異論・反論は耳にしません。だからこそ、国土調査の再調査をすることになったんだというふうに考えております。大竹市には、国土調査の成果としての正確な地籍図が必要なんです。

ここでは地籍図を公図と言わせていただきますが、大竹市には、ひょっとしたら公図よりも正確かもしれない、地番図が存在します。でも、地番図には法的根拠を持ちませんとも書いてあります。大竹市が地番図をつくる根拠法も、根拠条例も、規則も全くありません。

それは、平成6年に路線価方式、これは固定資産税ですけれども、固定資産税の路線価方式が導入されたときに始まったというふうに、過去、職員から聞きました。では、なぜこんなものをつくったのか。そこは誰に聞いても、答えはありません。

そこで私が考えました。土地ですね、土地に対する税金は、古くは地租と言ってました。そして、戦前、戦前と言っていいんだと思いますけれども、国税でした。要するに税務署

のお仕事ですね。古いのを見ると分かるんですけども、登記簿の欄外に賃貸価格1.74とか書いてあるんですけども、どうもそれが昔の税務署の土地の地租ですよ。土地に対する税金の、何か単価だったのではないかと思いますけれども、よく分かりません。

しかし、戦後のシャープ勧告というのがありまして、占領下ですよ。シャープ勧告を受けて、地方税法ができました。それによって、昭和25年から固定資産税という名前の市町村税に変わったんです。国税からですね。旧大竹町ですよ、まだ市ができてませんから。旧大竹町も旧小方町も、税務署から土地のデータの移譲を受けて、固定資産税の課税を始めたはずですよ。

データとは、土地台帳とその附属地図ですね。そして、その数年後、まず、旧というのか、小方町が国土調査を始めました。その後、合併して大竹市が誕生するんですけども、大竹市もそれを継続しました。その結果できたのが今の、言ってしまうと、ちょっと出来の悪い公図なんですよ。昔の附属地図にはあったはずの地番が、一部抜けていたりするんだと思います。仮に地番が抜けていたとしても、天下の国土調査で、あえて記載しなかったわけですから、大竹市がその地番の土地は存在が確認できませんでしたとの判断を下したということになります。

土地が確認できない場合は、固定資産税の課税はできないんです。総務省がそう判断していることは、大竹市の市民税務課にある固定資産税実務提要という、5万円ぐらいする本ですけども、そこにはっきりと書いてあります。裁判の判例でも明白です。課税はできないはずなんですよ。

しかし、大竹市がつくった公図で、急に地番が消えたとしますよね。でも、それまで継続して何年か課税している土地ですから、あるとき公図ができて、貴殿の所有する何とか番の土地は、新しくできた公図には記載されていません。ですから今年から固定資産税の課税を留保しますということは、まさか言えませんよね。去年まで課税してるんですからね。だから、公図にはないけれども課税してきたんだから今年もしようって、当然そういうふうになると思います。自然の流れですけどもね。ですから、税金をそのままかけ続けたんですね。ここでまさに、公図に記載がないまま固定資産税を課税するという、不自然な行為が始まったんです。

でも、市民から見れば、今までどおりの課税ですから、とりあえず受け入れますよね。違和感はありません。そのまま20年、30年と続いたんだと思います。ところが、昭和から平成に変わる頃、地価の急激な上昇が発生して、固定資産税の高騰が全国的な大問題になりました。そこで政府は固定資産税に路線価方式を導入し、土地の固定資産税評価額を、地価公示の7割に抑えるというふうに決めました。

偶然ですけど、今日の中国新聞にありましたよね、そのニュースが。地価公示の7割にして、大竹市は3年に1回のやり替えですからね。大竹市は0.1%アップしていました。今日の中国新聞です。

当然、大竹市においても、それだけ固定資産税がニュースになれば、市民から問い合わせが増えるだろうと予想したんだと思います。市民から問い合わせが来たときに、公図のミスで地番が書いていない。まさかそんな公図を見せて、市民説明はできませんよね。そ

れで平成6年のその前に、それに対応するために、公図とは違う課税図、今の地番図ですが、それをやむなくつくったのではないかなと思います。

内容的には、おおむね古い土地台帳附属地図だったんだらうと思いますけれども、大竹市はあくまでも国土調査を実施した自治体ですから、正式な地図といえば公図なんですね。これでは何のために国土調査したのか分かりませんが、ここに二重帳簿のような大竹市の土地行政が誕生しました。これは私の推測がかなり入ってるんですけども、この私の説に対する御感想をいただきたいと思います。

さて、そうだとすれば、地番図の基は旧土地台帳附属地図ですから、土地の合筆や造成など、実際に現場が変われば当然公図も変わるでしょうけれども、それ以外で地番図に、新たに、消えた公図にもともとない地番が、新たに地番図に発生するという事はないはずですよ、昔のまま続いているわけですから。

そう考えれば、これ決算特別委員会で私が質問したことですけれども、公図にも地番図にも共に記載されていなかった典型的な所在不明地である小方2丁目1304番3の土地が、土地開発公社に寄附された途端に地番図に表示された件については、明文化したルールがないから発生した、職員の単なるぼかミスではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

結局、公図に載っていない土地は、正式には所在不明地なんですね。ここからが質問の本論ですが、土地については現地を確認できてこそ、土地の存在なんです。この土地は俺の土地だと主張し、周囲の地権者もそれを認めてくれる。それが土地の存在であり、所有しているということです。それを改めて計画的に行うことが、ある意味で国土調査ですよ。皆さんが集まって、ここが境界ですよって、ここからこっちはうちよって、ここから奥はお宅よってやるわけですから。それを地図に示し書類にしたものが、公図であり登記簿なんです。だから、それに間違いがあってそれを変更するには、国土調査と同じレベルの手順を踏んで、現地確認をするのは当然の話です。実際にそうやっています。

ところが市民税務課が、市役所内部だけで地番図をつくって、この地番はあそこにあるよって、本人も知らない、周りも知らない、何も知らない中でつくったのが地番図です。それを基に課税をしているとすれば、これは間違いだとしか言いようがありません。これが間違いでないのであれば、再度国土調査をする意味もなくなります。国土調査の目的は、二重帳簿の一方、もしくは両方かもしれませんが、それを否定して、新たな1つの正しいものをつくるということが目的ですからね。

以上のことは、改めて見てみると、大竹市の公有財産管理規則にも明らかです。土地を取得するときは、担当課長は当該物件の境界及び現況を調査確認の上、云々かんぬんって書いてあります。現地での境界確認がいかに大切であるかが分かります。

土地開発公社も、その方法書っていうのかな、そこで、土地の売買は市と同じだと書いてあります。公社が先行取得した土地を後から市が買うわけですから、当然同じじゃなければ困りますよね。

でも、公社には、境界確定をせずに用地取得をしている土地も多く、事後に境界立会をするのは、困難が伴います。これがこうなってしまったのも、もともとの国土調査がずさ



んだったからだだと思いますけれども、そこに地番図すなわち課税という問題まで絡んでくれば、もう大変なわけですよ。

できれば小方、さっきの地番ですけれども、小方2丁目1304番3、これは開発公社の土地ですから、一般的には課税はありませんけれども、こういう公図になくて地番図にだけあるこういう土地については、もう固定資産税をとりあえず課税しないのが賢明なのではないかと、私は考えました。

問題は、それがどのぐらいあるか。めちゃくちゃたくさんあればやりにくいでしょうし、少しであれば可能かもしれませんよね。

そこで、私が9月議会で参考資料として示した地番図と公図を、改めてもう一回、資料としてお示しします。今回は違いの部分に黄色いマーカーをつけておきました。ぜひ御覧ください。

ぱっと見たら違いって分かりませんが、結局ほんの僅かなところしかありませんでした。もともと見える範囲は、40年、50年遡ったら同じ人の持ち物です。それで気をよくしてじゃないですけれども、ほかの地区でも、私が持っている地番図って何枚かありまして、その辺りの公図を引っ張り出して比べると、意外に少ないんですよ。

その部分に課税している固定資産税ですが、課税したからといって、市民の大きな反発はないんでしょうけれども、この地番図をつくるために毎年業者に委託料を払っていますし、それから、ある意味出るところに出たら、市が負けるんじゃないかと思うぐらい、この課税の適正性というのは問題があるわけです。

それでそこで、例えば、固定資産税をもらっても、それだけ基準財政収入額が増えるわけですから、要するに増えた分の75%は地方交付税が減るということで、マイナスになってしまいます。だから正味25%しか残りませんよね。ここまで考えると、合わない話だというふうに思います。

ましてや、小方2丁目1304番3の事件ではありませんけれども、これおかしいんじゃないかって正論をぶつけられたら、そうですと言えないから、当然何か理屈を考えて反論しなくてはいけません。だからこれこれしかじかで、大竹市がやっているのは正しいんだと言わなくてはいけません。そういうことまで担当課がやるというのは、これは果たして本来の市役所の仕事なんだろうかとすら思います。

そこでちょっと教えてほしいんですけれども、最近10年間で地番図作成の委託先である業者ですね、そこに10年間に支払った総額を教えてください。どのぐらい要ったものか、ちょっと興味があります。もしこのお金があれば、公図の間違いを部分的に直せるような気がしますし、とにもかくにも正しいことは本来シンプルであり、ただ1つのはずです。

さらに言えば、この小方2丁目1304番の公社の土地について、最も困るのは、市の担当課によってニュアンスが違うんですね。職員がそれぞれいろんなことをおっしゃいます。だから、やっぱり基本的なものがちっとしてないから、いろんな意見が出るんだと思います。

これはちょっとほかの課税の例ですけど、例えば、自動車の登録は国交省がやりますよね。昔の運輸局ですけれども。自動車の登録は国交省です。普通車の課税は、我々で言え

ば広島県が課税します。車を所有しているから広島県が課税するのではなく、広島ナンバーをつけた車の所有者に、広島県は課税するんです。

同様に土地について言えば、法務局の公図と登記簿で課税台帳をつくって課税するんです。だから公図がおかしかったら、市長は法務局に訂正を申し入れることができるんです。大竹市が法務局の真似をして、あの地番はここにあらずだって言う権限は、どこにもありません。公図と矛盾する地番図をつくることは明らかな越権行為なので、これを言うと法務局の職員が怒るんですけれども、私、その気持ちは分かります。この点、どうお考えかお尋ねいたします。

とりあえず、最初の質問はここまでいたします。

次に、公共交通です。この公共交通は、この前視察で、関東のほうに行ってきました。実はこの視察に行っても思ったことがいろいろあるんですけれども、自治体で大きく違うということです。

以前から私がすばらしいなと思っていたまちが栃木県にあるんですけれども、今回、一生懸命調べてみたら、大竹市には合わない気がしました。全くのドア・ツー・ドアで、家の前まで来てくれて、目的地までちゃんと連れていってくれるという、そこだけ聞いたらすごくいいんですけれども、よく調べたら利用者総数が少ないということは、まちの作り方が違うんです。まちの出来方がね。

関東地方って広いですから。大竹市と同じぐらいの面積で同じぐらいの人口なんですけれども、山がないんですよ。それだけ人がばらけているわけです。そういうまちと、大竹市は山があって可住面積が狭いよねって言ったら悪く聞こえますけれども、言い方を変えると、人がまとまって住んでいるわけですね。人口集積が高いんですよ、大竹市は。だから公共交通がやりやすいんですよ。そのことに今回初めて気がつきました。

では、大竹市は大竹市がやってきたことを踏まえて改良すればいいんだというふうに思いました。では、どう改良するか。大竹市は中川前市長時代の、あれ3カ月ぐらいでしたけど、実験をしております。それをたたき台に、幹線交通と支線交通というアイデアを考えました。これが大竹市の基本です。

でも、支線交通のあるエリアが、現在は偏っています。本町や元町も川手も、必要ではないかと思えますし、栗谷線は今検討中ですからさておいて、坂上線のバスも、ある意味では、これ都市間交通かもしれませんが、あれも幹線ですよ。だったら支線交通をつくりませんかと言いたいですけどね。

地区に委員会か何かつくって、地区のほうから声を上げてほしいというのが、今の、大竹市のやり方みたいなんですけれども、そういうことが得意な人もいるでしょうけれども、そうではない方もいますからね。やっぱり上手に考えて、あまねく市民に恩恵が行き渡るように、でも、税金投入ですから過剰なサービスにはならないように、それを考えて支線交通のエリアの偏りを直すべきだと思いますが、そのことについて御答弁をお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政課題の解決には多くの時間を要し、難しさを感じることもありますが、少しずつでも着実に一步一步、取り組んでいかなければいけないと考えております。御質問、御提案、ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1件目の土地存在の確認についてです。

初めに、法務局の公図とは異なる地番図を作成していることについてですが、本市が実施した地籍調査に基づいた法務局の公図が、なぜ今のように精度が低くなってしまったのかという理由は、現在に至っては推し量ることはできません。

しかし、現在の公図をそのまま使用いたしますと、登記され、今まで課税されてきた土地までも、地番の記載漏れなどによって適正な課税ができなくなるため、より現況に即した評価資料として、地番図を土地の評価に使用しています。

公図に記載が漏れている地番であっても、登記簿に地目や異動履歴などが存在し、隣接した土地と同じ扱いであったと認定できるものであれば、固定資産税は応益税として土地の現況を重視しているため、確かにそこに存在している土地として評価し、課税を行っているもので、二重帳簿には該当しないと考えています。

地籍調査を実施し、その成果として法務局に納めた地籍図が正確で、現地と相応しても差異がないものが公図となっていれば、そのまま固定資産評価に使用することが順当であると言えますし、多くの自治体ではそのような手法となっています。

しかしながら、本市の土地を表す公図は、登記されている地番の記載漏れなどが散見されているのが現状です。このため、本市では、固定資産税の評価を正確に行うために、地方税法第380条第3項の地籍図に当たる地番図として、登記簿情報や分合筆の際の地積測量図、航空写真などの情報を基に、土地の形状や所在地番を明示した固定資産評価用の資料を備え付けているものです。

公図が不正確であることは事実として、最終的には法務局の公図と地番図が同様の内容になるようにしなければならないものであるという認識は持っていますので、長い時間がかかりますが、本年度から実施する地籍の再調査の結果を踏まえて、その成果を地番図にも徐々に反映をさせていかなければならないと考えています。

次に、特定の土地について、土地開発公社に寄附された後に地番図に記載されたのは、明文化したルールがないために発生した職員のミスではないのかについてです。

具体的地番を示しての御質問ですが、個別の土地を特定するような案件のため、お答えすることは控えさせていただきます。

ここでは一般論として、所在の判明した土地の取り扱いで、市が行っている手順と取り扱いについてお答えをいたします。

まず、今までに地番図に記載がなかった土地について、新たに地番図に記載する場合、その起点としては、法務局から登記簿や公図の記載内容に変更が生じたときに、市に対し通知された時点になると考えます。こういった場合には、当該所有者の登記情報や現地の状況の確認、過去からの登記簿の異動履歴などの情報を基に、さまざまな観点から調査す

るとともに、必要に応じて所有者にも聞き取りを行い、総合的に土地が評価可能な状況として存在すると合理的に認められる場合、地番図に記載していく手順となっています。

このことで、事務手続き方法などを明確にルールとして記述したものがなかったことは、さきの議会答弁でもお答えをいたしましたとおりでございます。また、現在は引き継がれるようマニュアル化に取り組んでおり、職員の行う事務手続きそのものは、法令にのっとり行っているものです。

続いて、委託料の直近10年間の地番図修正業務委託料総額についてです。10年間での累計額は、約2,600万円となっています。この業務は、法務局に出された分筆や合筆などの地籍の異動を地番図に反映させる業務や、年末に行っている現況調査用図面の作成や、土砂災害特別警戒区域の補正資料の作成など、固定資産税の業務において欠かせない業務です。

最後に、法務局に公図の訂正を申請せず、地番図をつくることは越権行為ではないのかについてです。

本市においては、法務局の公図をそのまま使用すると、登記されている地番の記載漏れなどが散見されるため、より現況に即した評価資料として、地番図を土地の評価に使用しているものです。

地番図の作成も、地方税法第380条第3項に基づいたもので、固定資産評価審査委員会や広島県行政不服審査会、広島県税務課のいずれの見解を見ましても、本市の行っている手法や考え方には妥当性があるとされており、越権行為とは考えていません。

次に、2件目の本市の公共交通のあり方についてです。

本市には民間企業によるJR山陽本線やタクシー、市に関わる路線バス、こいこいバス及びデマンド型乗り合いタクシーなど、さまざまな公共交通がございます。これらの公共交通をつなげることで、市民の移動環境を確保・維持し、暮らしやまちづくりを支えています。

その中で、支線交通のデマンド型乗り合いタクシーは、居住者の高齢化に伴い、地域によって買い物や通院のための移動が困難な方が増えたことから、自治会を中心とした地域住民との協働により、生活に必要な移動手段を確保するための取り組みとして始まりました。

支線交通に偏りがあるように思えるのは、高台の団地の住民が先行して取り組まれたことによるものでございます。また、各路線の地域の住民組織の意向を伺い、目的地、運行日、ダイヤを一緒に考えていますので、市全体で1つの住民組織とするより、路線ごとに住民組織があることで、それぞれの地域の事情に合った運行にすることができていると考えています。

地域公共交通は、利用される方がいないと維持することが難しくなるため、市民の皆様自らが当事者意識を持っていただくことが重要となりますので、支線交通のデマンド型乗り合いタクシーについて関心を持っていただける地域が増えるよう、広く周知を行っていきます。

生活に必要な交通手段にお困りの地域がありましたら、地域自らが交通手段を考え、創

り、守り、育てるといふ思いを持って御相談いただければ、市としても、交通事業者及び関係自治会などと一緒に解決に向けて取り組んでまいります。

本市では、平成31年3月策定の大竹市地域公共交通網形成計画において、市民生活が便利な移動環境の満足度の高いまちの実現、持続可能な地域公共交通サービスが暮らしを支えるまちの実現、地域公共交通を利用・応援する市民意識が高いまちの実現を目標に設定し、取り組んでいます。

地域公共交通により生涯安心して住んでいただけるよう、今後とも市民・交通事業者・市の三者が協働し、それぞれが役割を担うことで、持続可能で利便性の高い地域公共交通の構築を目指していきたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩をいたします。

再開は午後3時25分といたします。よろしくお祈りいたします。

~~~~~○~~~~~

15時08分 休憩

15時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、日域議員の再質問から行います。

日域議員。

○13番（日域 究） 順番を変えて、公共交通のことから行きます。

というか、これについては特にああのこの言う気はないんですけども、やっぱり本町、元町というか白石というか、あちらにないので、ぜひ、あっちのほうも上手にすくい上げるように考えてほしいなと思います。それ以上言うことはありません。終わります。

最初の地籍図の話に戻りますけれども、市長の御答弁にもありましたけど、地方税法第380条第3項というのを根拠に地番図をつくったって言われますけれども、今日の資料、たまたまですけど、私が示した資料を見てほしいんですけども、右側が公図です。左側が地番図です。それで左側の地番図の上に、緑色の2つ丸があつて矢印がつながつてると思っています。ちょっと現物がここにはないのであれですけども、要するに、緑色の丸が2つありますね、左右にね。公図の場合は、立戸と油見ってこれだけ大きく違つくと、油見の公図に立戸は載つてないんですね。地番図だったら載つてるわけです。

要するに、そのほうが土地の並べ方が分かりやすいですから、そういうことを地方自治体にやれつてというのが、この地方税法第308条第3項であつて、そこに公図にない地番を振れというのは、少々拡大解釈と私は思っています。

結局、最初に、私なりに考えたストーリーを言いましたけど、そのことの感想が直接はなかつたような気がしますけれども、でも、一旦課税を始めて、何も変わつてないのにそれが変わるつてことはできませんから、多分その課税の継続性つていうのを重要視したんだとは思っています。

それで、この再質問として、この地番図と、公図にないのに地番図にある筆の数が幾つ

あるんだっていうことなんですけれども、これ正直言って、もう何年か前っていうか、2年やそこらは前だと思いますけれども、あの頃から私、何回も聞こうとしたんですけれども、たくさんあるから無理ですというふうにヒアリングで言われて、気が弱いものでそこでそうですかって折れていたんですけれども、今回はちょっと聞いてみよう。いや、自分で、だから今回調べてみたわけですね。あまりないですよ。

ひよっとしたら、違う違うって言うけど、びっくりするほど違わないのではないかと。びっくりするほど違わないんだったら、改めて国土調査をするよりか、違うところだけ部分的に手をつけたほうが、ひよっとしたら合理的なのではないかなとすら思うようになったんですけれども、よろしかったら、公図にはなくて地番図にだけある地番の数を教えてほしいなと思います。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） それでは、地番図が重なっている場所などについてどれくらいの数があるかという御質問でございます。

市内全域の調査になりますと、公図データを取り寄せまして、それを地番図と比較するという作業は全て手作業となってまいります。これはかなり時間と労力を要するものとなりまして、結果が出るまでには極めて時間もかかりますし、困難な作業になるとは考えております。

しかし、議員が問題視されている中で、市側も問題点となる現況や状況を確認する必要はあると考えております。どうしても全域となるとなかなか手がつけられない部分はございますが、土地や複数地番が存在する土地がどの程度存在するかといった調査を、まずはしてみるという観点から言うと、ある程度場所を絞ってそういった作業を行うのも1つの手ではないかと考えておりますので、まずは動き出してみるところでの御理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） もちろんそうですよね。そうですが、だから今回の油見の地番図を、前回同様にまた資料として出しましたけど、今回陳情が上がってるじゃないですか。あれも、私ちょっとあの周辺を見たんですけれども、あそこしかないんですよね。あれからJRの線路とか、南へ下がったり北へ行ったりしても、公図と地番図を見たら同じなんですよ。

だから、もちろん1回、立戸4丁目でありましたよね。市長にいろいろお世話になりましたけど、あれは解決しましたけど、ああいふ乱れもあることはあるんでしょうけれども、ひよっとしたら、部分的にやっつけていけばできるのではないかと私も思いますし、今から地籍図をやり替えるって、下手したら30年仕事じゃないかと思うんですけれども、それが果たしていいのか悪いかと思っておりますけれども、やっぱり今の、課長の御答弁ありがとうございます。

前にちょっとエリアを絞ってというか、それは油見何丁目でもいいですし、小方何丁目でもいいんですけれども、せめて丁目ぐらいまで広げて、両方とも一応公開してあるものですか、私だってできるんですから、できないことはないと思いますけれども、問題があ

ること自体は、市長も当然御認識があると。ただ、急に、ではこうするって、そうはなかなかいかないよねっていうのは、私もよく分かります。

問題があることを認識いただいたのは、本当、また一步前進だと思うんですけども、それについてどうするかっていうのは、こんなところでこんな感じでやり取りしても、なかなか前へ進まないの、また別途お話をしにいきたいと思いますし、そのときはどうぞよろしく願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 続いて、6番、小出哲義議員。

〔6番 小出哲義議員 登壇〕

○6番（小出哲義） 皆さんこんにちは。6番、創成会の小出哲義です。よろしくお願いいたします。

本日、大竹市における空き家対策問題をテーマとして御質問させていただこうと思います。これまでも議会で何度か登場したテーマですので、なるべく過去の御答弁と重ならないような質問をさせていただきたいと思いますが、この空き家問題については日々刻々と状況は悪化しておりますので、質問が重なる部分においては御容赦願いたいと思います。

近年、大竹市においても、空き家に関する問題がクローズアップされております。

空き家増加の主たる原因としては、人口減少、少子高齢化、核家族化、地方から都市部への人口の流出、遺産相続の停滞などが挙げられます。逆説的に言えば、これら日本の抱える問題が地方都市において表面化した現象が、空き家問題であると言えることができると思います。

総務省では5年に1度、住宅・土地統計調査を行いますが、直近の平成30年の調査によりますと、全国の総住宅数約6,241万戸に対し、空き家戸数は約849万戸であり、空き家率は13.6%となっております。

広島県では、143万1,000戸に対し、空き家戸数21万6,000戸の、空き家率15.1%であり、大竹市にあっては、総住宅数1万3,710戸に対し、空き家戸数2,390戸で、空き家率は17.4%となっております。大竹市の場合、何と約6軒弱に1軒が空き家の状況です。向こう3軒両隣、自分の家を含めて、どこか1軒以上は空き家であるという状況であります。

地域ごとの格差や空き家対策の取り組みの格差はありますが、総じて都市部に比べて、地方での空き家率が高い傾向が見られます。大竹市の人口は、全国的な傾向に比べてかなり早い時期より減少が進んでおり、今後とも人口は減少する見込みであり、高齢化と人口減少により、空き家はますます増加するものと見込まれます。

次に、空き家をもたらす社会的な影響について考えてみたいと思います。

適切な管理が行われていない空き家は、防犯上、防災上、景観上、衛生上の問題が危惧されます。空き家を不法占拠することもあります。不審火が発生すること考えられます。敷地には雑草が生い茂り、荒廃した状況が続くと、ごみが投棄され、野良猫などのすみかとなり、悪臭が発生し、そのような状況から、さらにごみが投棄されることでしょう。時間の経過に伴い老朽化が進むと、壁や瓦などが剥がれ落ち、近隣住民や通行人への危険が増加します。そのような管理不全の空き家は、街の景観を著しく損なうこととなり、地域の魅力低下が起こり、大竹市が進める定住促進事業の足かせとなり、さらなる空き家を発

生させる悪循環が予想されます。

このように空き家が増加し、社会問題化することに対し、国は平成27年に空家対策特別措置法を完全施行させ、大竹市においても、平成28年9月に同法に基づく協議会を設置し、平成29年3月に空家等対策計画を策定し、対策事業を進めてこられたことと思います。日々深刻化する空き家問題と、その背景にある人口減少問題に対して、大竹市空き家等対策計画では、総合戦略にある人口ビジョンをベースとして、その対策を推進することとなっております。

大竹市人口ビジョンの3つの基本目標は、①地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する。②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。③誰もが健康で生きがいをもち、安心して暮らせる地域を実現するとなっております。

ここで問います。大竹市の空き家の状況と、先ほど申し上げた総合戦略にある人口ビジョンの3つの基本目標を踏まえながら、本市では、これまでどのような空き家対策を実施され、その成果を評価されていらっしゃるのでしょうか。大竹市の空き家の現状とあわせてお尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 人口減少が続く中、空き家の問題は全国的な問題となっておりますが、地域の実情もさまざまであり、どこにでも通じる画期的な解決策がないところでございます。本市に適した解決策を検討していかなければいけないと感じております。御質問ありがとうございます。

それでは、小出議員の御質問にお答えをいたします。

全国的な人口減少、少子化、高齢化が進む中、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観などにおいて、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月に公布されました。

本市では、平成29年3月に、国の基本指針に即した大竹市空家等対策計画を策定し、これに基づき、空き家対策に取り組んでいるところです。

まず、1点目の本市の空き家の状況についてです。

空き家対策を効果的かつ効率的に実施するために、平成29年度と令和4年度に、空き家の実態調査を行いました。本市の空き家数ですが、居住目的のない空き家が平成29年度に573戸であったものが、令和4年度には704戸と、約1.2倍になっています。

次に、2点目のこれまでの空き家対策とその評価についてです。

これまでの本市の具体的な空き家対策の取り組みとしては、危険性の高い空き家や周辺住民などの相談により情報提供のあった家屋などについて現地調査を行い、適切に管理されていない場合には、所有者を特定し、適正に管理するよう通知するとともに、状況によっては所有者などに直接会って、対策を講じてもらうようお願いしてきました。

また、市民をはじめ、建物の所有者の方に問題意識を持っていただくため、空き家の適正管理・活用をお願いするパンフレットを作成し、これを納税義務者へ郵送するとともに、



市ホームページにも掲載して啓発活動を行っており、空き家対策の講演会、相談会の開催にも取り組んでいます。

このような取り組みもあって、先ほど申し上げた平成29年度に調査した居住目的のない空き家573戸のうち、この5年間で187戸が解消されており、一定の成果があったものと考えています。

最後に、3点目の今後の計画についてです。

居住目的のない空き家はさらに増加が見込まれ、空き家対策の強化が急務となっています。こうした状況を踏まえ、国は令和5年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正し、令和5年12月13日に施行されます。

さらに国では、基本指針等の改正も今後行う予定とされていますので、その動向を見極めながら、第2期の大竹市空家等対策計画を改定し、今までより適切な対策を講じてまいりたいと考えています。

以上で、小出議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁、大変ありがとうございました。

これら対策事業を多角的に進める中で、先ほど市長からの答弁の中にもありましたが、国の後方支援策としての法改正がございます。まず、民法・不動産登記法の改正があります。

令和3年4月21日に、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立しており、両法律では、所有者不明土地の発生と予防、利用の円滑化を目的としております。

全国のうち、所有者不明土地が占める割合は、九州本島の大きさに匹敵すると言われております。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加により、ますます深刻化するおそれがありますが、所有者不明土地の原因の約7割は、相続登記の未了となっております。これは建物についても同様であり、空き家増加の主要な原因となっていました。そのため同法律では、相続登記の義務化が、令和6年4月1日より施行されます。

また、土地の利用ニーズが低下する中で、土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地が新たな所有者不明土地の予備軍となることを防ぐ目的で、一定条件のもと国庫に帰属させる法律、こちらは本年4月27日に既に施行されております。

また、土地建物に特化した財産管理制度の創設や、財産共有制度の見直し、遺産分割に関する見直しなど、どれも実態に即した制度の見直しとなっております。これらは広く市民に周知するべき内容であると思いますが、いかがに対応されていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

次に、空き家の発生原因の1つに、核家族化、地方から都市部への人口流出があります。成人した子供は地元大竹市を離れ、大竹市には親が住む住宅が残るケースが多々見受けられます。子供も親と同じく大竹市に住むものの、新居を構え、親とは別所帯となるケースもあるでしょう。どちらも親が亡くなったときに、まず相続問題が発生します。誰が遺産を相続するのか、遺産をどのように分割するのか、その協議が一苦勞です。

法改正により改善が今後期待される場所ですが、たとえスムーズに相続されたとしても、その後どのように相続した建物を管理するかという問題が発生します。子供には自分の持ち家があります。かといって、家族の思い出が残る建物をすぐに処分する気持ちにはなれません。まして仏壇でもあればなおさらでしょう。当面は兄弟が交代で家の風通しや庭の手入れに行くでしょうが、少しずつ足が遠のくことは目に見えております。管理し切れなくなった建物が老朽化するのはい早いものです。

当初は誰かリフォームして住んでくれる人がおればなどと考えますが、不動産の流通に乗らない物件は、なかなか積極的に利活用してくれる人がいないのが実態です。本市も空き家バンクを設置していますが、登録者数が伸びないのは、このような理由によるものではないでしょうか。結局、建物の老朽化が著しくなり、管理する者も年を取り、後々のことを考えるようになり、ようやく不動産業者を訪ねるというパターンが多いように思います。

大竹市において平成28年に実施した、空き家所有者現況調査及び意識調査というアンケートによると、空き家所有者の年齢は60歳以上の高齢者が約8割を占めており、今後さらに進展する高齢化も相まって、空き家が増加すると考えられます。また、空き家の利活用を尋ねたところ、一番多い回答は、予定がない、現状のままにしたいという回答であり、約3割の回答があります。

ここで大切なのは、建物を所有するものの、早め早めの決断が必要であるということだと思います。空き家の利活用をするには、適した立地条件や建築年数、建物の構造や強度の診断、空き家になってからの年数などが関係してきます。引き続き建物を利活用したいのであれば、適切に管理するとともに、市の空き家バンクに登録するか、民間の業者へ相談するとかのアクションが必要であり、利活用に適した建物であるか否かの診断を、速やかに行うべきだと思います。

建物の利活用を希望したとしても、実際のところ、思った以上に成果が出ていない状況にあります。利活用が進まない要因としては、日本人は新築物件を好む傾向があり、これは持ち家の取得方法の約8割が新築であるとの統計から裏付けられます。空き家が利活用に適さない物件であり、将来的に管理が難しいことが想定されるならば、周囲に危険を及ぼす可能性のある管理不全の空き家として指定される前に、建物を除去するなど、次の手を打つべきものと考えます。

ここで、次に問います。さきに述べました民法や不動産登記法の法改正を市民へ周知することについては、どのように行われていますでしょうか。その頻度と方法についてお尋ねいたします。

また、法制度の解釈はとても難しいものです。不動産管理の助言や相談を含め、市民の方が相談を受けたいときに、どこを訪ね相談すれば、安心してサポートを受けられるものでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） では、お答えいたします。

法改正、広報がどのように行われているのか。それについて、どこの窓口相談に行か

れているのかという御質問でございます。

法の改正でございますので、基本は、国が周知を実施しております。しかしながら、法務局から協力の依頼がございまして、市民税務課と都市計画課が連携しながら対応しているということでございます。

本市での具体的な取り組みを少し紹介させていただきますと、相続登記の義務化を紹介したチラシを、死亡届の際や固定資産税の相続人代表者指定届を送付する際に配布し、周知しております。

また、先ほど市長のほうで答弁ありましたように、本年8月に開催した相続登記講演会、無料相談会、この制度を周知しているところでございます。

それから、もう1つ、相続人や所有者に対して、不動産管理の助言や相談をどこの窓口でどのように行っているかということの御質問についてでございます。

空き家に関する相談窓口としては、都市計画課が行っております。ただ、空き家に関する相談内容は多岐にわたることから、関係課、それから、関係団体と連携しながら対応している状況でございます。

特に、先ほど言われました今回の不動産登記のことになりますと、ちょっと専門的なことになりますので、法務局のほうへ御紹介しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁ありがとうございました。

市民に対し、必要な情報を積極的に周知することは大切なことであると思います。8月28日にアゼリアおおたけにおいて相談会が開催されたということは知っておりますので、引き続きこのような関係団体や法務局と連携した、積極的な市民への周知を行っていただければと思います。

次に、空き家法改正に関して、空家等対策の推進に関する特別措置法も一部改正されました。

これまで空家等対策協議会といえ、主に周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家、いわゆる特定空き家に対する認定や、処分についての協議が主だったと思います。これは緊急性に鑑みて、やむを得ない対応であったというわけですが、居住目的のない空き家がこの20年間で約1.9倍に増加したことにより、特定空き家になってからの対応では限界があるとの判断から、幾つかの同法が改正されました。

改正の中身としましては、道路規制や用途規制の合理化、市街化調整区域内の用途変更の緩和など、これまで建物の建て替えや改築が難しかった案件でも、空き家の活用において規制を緩和するものとなっております。

また、所有者不在の空き家に対して、市区町村が財産管理人を裁判所に請求できるようになったこと、相続人が相続した空き家を一定の要件を満たして譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円の特別控除を適用できる税制措置が令和9年まで延長されたこと。これらの法改正は、より積極的に空き家の利活用に道を開くものであると期待されますし、これまで特定空き家にフォーカスしていた空家等対策協議会が次のステージに進んだものとし

て、うれしく思っております。さきの民法・不動産登記法の改正とあわせて、空き家問題を何としても解決したいとする国の本気度がうかがえるように思います。

この法改正の中で、1つ提案させていただきたいことがあります。この法改正の中に、固定資産税の住宅用地特例の解除というものがあります。内容としては、放置すれば特定空き家になるおそれのある空き家、いわゆる管理不全空き家に対し、市区町村が指導・勧告した場合、固定資産税の住宅用地特例が解除され、課税税率が一気に6倍になるというものです。

これまでは特定空き家に対して設けられていた制度が、傷み具合において、その前段階である管理不全空き家に対して適用できることから、周囲に悪い影響を及ぼす見込みが将来予見できる建物を早めに除去することを期待してのことと思います。

固定資産税の住宅用地特例は、一般的には住宅が建っていれば、土地の固定資産税が6分の1となる制度として理解されていますが、空き家対策の中では、住宅の劣化が進み、利活用の見込みがない状況にあっても、軽減措置の継続を目的とし空き家を放置するので、住めない空き家が増えている原因の1つになっております。

市区町村が指導・勧告すれば、この特例が解除される可能性はあると言いますが、勧告を受ける程度にまで老朽化が進むまでは、空き家をそのままに放置することを防ぐ手立てには至らないと考えられます。

より一層、より積極的に利活用の手立てがない建物については、不動産の流通を促進するためにも、まちの景観を向上させるためにも、空き家を解体し更地となった状態においても住宅用地特例を延長する、みなし延長の制度を検討されてはいかがでしょうか。

先進的に実施している自治体もあるようです。みなし延長が5年であるとか10年であるとか、さまざまであり、その対象も、危険な建物に限る場合、昭和56年以前に建築された耐震基準に満たない建物に限るのか、具体的に考えていくと多くの課題が浮かび上がりますが、しかし、今求められているのは、この空き家対策の中でまず実施してはどうかということをお尋ねしたいと思います。

確かに固定資産税は、地方税の中でも主要な財源となっていますが、利活用の見込みのない老朽化した建物を解体すれば、まちの景観を向上させ、不動産として流通させることにより、そこから得られるものに目を向けてはどうかと思います。

住宅用地の不足により、農地を転用し、宅地にする場合もあります。本来建物を建築するには不向きな傾斜地などを、開発行為により住宅用地とする場合もあります。それよりかは本来住宅用地であった土地を、スムーズに住宅用地として継続させたほうが無理がないのではないかと思います。執行部の御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 住宅地であったものがまた継続して住宅地になるというのが、本当、理想ではないかと思っております。

先ほど御質問がありましたように、住宅用地の特例見直しの延長といった話でございしますが、これにつきましては、老朽化空き家の除却を促進し、住民の安全・安心を確保するために、除却した後の土地に対する固定資産税を減免している、こういう市町が全国的に

もあります。

小出議員の御提案につきましては、実施している市町の空き家の状況や、この実施によってどういった効果が出ているのか、どんな影響があるのか、その辺をまず研究してみる必要があると考えております。御提案ありがとうございます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御回答ありがとうございます。

制度的にはさまざまな検討すべき課題があることは、十分に承知しております。しかし、先ほど申し上げましたように、先進的に取り組んでいる自治体もあることも事実です。みなし延長してはいかがかという質問の趣旨を酌み取っていただければ幸いです。

恐らく最後の質問になると思います。冒頭申し上げましたように、空き家問題は日本が抱えるさまざまな課題が表面化したものに過ぎないと思います。空き家問題を病気の風邪で例えれば、表面上現れる症状に対して、病院では飲み薬が処方され、熱や鼻水や咳の症状を抑えますが、それにプラスして、体質を改善するとか、免疫力を向上させるとか、質のよい睡眠を心がけるとかの総合的な対処をしなければ、なかなか病気は治らないものと思います。

よって、空き家問題を解決するためにも、大竹市のまちづくりの基本構想を核とした総合戦略にある人口ビジョンの3つの基本目標の実現を踏まえ、対処すべきであり、目の前の空き家の対応に追われていれば、なかなか解決には及ばないものと思われます。

そこでまず1つ目の提案ですが、空き家対策問題を取り扱う主たる協議機関としての空家対策協議会においては、今後はもっと総合的な協議ができるように、都市計画課に加え、必要に応じ企画財政課や市民税務課等々を交えての協議の場にしてはいかがかと思います。が、いかがでしょうか。

協議会の中で、専門委員から多くの意見や提案が出ることもありますが、なかなかその意見や提案が十分に生かされていらないという印象を受けますので、この提案をさせていただきました。

次に、少し具体的な提案となりますが、空き家の利活用と定住促進を踏まえたものとして、大竹市にUターン、Iターンして、親が住んでいた空き家を改修する場合、リフォームする際の補助金を特別枠で設けてはいかがでしょうか。

関連して、もともと店舗であった空き家を購入した者が、店舗や事務所へ改修し商売を始める場合に、そのリフォーム費用に対する補助金枠を設けてはいかがでしょうか。こちらのほうは、空き家問題と商工業の発展につながるものと思います。

現在、住宅改修等補助事業としては、個人住宅を対象としてのみ空き家リフォームの補助金制度がありますが、なかなか空き家の利活用が進まない中、総合的な施策が必要であると思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

大竹市では、大竹市空家等対策計画の第2期計画を策定中であると思います。このタイミングで改めて質問させていただきます。国の法改正を踏まえた第2期計画によって、大竹市の空き家問題はどのように改善されていくのでしょうか。提案とともに、お答えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 空家対策協議会、ここで総合的な協議ができるよう、都市計画課だけではなく、市民税務課や企画財政課とかを加えてはどうかという御質問でございます。ちょっと他市の状況をいろいろ見せていただいたところでございます。それをもうちょっと研究させてもらって、今後対応していきたいと考えております。

続いて、提案のございましたリフォームの支援のことでございます。

空き家対策を定住につなげるというのは、先ほど申しましたように、それは意義があるのかなというふうに、ちょっと思っております。

現在、市で取り組んでおるリフォーム事業、この対象者は、市内に居住している者、それに加えて、これから居住する者も対象としております。補助額は、対象費用の10分の1かつ限度額30万円以下としているところでございます。

一方、先ほど市長が答弁していただきましたように、平成29年度の調査であった空き家が573戸であり、そのうち5年間で187戸が解消されるという御説明をいたしました。もう少し分析してみますと、その187戸の解消事由としましては、更地になったものが52件、28%。更地からさらに建て替えられたのが43件、23%。そして、一番多かったのが、既存建物のまま居住されていたものが90件、48%でございました。

この居住された方が、先ほど小出議員が言われたように、Iターン、Uターンされた方なのかどうかということについては、もう少しできれば調査してみたいと思っております。それをヒントに、小出議員が言われましたように、リフォームの支援をさらに強化するようなことを検討するべきかなというふうに考えます。ただし、財政的なこともございますので、総合的に、その辺も踏まえて研究してみたいと考えております。

もう1つ、最後のところでございますが、第2期の大竹市空家等対策計画を今後どうしていくのかということでございます。今までの大竹市の取り組み、空き家になった状況で早めにそういう周知をするという活動を今後も続けていくことが、空き家の数を減らしていくことについて一番重要ではないかというふうに考えております。そこについては、今後も積極的に行っていきたいと考えております。

あと、国の施策というか方針が、もう少し具体的なところがございましたら、その辺も踏まえていろいろ検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） ありがとうございます。少しずつ、空き家に対する対策の効果が始まったものかなというふうに思っております。今後とも、ぜひいろんなことを検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（北地範久） 続いて、11番、西村一啓議員。

[11番 西村一啓議員 登壇]

○11番（西村一啓） 11番、政啓クラブ、西村一啓でございます。質問の機会をいただきましてありがとうございます。今しばらくお時間を頂戴いたします。

私は、本市の市道管理・維持等についてお伺いをいたします。

本市は昭和29年9月、大竹市として、近隣の3町1村1地区が合併してできたまちでございます。今日まで市としては、行政運営されてまいりました。ひとえに、執行部の職員、さらには議会、先輩議員のおかげで、来年は大竹市創立70周年を迎えようとしております。すばらしいまちが、この70年ありました。残念ながら10月1日には、初めて大きな断水という経験もさせていただきました。私も70年余り生活をしてまいりましたが、初めての経験でございました。

さて、私は「笑顔・元気がやく大竹」を目指して、とキャッチフレーズを上げてまちづくりに取り組んでいます本市ではありますが、人口が減少する中、住んでみたいまちをつくっていく上で、道路整備は近々の課題であると思います。同時に、重要な問題であります。

昭和32年、都市計画決定がされ、整備が始まった都市計画道路についても、今日まで約60年間、おおむね達成率は37%と聞いております。

先ほどから同僚議員の質問にもありました空き家対策も、そして、新たにまちづくりについても、いろいろな問題がありながら、今日まで至ってまいりました。最近では、新しく大竹駅が完成しつつあります。駅前中市立戸線を結ぶ160メートルの都市計画道路は、やっと測量設計に入ったとお聞きしております。

しかしながら、こうした道路行政は、市内の市道においては、今までに60年間の間につくられた道としては、中市立戸線、青木玖波線、南栄下白石線等、便利にはなりました。これら幹線道につながる支線の整備についても、いまだ十分にはできておりません。

最近の高齢者対策についても、各地域の歩道の整備、路側帯の表示等、最近では薄く見えにくい場所も多く見受けられ、歩道の造りも、従来のマウンド方式から、最近では平坦な歩道に変わりつつありますが、高齢者にとっては手押し車でも、あるいは歩いてでも従来の道が狭く、本当に歩き難い場所になってきております。

また、子供たちも少子化の中、通学路は学校から通学路を指定されていますが、子供の通学路にも十分な安全性の市道になっているか、部分的にいまだ十分に安全性について指摘されている箇所が多く見受けられます。

さらには、各地域の幼児や子供の安全性についても、市道の側にある農業用水路の転落防止策等についても十分な対策がなされているのか、疑問を感じております。問題が起きてからでは、福山市のような事故も起き得ることも想定して取り組んでいるのか、十分な対策が必要ではないかと思えます。

本市の道路整備は、先ほどから同僚議員が取り上げています、多岐にわたる空き家対策、あるいは取り壊し等の道路の進入路の確保、そして、地域指定。大竹市は商業用地としての地域指定の道路整備が十分ではありませんので、なかなか広く認められておりません。こうしたことがまちを伸ばしていく1つの、阻害されておる分ではないかと、私は思っております。

今後、本市の道路整備をどのように取り組んで進めていくのか、また、長期的考えでどのようにしてまいるのか。その点を伺いながら、これからは、先ほども申しました自然災

害も含めて、先般の断水問題等、やはり道路が整備されていたからこそ、繰り返して申し上げますが、発生から18時間で通水したと。近年、この近隣のまちではすばらしい回復度でございます。これは改めて担当の水道局の職員、あるいはそこに関わった業者の方にお礼を申し上げます。

また、道路行政は、これからますます大竹市のまちづくりには基本であります。御承知のとおり大竹市は、玖波、小方、大竹と、細長いまちでございます。広げることは道路しかありません。ぜひとも地域の皆さんの協力をいただいて道路行政を進めることによって、大竹市はコンパクトなまちづくり、市長が再三申し上げております小方開発についても、やはり道路の開発が、私は一番だと思います。

夢の夢を申し上げますが、でき得れば、川手地区あるいは中山間地区の住民の方がよくおっしゃいます、ダムのサイドの道を整備してくれとか、いろいろ言います。そんなことよりは、小方山の小学校のあたりから、栗谷、大栗林、8.2キロメートルしかございません。トンネルを掘るべきですよ。そうしたら、将来は無人バスが走ります。雪であろうが何であろうが安全な公共交通、これこそが地域の発展の基台だと思います。決して公共交通に関わるわけではないんですが、これも道路がないとできません。

ぜひとも議員の皆さんの協力をいただいて、大竹市の道路行政にいま一步お力をお願いすることをあわせてお願いを申し上げます、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 道路は誰もが使う基本的なインフラでございますが、時代の経過とともに、安全性や利用者への配慮など、整備の仕方も変化してきております。時代に即したよりよい道路整備に向けた御質問、また、大きな100年にかけての夢を語っていただきました。ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、幹線道路につながる支線の整備についてです。

基本的には、大竹市公共施設等総合管理計画の個別施設計画などにに基づき、順次整備を進めていきたいと考えています。また、国の交付金などの財源があるものにつきましては積極的に活用しながら、着実に進捗を図っているところです。

次に、高齢者の歩道の安全対策についてです。

市内には市道認定された道路が、総延長約166.5キロメートルあり、そのうち歩道のある市道は、約26キロメートルあります。古いタイプの歩道はマウンドアップタイプで、車道より一段高くなっていますが、近年は平坦なセミフラットタイプの歩道を整備しているところです。

特にマウンドアップタイプの歩道は幅員の狭い歩道も多く、交差点部や道路に隣接する駐車場などの出入り箇所は、斜面状の段差になっており、歩行者にとって歩きにくい場所も多くあると認識しています。これらについては、現行の構造では対応が困難なものも多く、道路整備にあわせて、対応可能な範囲で対策を講じていきたいと考えています。



また、路側帯の表示についても、外側線や中央線などが薄く、見えにくい箇所が、市内各所に多くある状況ですが、舗装補修工事や交通安全対策工事にあわせ、毎年度、計画的に補修を実施しています。

市内全域を整備するまで時間を要する状況にありますが、道路施設について、市民の皆様から寄せられる情報や、職員による日常のパトロールにより、適宜維持管理を行っているところです。

続いて、子供たちの通学路についてです。

教育委員会が策定している大竹市通学路交通安全プログラムに基づき、小・中学校の校長会、PTA連合会、警察、そして、国や県の関係部署を構成員とした通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に取り組んでいます。

毎年度、通学路の合同点検を行い、危険箇所を抽出し、対応が必要とされる箇所について、ハードとソフトの両面から具体的な対策を推進会議に諮り、実施しているところです。

最後に、市道に隣接する農業用水路の転落防止のための対策についてです。

現在、対策として、転落防止柵の設置などについて検討を行っているところですが、隣接して宅地などがある箇所が多く、狭い道路に面した水路では、転落防止柵の設置により、宅地などの出入りや車両の離合に支障を来す箇所も多く、対策が進まない状況にあります。

本市の道路整備については、これらの実情を踏まえ、少しでもよりよい生活環境や安全性の向上を念頭に実施してまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 西村議員。

○11番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

繰り返し質問するわけではございませんが、先ほども申し上げましたとおり、玖波、小方、大竹、確かに昔からの道がたくさんあります。歩道の整備、また、路側帯の補修、いろんなことをやらないといけないところがたくさんあります。

そして、なおかつ、地名で申し上げますと元町あたりは、横の連絡道がありません。私が常に申し上げて、土木課長には大変迷惑をかけるんですが、緊急車両等の進入路の確保、これはもうまちづくりの基本です。

新しく若い人が町に家を建てて来るのに、消防車が入らない、救急車は入ってこない、そんな土地は安くても、なかなか皆さん家を建てません。そうしたものが目につく以上は、もっともっと行政として、考えを取り組んでもらいたいと思います。

そして、先ほど市長がおっしゃいましたように、用水路の問題ですが、本来これは農林水産省の管轄で、昔は立戸だろうが小方だろうが、田んぼがたくさんありました。そのための用水路として、国が農業用水路を指定してやっておりますが、今はほとんど田んぼが見受けられません。

そしたら、いっそのことヒューム管を埋めて、そこを、用水路の部分を隠して、道路幅を広げて大きい道をつくるとか、そうしたもっと具体的な取り組みはできないのか、そういう思いもあります。

さらには、子供たちが安全で安心して行く通学路、これは生まれ育ったまちから、地域

から学校に行く距離は、必ずといっていいほど縮まりません。そこで安全な道、例えば、地下道をつくるとか、そういうのも私は道路行政の基本ではないかと思っております。

あわせて、大竹市は、前回質問でもさせてもらいましたが、2号線という幹線道が走っておりますが、広島から下がってくる玖波の町には、なかなか女性ドライバーは右折ができてにくい。そういうまちなんだということをよく言われます。こうした右折ラインの設置とか、そういう道路を造り変えるというか、道路を見直すと、こういうことを市長に特にお願いをして、すぐにはできません、できませんけど、私は毎回、ほらを吹くなとってよく怒られるんですが、栗谷にトンネルを掘ろうと。それはこれほど安全なものはありません。ましてやこれから10年、20年先は、無人バスですよ。そうしたことを考えれば、やはりまちづくりの基本は、コンパクトなまち。

特にこの本庁があります市役所周辺、この小方小・中学校跡地の4.7ヘクタールを含めたまちづくりは、これからの大竹市の本当の基本になります。こういうところも含めて取り組んでいくという、大きな体系を持って臨んでもらいたいということを最後に要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、12月1日の本会議に継続いたしますと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、12月1日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この辺りで延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。12月1日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

(5. 11. 30)

本日はこれにて延会いたします。

16時25分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月30日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 域 究

令和5年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和5年12月1日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                                               | 付 記                       |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                                        |                           |
| 第 2 | 報告第 8号 | 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）                                    | 報 告                       |
| 第 3 | 議案第67号 | 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について                                        | 即 決<br>（一 括）<br>総務文教付託    |
| 第 4 | 議案第71号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について                                   |                           |
| 第 5 | 議案第72号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                                  |                           |
| 第 6 | 議案第68号 | 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 生活環境付託<br>（一 括）           |
| 第 7 | 議案第88号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）                                        |                           |
| 第 8 | 議案第69号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                                    | 総務文教付託<br>（一 括）<br>総務文教付託 |
| 第 9 | 議案第70号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                          |                           |
| 第10 | 議案第73号 | 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について                                              |                           |
| 第11 | 議案第76号 | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について                     | 総務文教付託                    |
| 第12 | 議案第77号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                                      | 総務文教付託                    |
| 第13 | 議案第74号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について                                               | 生活環境付託<br>（一 括）           |
| 第14 | 議案第75号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                              |                           |
| 第15 | 議案第80号 | 財産の無償貸付けについて                                                      | 生活環境付託                    |
| 第16 | 議案第78号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                                         | 生活環境付託<br>（一 括）           |
| 第17 | 議案第79号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                                             |                           |
| 第18 | 議案第81号 | 市道路線の認定について                                                       | 生活環境付託                    |
| 第19 | 議案第82号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                                             | 総務文教付託                    |

|     |           |                               |                          |
|-----|-----------|-------------------------------|--------------------------|
| 第20 | 議案第83号    | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)   | 生活環境付託<br>(一括)<br>総務文教付託 |
| 第21 | 議案第84号    | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)   |                          |
| 第22 | 議案第85号    | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号) |                          |
| 第23 | 議案第86号    | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)     |                          |
| 第24 | 議案第87号    | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  |                          |
| 第25 | 令和5年陳情第3号 | 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情     | 生活環境付託                   |

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 8号(報告・質疑)
- 日程第 3 議案第67号から日程第 5 議案第72号(説明・討論・表決・付託)
- 日程第 6 議案第68号から日程第 7 議案第88号(説明・付託)
- 日程第 8 議案第69号から日程第11 議案第76号(説明・付託)
- 日程第12 議案第77号(説明・付託)
- 日程第13 議案第74号から日程第15 議案第80号(説明・付託)
- 日程第16 議案第78号から日程第17 議案第79号(説明・付託)
- 日程第18 議案第81号(説明・付託)
- 日程第19 議案第82号から日程第24 議案第87号(説明・付託)
- 日程第25 令和5年陳情第3号(付託)

### ○出席議員(15人)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 北地 範久 | 2番  | 中野 友博  |
| 3番  | 豊川 和也 | 4番  | 山代 英資  |
| 5番  | 岡 和明  | 6番  | 小出 哲義  |
| 7番  | 末広 天佑 | 8番  | 藤川 和弘  |
| 9番  | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一  |
| 13番 | 日域 究  | 14番 | 細川 雅子  |
| 15番 | 寺岡 公章 |     |        |

### ○欠席議員(なし)

### ○説明のため出席した者

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| 市 |   | 長 | 入山 欣郎 |
| 副 | 市 | 長 | 太田 勲男 |
| 教 | 育 | 長 | 小西 啓二 |

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
建設部地籍調査担当部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長

佐伯和規  
中村一誠  
三原尚美  
山本茂広  
小田健治  
古賀正則  
小田明博  
柿本剛

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

山田智徳  
北修治

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、細川雅子議員、2番、中野友博議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第8号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）

○議長（北地範久） 日程第2、報告第8号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 小田明博 登壇〕

○消防長（小田明博） 報告第8号専決処分の報告について説明いたします。

本件は、廿日市市上平良交差点内で発生しました交通事故に関する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11月13日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は3万1,240円で、相手方はお手元の資料の方でございます。職員の公務中の車両運転に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要を説明いたします。

令和5年9月25日16時20分頃、救急自動車は緊急走行にて交差点に進入し、右折をしようとしたところ、交差点内に停車していた大型トレーラーの左サイドミラーと救急自動車の右上部側面が接触し、大型トレーラーの左サイドミラーに損傷を生じさせたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本事故は、車両運転における安全確認等が不十分だったことに起因しておりますので、より一層の安全意識の向上並びに交通ルールの遵守につきまして、職員に注意喚起をし、交通事故の未然防止に努めているところでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

日域議員。

○13番（日域 究） 緊急走行中と今初めて知ったんですけれども、ああいう場合に、車はそのまま病院に行ってしまうものなのか、それとも救急の乗っている職員が1人降りるの



か。前の消防長に聞いたことがあるんですけども、結構難しいと思うんですけどね。実際そのときどういうふうにされたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（北地範久） 消防長。

○消防長（小田明博） お答えいたします。

救急車両につきましては、3名が乗車しております。3名のうち、当然事故がありましたので、事故対応ということで1名、そこで降ろしまして、救急車両につきましては病院のほうに行きましたので、その患者さんにつきましては、影響がないような形で対応しております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第5〔一括上程〕

議案第67号 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第71号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第67号大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから、日程第5、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 風邪を引きましたので、マスクのままでお許しをいただきたいというふうに思います。

議案第67号、議案第71号及び議案第72号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、前田興二氏が、令和6年3月4日をもちまして任期満了となります。

前田氏は、平成21年3月5日から、固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

続きまして、議案第71号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、後ほど議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてで説明させていただきます、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

続きまして、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、後ほど議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてで説明させていただきます、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第67号、議案第71号及び議案第72号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第67号の討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 議案第67号ですね、大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてですけれども、大竹市は固定資産税ってなかなか難しい問題があるのが現実なんですけれども、ぜひ、いいアドバイスをいただきますように期待を申し上げて、賛成討論とします。よろしく。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号はこれに同意することに決しました。

議案第71号及び議案第72号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第6～日程第7〔一括上程〕**

**議案第68号 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**議案第88号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）**

○議長（北地範久） 日程第6、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び、日程第7、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第68号及び議案第88号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本件は、現在、特別会計である漁業集落排水事業及び農業集落排水事業について、令和6年4月から公営企業会計を適用するため、関係する条例の改正を行うものでございます。

平成31年1月25日付総務大臣通知、公営企業会計の適用の更なる推進についてにおいて、人口3万人未満の自治体においても、集落排水事業を含む下水道事業について、令和5年度末までに公営企業会計への移行が要請されておりました。そのため本市においても、令和6年度より、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の全部を適用するものでございます。

条例の改正内容ですが、大竹市特別会計条例の改正により、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計を廃止し、大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の改正により、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業に公営企業会計を適用させるものです。

また、集落排水事業の公営企業会計の適用に当たっては、現在の公共下水道事業会計を下水道事業会計に改め、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の3事業を、1つの会計で一括して管理するものです。

また、その他地方公営企業法の全部の適用に伴い、権限が市長から公営企業管理者に移行することにより、関係条例について所要の改正を行います。

次に、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、継続費で予算措置しております4つの事業について、継続費の

事業期間、年割額などを変更するものでございます。

まず、1つ目は、大竹下水処理場し尿前処理施設建設工事業務で、令和6年度の事業費を6,000万円減額するものです。

この事業につきましては、令和5年6月議会において、令和6年度の事業費として1億9,100万円の補正を行っていますが、当時、入札の不調・不落が続いていたため、金額に余裕を持たせて補正しておりました。その後、契約の締結に至りましたが、執行残が発生する見込みとなりましたので、補正により事業費を減額するものでございます。

2つ目と3つ目は、小方ポンプ場汚水沈砂池機械・電気設備改築更新工事と、小方ポンプ場雨水ポンプ（No. 1）機械・電気設備改築更新工事です。

これらの工事は、小方ポンプ場内での工事になることから、汚水及び雨水の機械設備と電気設備、それぞれ一括発注・施工しているところですが、このうち、雨水ポンプの施工において、工事期間中に稼働が必要となるNo. 2ポンプに不具合が確認されたことから、仮設ポンプの設置が必要となりました。

その計画・設置に日数を要することになったため、今年度中の完成が困難となり、事業期間を令和6年度まで延長し、年割額を変更するものです。

4つ目は、大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事です。

この事業につきましては、現在、機械設備と電気設備についてそれぞれ契約を締結するよう進めておりますが、近年の資材価格などの高騰により、入札が不調となっております。

そのため、令和6年度中の完成が困難となり、当初の想定よりも事業費が増加することが見込まれるため、事業期間を令和7年度まで延長した上で、事業費を8,500万円増額するものです。

以上で、議案第68号及び議案第88号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第68号及び議案第88号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第69号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第73号 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について

議案第76号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（北地範久） 日程第8、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する

事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてに至る 4 件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 佐伯和規 登壇]

○総務部長（佐伯和規） それでは、議案第69号、議案第70号、議案第73号及び議案第76号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。この改正に伴い、本条例で引用している地方自治法の条項が変更となったことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

人事院は、去る 8 月 7 日に国家公務員の給与等に関し、俸給月額を平均 0.96% 引き上げ、平均改定率を 1.1% とし、また、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、それぞれ 0.05 月分引き上げるよう勧告しました。

この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決され、公布されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

条例の改正内容でございますが、第 1 条は、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、それぞれ 0.05 月分を引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改定するものでございます。

第 2 条は、期末手当の支給月数を 1.225 月に、勤勉手当の支給月数を 1.025 月に、それぞれ改めるものでございます。

次に、附則第 1 項ですが、この条例の施行日を公布の日とし、第 2 条による改正規定の施行日を令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

附則第 2 項は、給料表に関する改定規定を令和 5 年 4 月 1 日に、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定を令和 5 年 12 月 1 日に、それぞれ遡って適用することとするものです。

附則第 3 項は、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

続きまして、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

産業構造の変化等に対応し、それらを反映するために、総務省が定める日本標準産業分類が改定されることになったため、同分類の大分類を引用している本条例を改正しようとするものでございます。

附則でございますが、施行期日について、改定に係る総務省告示の施行日に合わせて、

令和6年4月1日とするものでございます。また、経過措置として、改正前の規定により、指定事業者の指定を受けている者に係る奨励金については、従前の例によるものとしていきます。

続きまして、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在、8市9町8一部事務組合1広域連合の合計26団体により組織されています。このたび、本組合の構成団体である府中町から、令和6年4月1日から退職手当の支給に関する事務を共同処理したいとの申請がありましたので、同組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第69号、議案第70号、議案第73号及び議案第76号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第69号から議案第76号に至る4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第77号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第12、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、小田上議員には退席を願っております。御了承よろしくお願いいたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） それでは、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や、三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など、施設の活用が図られるとともに、建物の維持管理につきましても、適切に管理されています。

令和6年3月31日で指定期間が満了となりますので、引き続き、令和6年度から令和8年度までの3年間、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第77号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第15〔一括上程〕

議案第74号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第75号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第80号 財産の無償貸付けについて

○議長（北地範久） 日程第13、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてから、日程第15、議案第80号財産の無償貸付けについてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第74号、議案第75号及び議案第80号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございます。

平成30年12月に策定しました大竹市公立保育所等再編基本方針を基に、令和2年8月に、大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画を策定いたしました。この施設整備計画において、本町保育所を大竹保育所に統合すること。統合後の施設の位置は、現大竹保育所とすることなどを決定いたしました。

本改正は、この施設整備計画に基づき、本町保育所を廃止するため、本条例中第2条の表、本町保育所の項を削るものでございます。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

続きまして、議案第75号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の軽減で、施行期日は令和6年1月1日からになります。

なお、産前産後期間とは、出産予定月の前月から翌々月までの4月、また、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3月前から翌々月までの6月となります。

続きまして、議案第80号財産の無償貸付けについてでございます。

本市の普通財産である旧松ヶ原小学校の建物及び土地は、現在、社会福祉法人美和福祉

会に無償で貸し付けており、当地では、さまざまな障害福祉サービスなどを展開されています。

この建物及び土地の貸付期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、相手方から引き続き5年間の借受期間更新の申し出がありました。これに応じるため、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

平成30年当時、本市に障害者支援に関する社会的資源が少ない中、旧松ケ原小学校の有効活用及び地域の活性化も見込み、障害者の地域生活を支援する拠点の整備が可能な法人を誘致した経緯がございます。

現在まで、社会福祉法人美和福祉会が運営するおおたけ松美園における障害者サービスの利用者数は順調に推移しており、市民にも十分認知され、地域住民との交流も順調に行われているようです。

旧松ケ原小学校を有償で貸し付けますと、事業収入に対し負担が大きくなり、事業者として事業規模を縮小せざるを得ない可能性もございます。供給サービス量の低下は、障害者にとって不利益となりますし、障害者と住民との交流による地域の活性化も望めなくなります。

したがって、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間においても、当該建物及び土地を無償貸付けとしようとするものでございます。

以上で、議案第74号、議案第75号及び議案第80号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第74号から議案第80号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第78号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第79号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第16、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について及び日程第17、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についての2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） それでは、議案第78号及び議案第79号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。



初めに、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

コミュニティサロン玖波につきましては、令和5年度から、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定していましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了するため、引き続き同センターを指定管理者として指定するものでございます。

公益社団法人大竹市シルバー人材センターは、これまでも市民が気軽に交流できる場となるよう、さまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図っているところでございます。

また、昨年12月の議員全員協議会でも説明しましたが、現在の玖波公民館は、新たに玖波地域交流施設として整備し、コミュニティサロン玖波の機能を同施設に統合する方向で検討が進められています。

このため、令和8年度末までを目途に、コミュニティサロン玖波の機能は、玖波地域交流施設に統合され、現在のコミュニティサロン玖波の施設は、別の活用用途を検討することとなります。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の指定管理者を選定するに当たり、引き続き公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定することが適切と考え、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は玖波地域交流施設との機能統合など、今後の検討段階に柔軟に対応ができるよう、令和6年4月1日から1年間としております。

続きまして、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この集会所は、平成26年度の施設開設当初から、木野一丁目自治会を指定管理者に指定し、施設の管理運営を行っています。令和6年3月31日で5年間の指定期間が満了いたしますので、市としましては、施設の設置経緯や集会所の本来の目的からも、引き続き、木野一丁目自治会を指定管理者として指定することが最適と考え、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第78号及び議案第79号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第78号及び議案第79号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第81号 市道路線の認定について

○議長（北地範久） 日程第18、議案第81号市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第81号市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回認定しようとする元町瀬田線は、大竹市元町二丁目から和木町瀬田をつなぐ橋りょうにおける道路で、現在、本市と和木町において、県境で折半して管理しております。今後も両市町において適正な維持管理を行っていくために、市道路線として新たに認定しようとするものでございます。

道路の概要ですが、全延長は103.8メートル、有効幅員は3メートルの鋼構造で、うち大竹市道として認定する範囲は、51.9メートルでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第81号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第24〔一括上程〕

議案第82号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第83号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第84号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第19、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から、日程第24、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 議案第82号から議案第87号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、53ページからの議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億6,867万8,000円を追加し、予算総額を173億5,124万円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、65ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）及び、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職、一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、595万円減額しております。それぞれ調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費の主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金を、それぞれ7,500万円増額するほか、小・中学校など公共施設照明設備のLED化に要する経費を450万円計上するものでございます。

第3款民生費の主な内容といたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の前年度精算金として、過年度療養給付費負担金を2,183万1,000円計上するほか、障害児通所給付事業に要する経費を、執行見込みにあわせて3,165万8,000円増額するものでございます。

第8款土木費は、県道等整備事業に係る県営事業負担金を660万円増額するほか、国の補正予算に計上された交付金を財源として、大竹駅周辺整備事業に要する経費を1億円増額するものでございます。

第9款消防費は、10月に市内で発生した断水の対応として、備蓄水を緊急的に使用したため、これを補充するための経費を44万3,000円計上するものでございます。

第10款教育費は、大竹中学校の空調設備の改修に要する経費を、930万円計上するものでございます。

次に、63ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて7,562万1,000円増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて791万4,000円増額するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を1億5,000万円増額するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を1,801万1,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて4,900万円増額するものでございます。

57ページの第2表継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、鉄道事業者による駅舎解体工事等の進捗により、西口広場の工事着手に遅れが生じるため、年割額等を変更するものでございます。

次に、58ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、59ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものや、複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

次に、60ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について、追加及び変更するものでございます。

以上が、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、83ページからの議案第83号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ980万6,000円を追加し、予算総額を29億5,736万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて83万円、第5款保険事業につきまして、健康管理システム改修業務委託料を92万9,000円、第7款諸支出金につきまして、療養給付費等負担金等返還金を804万7,000円計上し、歳入の前年度繰越金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、95ページからの議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、予算総額を8,773万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、歳入の管渠施設改良事業債を財源として、管渠施設等改良事業に要する経費を300万円増額するものでございます。

次に、98ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、99ページ第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ97万円を追加し、予算総額を7,353万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて97万円計上し、歳入の前年度繰越金で財源調整をいたしております。

続きまして、115ページからの議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ583万4,000円を追加し、予算総額を29億311万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて90万円、システム改修委託料を493万4,000円に計上し、歳入の国庫支出金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、125ページからの議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ79万3,000円を減額し、予算総額を5億5,342万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料、職員手当をあわせて298万円減額するほか、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、過年度保険料等負担金を218万7,000円計上し、歳入の前年度繰越金及び一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

以上、議案第82号から議案第87号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第82号及び議案第85号の2件は、総務文教委員会に、議案第83号、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 令和5年陳情第3号 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情

○議長（北地範久） 日程第25、令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております令和5年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月2日から12月13日までの12日間、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、12月2日から12月13日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

12月4日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、12月5日は午前10時から生活環境委員会を、12月6日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を、その後、広報広聴特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月14日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時50分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月1日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 中 野 友 博

令和5年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和5年12月14日10時開会

| 日 程  | 議案番号       | 件 名   | 付 記                   |                   |
|------|------------|---|-----------------------|-------------------|
| 第 1  |            | 会議録署名議員の指名  |                       |                   |
| 第 2  | 認 第 7 号    | 令和4年度大竹市一般会計決算  | — 決 算 特 別 —<br>(認 定)  |                   |
| 第 3  | 認 第 8 号    | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算  |                       | (認 定)             |
| 第 4  | 認 第 9 号    | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算  |                       | (認 定)             |
| 第 5  | 認 第 10 号   | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算  |                       | (認 定)             |
| 第 6  | 認 第 11 号   | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算  |                       | (認 定)             |
| 第 7  | 認 第 12 号   | 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算  | (認 定)                 |                   |
| 第 8  | 認 第 13 号   | 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算  | (認 定)                 |                   |
| 第 9  | 認 第 14 号   | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算   | (認 定)                 |                   |
| 第 10 | 令和5年決議案第4号 | 令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について                                | 即 決                   |                   |
| 第 11 | 議案第69号     | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                                    | — 総 務 文 教 —<br>(原案可決) |                   |
| 第 12 | 議案第70号     | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  |                       | (原案可決)            |
| 第 13 | 議案第71号     | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について                                     |                       | (原案可決)            |
| 第 14 | 議案第72号     | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                                  |                       | (原案可決)            |
| 第 15 | 議案第73号     | 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について  |                       | (原案可決)            |
| 第 16 | 議案第76号     | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について                     |                       | (原案可決)            |
| 第 17 | 議案第82号     | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）   |                       | (原案可決)            |
| 第 18 | 議案第85号     | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）                                     |                       | (原案可決)            |
| 第 19 | 議案第77号     | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                                      |                       | 総 務 文 教<br>(原案可決) |
| 第 20 | 議案第68号     | 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |                       | (原案可決)            |



|       |               |                                     |                                     |
|-------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第 2 1 | 議案第 7 4 号     | 大竹市保育所設置条例の一部改正について                 | (原案可決)                              |
| 第 2 2 | 議案第 7 5 号     | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                | (原案可決)                              |
| 第 2 3 | 議案第 7 8 号     | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について           | (原案可決)                              |
| 第 2 4 | 議案第 7 9 号     | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について               | (原案可決)                              |
| 第 2 5 | 議案第 8 0 号     | 財産の無償貸付けについて                        | (原案可決)                              |
| 第 2 6 | 議案第 8 1 号     | 市道路線の認定について                         | (原案可決)                              |
| 第 2 7 | 議案第 8 3 号     | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)    | (原案可決)                              |
| 第 2 8 | 議案第 8 4 号     | 令和 5 年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)    | (原案可決)                              |
| 第 2 9 | 議案第 8 6 号     | 令和 5 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)      | (原案可決)                              |
| 第 3 0 | 議案第 8 7 号     | 令和 5 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)   | (原案可決)                              |
| 第 3 1 | 議案第 8 8 号     | 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)     | (原案可決)                              |
| 第 3 2 | 令和 5 年陳情第 3 号 | 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情           | 生活環境<br>(不採択)                       |
| 第 3 3 | 議案第 8 9 号     | 議会の委任による市長の専決事項の指定について              | 即 決                                 |
| 第 3 4 | 議案第 9 0 号     | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務文教付託                              |
| 第 3 5 | 議案第 9 1 号     | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算 (第 5 号)          | 総務文教付託<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託 |
| 第 3 6 | 議案第 9 2 号     | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)    |                                     |
| 第 3 7 | 議案第 9 3 号     | 令和 5 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)      |                                     |
| 第 3 8 |               | 議員派遣について                            |                                     |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第 7 号から日程第 9 認第 1 4 号 (報告・表決)
- 日程第 1 0 令和 5 年決議案第 4 号 (説明・表決)
- 日程第 1 1 議題第 6 9 号から日程第 1 8 議題第 8 5 号 (報告・表決)
- 日程第 1 9 議案第 7 7 号 (報告・表決)
- 日程第 2 0 議題第 6 8 号から日程第 3 1 議題第 8 8 号 (報告・表決)
- 日程第 3 2 令和 5 年陳情第 3 号 (報告・討論・表決)
- 日程第 3 3 議案第 8 9 号 (説明・表決)

- 日程第34 議案第90号 (説明・付託)
- 日程第35 議題第91号から日程第37 議題第93号 (説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第90号及び追加日程第 2 議案第91号 (報告・表決)
- 追加日程第 3 議案第92号及び追加日程第 4 議案第93号 (報告・表決)
- 日程第38 議員派遣について

○出席議員 (15人)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 北地 範久 | 2番  | 中野 友博  |
| 3番  | 豊川 和也 | 4番  | 山代 英資  |
| 5番  | 岡 和明  | 6番  | 小出 哲義  |
| 7番  | 末広 天佑 | 8番  | 藤川 和弘  |
| 9番  | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一  |
| 13番 | 日域 究  | 14番 | 細川 雅子  |
| 15番 | 寺岡 公章 |     |        |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 市 長               | 入山 欣郎  |
| 副 市 長             | 太田 勲男  |
| 教 育 長             | 小西 啓二  |
| 総 務 部 長           | 佐伯 和規  |
| 市 民 生 活 部 長       | 中村 一誠  |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 三原 尚美  |
| 建 設 部 長           | 山本 茂広  |
| 建設部地籍調査担当部長       | 小田 健治  |
| 上 下 水 道 局 長       | 古賀 正則  |
| 消 防 長             | 小田 明博  |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛   |
| 企 画 財 政 課 長       | 三井 佳和  |
| 監 査 委 員           | 薬師寺 基夫 |

○出席した事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山田 智徳 |
| 議 事 係 長     | 北 修治  |

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のため、50分を目安に休憩を設けたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

認第7号 令和4年度大竹市一般会計決算

認第8号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認第9号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認第10号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認第11号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認第12号 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算

認第13号 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算

認第14号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（北地範久） 日程第2、認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、日程第9、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、報告を求めます。

決算特別委員長、日域究議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和5年9月27日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名                   | 審査の結果 |
|------|----------------------|-------|
| 認第7号 | 令和4年度大竹市一般会計決算       | 認 定   |
| 認第8号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 認第9号  | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第10号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第11号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第12号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認第13号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認第14号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

令和5年10月25日

大竹市議会議長 北地 範久 様

決算特別委員長 日域 究

〔決算特別委員長 日域 究議員 登壇〕

○決算特別委員長（日域 究） 去る9月27日の本会議におきまして、私ども委員7名で構成された決算特別委員会に御付託をいただいた認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月20日、23日、24日、25日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖私、日域が委員長に、末広委員が副委員長に御推挙をいただきました。少々荷の重い役回りでしたが、その点は支えていただいた副委員長をはじめとする委員各位及び執行部の皆様、そして、議会事務局の方々に改めて感謝申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて、総括質疑の後、討論、採決を行っております。特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容につきまして御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、初めに、第1款議会費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「自治会への活動助成金及び広報配布手数料について、会員の減少で自治会の会計運営は苦しい状況にある。また、会員の役員不足や高齢化により、広報配布そのものが自治会の負担となっている。こうした中、自治会の役割

が増えていることも踏まえ、自治会への助成内容や広報配布の方法を見直す考えはないか伺う」との質疑に対しまして、「現在、広報配布について、近隣自治体の調査を行っている。これらを踏まえながら、運営の手法や考え方は自治会ごとにさまざまであるため、大竹市自治会連合会とも意見交換しながら、自治会への支援や広報配布の手法を考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「議事録作成支援サービスについて、どの程度の導入効果があったのか。また、他のシステムも含めて、今後のDX活用の考え方を伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度にトライアルを行い、令和5年度から本格運用に移行している。今年度上半期の使用実績として、11部署で約100時間分の会議等について活用した結果、議事録作成に要する時間が3割程度削減されたと判断している。また、今後については、今年度中に、令和6年度から3年間の（仮称）DX推進計画を策定することとしており、内部事務の効率化を進めていく。その中で、各課からの提案や他市の事例等を参考に、対象業務の取捨選択をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「高齢者移動支援助成金について、予算額に対して執行額が少ない理由と、未執行になったフェリーチケットのその後の処理について伺う」との質疑に対しまして、「施設入所や入院等の理由で、実際、阿多田島に居住していない方も含まれているため、執行額は約6割となった。また、未執行分のチケットについては、各個人からの申請によりフェリーの利用券を配布しているため、配布後は各個人で保管していただき、返還等は求めている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「ごみ処理場管理費について、広域処理事業負担金が約1,000万円増加した理由を伺う」との質疑に対しまして、「広域処理事業負担金は、主に廿日市市が委託業者と契約しているはつかいちエネルギークリーンセンターの運営維持管理業務に係る委託料に充てており、本市は、廿日市市に負担金として、令和20年度までの委託期間の計画に基づき支払っている。令和4年度は比較的大規模なメンテナンス実施年度となっていたため、その分、本市の負担金も増加した」との答弁がございました。

次に、「妊産婦歯科健康診査委託料について、特に産婦の受診率が低下しているようだが、令和4年度までの状況及び歯科医師との連携について伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度の産婦の受診件数は56件と、受診率は38%だった。口腔ケアに対して意識が向きにくいということもあり、受診率が低い傾向にある。口腔ケアの重要性を発信し、受診喚起できるよう妊婦健診の受診券と合わせた1冊の冊子の作成を、現在、検討している。冊子を活用して、受診につながる声かけを強化し、啓発活動に努めていきたい。また、歯科医師との連携については、毎年、歯科医師会と協議する機会があり、受診率を含む事業評価を行っている。今後、妊産婦の受診率向上のため、受診しやすい工夫を考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「報償費3万円、負担金、補助金及び交付金5万円、いずれも未執行となっている理由を伺う」との質疑に対しまして、「大竹商工会議所と連携し、開催しているセミナーなどの講師謝礼やメーデーの開催に対しての補助は、新型コ

コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されず、未執行となった」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「野猪等被害防除施設設置事業補助金の件数及び執行額について、令和2年度、令和3年度と比較して大幅に減少している理由を伺う」との質疑に対しまして、「野猪等被害防除施設設置事業補助金は、防護柵の設置に係る費用を補助しており、耕作している農地には設置が進んでいることや、豚熱による被害が少なかったことにより、減少傾向にある」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「クーポン券発行事業について、事業の経済効果について伺う」との質疑に対しまして、「クーポン券事業は、令和4年度まで3回実施している。実績として、令和2年度は、2億5,167万3,500円分のクーポン券の利用で、利用率が94.5%、令和3年度は、2億5,176万3,000円分のクーポン券の利用で、利用率は95.9%、令和4年度は、2億5,120万8,000円分のクーポン券の利用で、利用率は95.8%という結果になった。3回とも2億5,000万円以上のクーポン券の利用があるため、単純計算でいくと、各年度で5億円以上の経済効果があったと考えられる。また、小売店の販売が伸びたことにより、小売店が利用するさまざまな事業にも波及があったと考えている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「土地開発公社経営健全化補助金が、令和3年度と比較して大幅に減少した理由について伺う」との質疑に対しまして、「土地開発公社の経営健全化のため、市と土地開発公社の間で協定書を締結し、市が補助金を出している。補助金の内訳は、公社の借入金の利子補給、公社の保有地が売れた場合の売却価格と簿価の差額、公社が納付する市税の額である。借入金の利子補給と市税相当分は、毎年大きな変動はないが、令和4年度に公社の保有地の売却がなく、補助金が大きく減額となった」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業について、予算に対して執行額が少なかった原因について伺う」との質疑に対しまして、「住宅改修等補助事業のうち、建築分については、ブロック塀等除却補助事業は、10件の枠に対し申請は1件であった。また、木造住宅耐震診断補助事業・木造住宅耐震改修等補助事業は、耐震診断は3件あったが、次のステップにつながっていない状況で、耐震改修・段階的耐震改修・耐震シェルター等については申請がなかった。もう1つの建築物土砂災害対策改修補助事業についても申請がなかった。次に、住宅部については、住宅リフォーム事業は33件、383万円分の補助を行った。特定空家等除却補助事業の実績はなかった。住宅リフォーム事業については、予算上の上限枠に達したため、打ち切るケースもあった」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「ネット119や映像通報システム（ライブ119）の利用状況は。また、周知・支援の方法について伺う」との質疑に対しまして、「ネット119は、令和5年10月1日現在で9人の登録があり、使用回数は令和4年度に1件、令和5年度上半期に1件となっている。ライブ119は、これまでのところ使用実績はない。また、市ホームページや健康・福祉まつりの専用ブースでの紹介などにより、周知や個別の登録支援を行っていきたい」との答弁がございました。

次に、「近隣市に職員を派遣することの効果について伺う」との質疑に対しまして、「広島広域都市圏の仕組みを活用し、相互理解の促進、連携体制の緊密化、職員の資質向上を目的として派遣を行っている。訓練や実際の災害時における対応などの経験から技術を習得し、持ち帰り、本市消防本部の全体的な資質の向上につなげることが成果である」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「文化財保護費の文化財等普及啓発事業委託料の内容について伺う」との質疑に対しまして、「文化財等普及啓発事業については、大竹市歴史研究会へ文化財の説明板の制作と設置を委託して実施している。説明板は、4つ作成しており、亀居城の妙見丸跡に設置した石材の看板と、西国街道の一里塚、七里目と八里目に看板を設置している。最後に、玖波宿本陣跡の説明板を作成しているが、設置はできていない。また、事務費で5,000円ほど消耗品等に使っている」との答弁がございました。

次に、「教育振興費のいじめ防止対策委員会謝礼で委員の構成について伺う。また、委員会の開催や活動について伺う」との質疑に対しまして、「いじめ防止対策委員会は、いじめの問題に係る関係機関との連携を図り、いじめの現状や対応策に関する情報を共有し、今後の方針や方向性を示唆するための組織である。委員の構成は、大竹市いじめ防止対策委員会設置要綱第3条の規定により、大竹市教育委員会教育長、大竹市小学校長会会長、大竹市中学校長会会長、大竹市福祉事務所長、大竹市PTA連合会会長、大竹市民生委員児童委員協議会会長、大竹警察署長、大学教授と定められている。また、いじめ防止対策委員会は、おおむね年間2回ほど開催し、いじめ防止対策に関する今後の方針や方向性、学校の取り組み等の情報共有や連携した施策の実施、いじめ防止対策に係る取り組み状況についての意見交換、その他必要に応じて認められる事項について協議している」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「森林環境譲与税について、各自治体への配分は私有林人工林面積、林業従事者、人口に応じて行われるが、その用途は、私有林人工林に限定されるのか。また、ひろしまの森づくり事業とはどういう違いがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「森林環境譲与税の活用用途は、私有林人工林に限定されるものではない。また、広島県での、ひろしまの森づくり事業は私有林において、施業の意思を有する生産者等が活用するものであるのに対し、森林環境譲与税は、施業の意思がない方が所有する森林の整備等のために活用されるものとすみ分けをしている」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税について、令和4年度の寄附額が前年度に比べて減額となった理由。また、企業版ふるさと納税への取り組み状況を伺う」との質疑に対しまして、「ふるさと納税の寄附額は、令和3年度に過去最高額となったが、令和4年度は、約1億円減少し、5億2,000万円であった。本市からの返礼品はゴルフ関連用品が大半を占めており、マスターズの日本人初制覇などの影響もあり、寄附額が増えてきた。令和4年度の減少理

由には複数の要因が考えられるが、他市町で安価なゴルフ用品が返礼品に加えられたことや、石油価格等の高騰により、一部返礼品が品薄になったことなどが考えられる。また、企業版ふるさと納税については、既に国に対して地域再生計画を提出しており、近く認可が下りる予定である。来年1月に行われるランニングイベントを対象事業に考えており、現時点で3社からの寄附が受けられると見込んでいる」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「基地関連交付金について、ソフト事業に活用するための各種基金の積み立ての額、タイミング等はどうのような考え方に基づいているのか伺う」との質疑に対し、「交付金が交付される間は、それぞれのソフト事業が継続できるよう、ハード事業とのバランスも考えながら、必要な時期に必要な額を積み立てていく」との答弁がございました。

次に、「職員不足への対応について、今後どのように取り組んでいくのか伺う」との質疑に対し、「社会全体として労働力が不足する中で、本市の採用でも土木・建築技術職員をはじめ、応募者が減少している傾向にある。応募者世代の就業に対するニーズを把握するとともに、こちらから門戸を開くような形での手法も考えながら、人員・人材を確保していきたい」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、令和4年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。本3件では、まず、「新型コロナウイルスも一段落してきたようであるが、国民健康保険の滞納状況について伺う」との質疑に対し、「国民健康保険滞納世帯は、令和3年度292世帯、令和4年度263世帯で、29世帯減少した。総所得金額の比較では、令和4年度は令和3年度の99.59%となっており、所得について大幅に減少している様子は見受けられない。また、健康保険料の減免の申請数については、令和3年度が14件で、令和4年度は1件であった。次に、保険料の軽減措置については、7割、5割、2割軽減措置の合計数は、令和3年度は2,311件、令和4年度は2,252件と若干減っている。生活安全化対策として国が行った非課税世帯や子育て支援への給付金支給の影響や催告書の一括送付及び滞納者への早期着手のための納付相談などが滞納世帯数の減少の要因の1つとなっていると考えている」との答弁がございました。

次に、「要介護度が高くなるにつれて、推計値より実数が多い要因について伺う」との質疑に対し、「相対的に要介護度の高い方が推計値より増えて、低い方が推計値より減っている理由については、新型コロナウイルス感染症の影響で、要介護度が低い方が要介護認定を受けることをちゅうちょされた影響もある。また、総合事業により将来、要支援状態になるおそれのある高齢者を早期に発見することで、自立して生活ができる期間を長く維持できることも理由の1つである。要介護度が高い人数が推定に比べて多い理由としては、健康寿命が延びている中で、80代で初めて要介護認定を受ける方も多く、その際に軽度ではなく、重度の要介護度が出ていることや、要介護度を更新したときに、身体の状態の変化で重度の要介護度になる人数が増えたことも考えられる」との答弁がござい



ました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理委託特別会計、土地造成特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。なお、今回の決算特別委員会でも、決算審査の過程で来年度予算に反映させるべきものがあれば、委員会として提案することが決定されました。そのため、10月31日に委員会を開催し、提案に向けて協議し、今回は職員の人材確保及び育成について提案することを決しております。

以上が、決算審査の概要と結果でございますが、委員各位並びに執行部におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査になったと考えております。この場をお借りして、皆さんの御協力に対して御礼申し上げます。また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して、各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されることを重ねてお願い申し上げます。決算審査の報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対して、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 令和5年決議案第4号 令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について

○議長（北地範久） 日程第10、令和5年決議案第4号令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、日域究議員。

〔決算特別委員長 日域 究議員 登壇〕

○決算特別委員長（日域 究） 令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度一般会計及び特別会計の審査に際し、大竹市まちづくり基本構想が目指す8つの幸せの実現に向け、創意工夫、鋭意努力のもとに行政運営が行われていることを再確認した。

しかしながら、質疑を通じて「人員不足により計画どおりに事業が進んでいない」、「マンパワーに限界があり事業の拡充は難しい」というような答弁も散見された。今後、ますます多様化・複雑化する住民ニーズに応じていくためには、現体制において職員が担う業務量が限界に近いところに達しているように受け止められる。

については、身近な幸せを実感できるまちづくりを将来にわたり推進し、本市の魅力をより一層向上させていくため、質・量、双方の観点から人材確保・人材育成を能動的かつ強力に推し進めることができるよう、令和6年度当初予算編成において反映されるよう提案するものである。

あわせて、本市を就職先として選んでもらうための魅力発信やDXによる効果的な人材活用策など、多角的な視点での取り組みを提案する。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和5年度決議案第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

なお、本決議を踏まえ、議長名により執行部に提案することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第18〔一括上程〕

- 議案第69号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について  
 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
 議案第71号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について  
 議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
 議案第73号 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について  
 議案第76号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同約の変更について  
 議案第82号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）  
 議案第85号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第11、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから、日程第18、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る8件を一括して議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第69号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                | 原案可決  |
| 議案第70号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                      | 原案可決  |
| 議案第71号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について                | 原案可決  |
| 議案第72号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について              | 原案可決  |
| 議案第73号 | 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第76号 | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同約の変更について | 原案可決  |
| 議案第82号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                         | 原案可決  |

|        |                                   |      |
|--------|-----------------------------------|------|
| 議案第85号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算<br>(第1号) | 原案可決 |
|--------|-----------------------------------|------|

令和5年12月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案9件につきまして、12月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第77号を除く議案8件について、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「条例の第1条の中で、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員とあるが、具体的な対象者について何う」との質疑に対しまして、「まず、委員会の委員若しくは委員とは、地方自治法で、執行機関として地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員ということであり、教育委員会、選挙管理委員会などの委員会の委員及び監査委員を指す。次に、職員とは、市長以外の常勤特別職である副市長、教育長及び一般職の職員を指し、常勤一般職員、再任用職員、会計年度任用職員が対象となる」との答弁がございました。

次に、「最低負担額について、役職に応じて定める数を乗じることを規定しているが、その内容について何う」との質疑に対しまして、「地方自治法施行令に、職員や委員の種別ごとに最低負担額については、給与や報酬の1会計年度当たりの額に相当する額に、一定の数を乗じて得た額を基準とすることが定められている。政令の規定によると、普通地方公共団体の長は6、副市町村長、教育委員会の教育長、教育委員などは4、公平委員会委員や農業委員会委員などは2、普通地方公共団体の職員は1という数が定められている。この最低負担額は免除されない額として、政令の基準以上の額を条例で定める必要があり、本市の条例では政令の基準と同様に規定しているところである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「なぜこのタイミングで給与の引き上げを行うのか何う」との質疑に対しまして、「まず、地方公務員法によって、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められる。次に、公務員は民間の労働者と違い、労働基本権が制限されていることから、その代償措置として、人事院あるいは都道府県及び政令市の人事委員会が、民間事業所の給与体系や勤務条件などを毎年度調査

し、公務員と民間労働者との給与に格差がある場合には、それを是正するために、国あるいは各都道府県や政令市に対して、給与等に関する勧告を行っている。国や県などは、その勧告を尊重し、給与法の改正、あるいは給与条例の改正について、国会あるいは議会に提案し、議決されれば、公務員の給与が改定されるという仕組みになっている。都道府県や政令市以外の自治体には人事委員会がないため、本市においては、基本的に国家公務員の給料表に準拠することになっている。国の改正状況を基本としつつ、県や県内他市の改正状況を踏まえて、例年12月に給与条例の改正について議案を提出している」との答弁がございました。

次に、「今回の給与の引き上げの総額について伺う。また、引き上げた総額の財源について伺う」との質疑に対しまして、「まず、今回の改正では、期末手当と勤勉手当が一般会計と各特別会計の合計で約1,400万円増額になる。また、給料表の改定もあり、約1,000万円増額となる。次に、財源については、今回の補正予算で条例改正による人件費の増額に加えて、当初予算成立後の人事異動に伴う調整も行っている。その調整により、一般会計が負担する人件費の総額は減少することとなったため、令和5年度については、引き上げ分の人件費の財源手当は必要ない。令和6年度については、総務省による地方財政収支の仮試算において、令和5年度の人事院勧告が反映され、歳出の給与関係経費が1.8%伸びる試算となっているため、地方交付税による財源保障が一定程度なされると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「事業者に対する周知について伺う。また、商工会議所や中小企業診断士などの士業等にも周知をしているのか伺う」との質疑に対しまして、「周知方法としては、固定資産税の納税通知書とともに、産業奨励金の御案内も送付している。また、制度の案内や申請書類等は市ホームページに掲載している。商工会議所等では、既にこの制度を熟知されており、要件に合う事業者の手伝い等をしている」との答弁がございました。

次に、「今回の条例改正で新たな業種が追加されたが、令和5年総務省告示第256号に掲げる大分類に掲載している産業の中で除外された業種がある。その理由について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市産業振興奨励条例は主に商工業が対象である。今回の改正では、対象となる産業を変更するのではなく、総務省の産業分類が変わったことによる分類変えである。引き続き、この制度による商工業の振興を進めたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可

決すべきものと決しております。

続きまして、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「債務負担行為の追加の市制施行70周年記念式典に要する経費で、近年、原材料費の高騰が問題になっているが、前回の市制施行60周年記念式典と比較した想定予算の算定について伺う。また、市制施行70周年記念式典の内容について伺う」との質疑に対しまして、「市制施行60周年記念式典のときは、大竹市の直営ということで、経費ごとの算出ができるが、今回の市制施行70周年記念式典は民間に委託しようとしており、企画運営費や人件費等が委託料の中に含まれる。今後、民間から提案を受けて事業者を決め、事業を運営するため、現時点での比較は難しい。また、市制施行70周年記念式典の内容については、現時点では9月1日にアゼリアホールで午前式典、午後はアトラクション的な行事を行い、新館部分も含め、アゼリアおおたけ全館を使用して、大竹の魅力を実感してもらえるようなイベントの開催を想定している。具体的な内容については、今後、民間から提案を受けたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「継続費の補正の大竹駅東西広場整備事業で工期が遅れた理由と予算額が増額になった理由について伺う」との質疑に対しまして、「まず、工期の遅れについては、令和5年2月19日に自由通路と橋上駅舎の供用開始を行った後に、JR西日本において、旧駅舎の解体及びホームの屋根の復旧工事を行っている。このJR西日本の工事が、本来は9月末までに完了する予定であったが、12月まで進捗が遅れている。大竹市が実施する大竹駅東西広場整備工事はJR西日本の工事の終了後でないと着手ができないため、西口広場全体の完成を令和6年度中から令和7年度中に変更するものである。次に、予算の増額については、資材価格の高騰が原因である。具体的には、西口広場のロータリーと交流広場に設置するシェルターの資材価格が高騰している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。  
本8件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。  
本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、本8件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第77号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第19、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、小田上議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教副委員長、中川智之議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第77号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決  |

令和5年12月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教副委員長 中川 智之

〔総務文教副委員長 中川智之議員 登壇〕

○総務文教副委員長（中川智之） それでは、12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案9件のうち、議案第77号について、12月4日に委員会を開催し、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、小田上委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「三倉岳県立自然公園内の林道の管理について何う」との質疑に対しまして、「費用については、年間約40万円で林道の維持や舗装等が悪い場所を補修し、手数料という形で林道の清掃や伐採等も行っている。また、林道橋の補修等も行っている」との

答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第77号の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第20～日程第31〔一括上程〕

議案第68号 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第75号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第78号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第79号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第80号 財産の無償貸付けについて

議案第81号 市道路線の認定について

議案第83号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第84号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第20、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排



水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第31、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）に至る12件を一括して議題といたします。

本12件に関し、報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第68号 | 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 原案可決  |
| 議案第74号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について   | 原案可決  |
| 議案第75号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について  | 原案可決  |
| 議案第78号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について   | 原案可決  |
| 議案第79号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について   | 原案可決  |
| 議案第80号 | 財産の無償貸付けについて  | 原案可決  |
| 議案第81号 | 市道路線の認定について   | 原案可決  |
| 議案第83号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                       | 原案可決  |
| 議案第84号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）                                       | 原案可決  |
| 議案第86号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）   | 原案可決  |
| 議案第87号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                                      | 原案可決  |

|        |                                |      |
|--------|--------------------------------|------|
| 議案第88号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算<br>(第3号) | 原案可決 |
|--------|--------------------------------|------|

令和5年12月5日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長(細川雅子) それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案12件につきまして、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の今後の使用料改定について、上下水道局の考えを伺う」との質疑に対しまして、「農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の使用料については、これまで公共下水道料金を引き上げるときに、同等となるように引き上げを行っている。公共下水道経営戦略を5年に一度見直しを行う際、公共下水道料金の引き上げが必要かどうか判断し、農業集落排水・漁業集落排水の使用料についても検討する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹保育所を改修している約1年半の間、現状より人数が多い状態で本町保育所での保育が行われるが、安全面の配慮について考えを伺う」との質疑に対しまして、「約1年半近くにわたり本町保育所での保育を行うが、その間は可能な限りフリーで働ける保育士や保育補助員を配置するなど、安全面や児童の心理面に配慮した職員配置を行っていくことを考えている。また、本町保育所周辺の民間駐車場を追加で確保する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第80号財産の無償貸付けについてでございますが、本件では、「平成31年度から当該施設を無償貸与しているが、事業内容、利用状況を伺う」との質疑に対しまして、「現在、社会福祉法人美和福祉会が旧松ヶ原小学校において行っている事業内容や利用状況は、就労継続支援B型については、主に平日の開所で、定員10名に対し、利用率は月平

均88%である。次に、生活介護事業は主に平日の開所で、定員14名に対し、利用率は月平均91%である。また、日中一時支援事業は、定員6名に対し、利用率月平均15%であるが、平日は生活介護など別のサービスを利用されている方がおられるためである。相談支援事業では56人の方が契約されている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第75号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「産前産後期間における保険料の免除について、出産予定月での申請とのことだが、出産月での修正申告は可能か伺う」との質疑に対しまして、「出産予定月と出産月が異なる事実が判明した場合であっても届け出を行う世帯主等の負担軽減のため、保険料の再計算は行わない運用が原則であるが、出産予定月と出産月がずれることで不利益が生じる場合は、世帯主からの修正申告により再計算を行うことができる。予定月で申請される方には、修正申告が可能である旨を申請時に説明するとともに、チラシ等により周知を図る予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第81号市道路線の認定についてでございますが、本件では、「市道に認定する理由及び今後の管理について、和木町とどのような協議を行っているか伺う」との質疑に対しまして、「市道認定しようとする橋は、完成してから約30年経過している。現在、市道橋において実施している橋梁長寿命化事業と同様、特定財源を利用して詳細な点検調査を実施し、道路法の道路として適正な維持管理を行うために、市道路線として新たに認定する。和木町とは、これまでと同様に協定書に基づき管理を行う。今後、橋梁点検の実施や点検による補修工事が必要な場合には、大竹市で施工し、和木町には半分の負担金を出していただく形で行うことを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第83号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を一括採決いたします。

本12件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本12件は、原案のとおり可決されました。

議場換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分を予定といたします。

~~~~~○~~~~~

10時56分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 令和5年陳情第3号 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情

○議長（北地範久） 日程第32、令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                       | 審査の結果 | 付託年月日  |
|---------------|---------------------------|-------|--------|
| 令和5年<br>陳情第3号 | 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情 | 不 採 択 | 5.12.1 |

令和5年12月5日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました陳情につきまして、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過等の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情でございます。本件は、大井渉氏から提出された陳情で、陳情項目として、

1. 地籍調査後に消えた西国街道を調査事実に基づき、公図上にも復活すること。

2. 憲法84条の精神の下、土地に対する固定資産税は地方税法に従い、法務局の公図など明確に存在が認められたものに課税し、法的根拠がないと表示している地番図に記載されている土地は、それをもって土地の存在の根拠とはならない。土地の存否など立証責任は市にあるから、別途存在が確認されない限り課税は保留すること。

3. 平成10年の開発公社による小方2丁目1304番1の買収について、済んでいない隣地との境界確定を早急に行い、市が動かした土地の説明を行うこと。

4. 嘱託登記で、当時、市が法務局に提出した境界確認が完了したとする書類を開示すること。

を求めて陳情をされたものでございます。

委員会におきまして、本件に関する現状等や考え方について執行部に伺ったところ、「まず、陳情項目3番の小方2丁目1304番1の土地は、一部を市道用地として市が平成9年11月に買収し、残地部分は土地開発公社が平成10年2月に買収している。用地買収に当たっては、当該地の所有者、隣接所有者等による境界立会を行った上で、地積測量図を作成し、売買契約を締結している。この売買契約に基づき、平成10年3月、法務局に対し、分筆登記を嘱託し、登記処理を行った。陳情項目4番については、境界立会した者が押印した境界確認書について、陳情者から令和3年5月に開示請求がなされているが、当該文書が存在しないため、同年6月には開示できない旨の通知を行っている。陳情項目1番の西国街道を調査事実に基づき、公図上に復活することとあるが、市としては、里道が存在

するということは認識しており、陳情者を含む関係者と継続的に協議を行っている。また、陳情項目2番については、本市で過去に実施した地籍調査において、精度が低い場所が散見され、法務局に備えられた公図と現況が相違している状況が見受けられることから、固定資産税の評価を正確に行うため、地方税法第380条第3項に従って、条例の定めるところにより、現況に即した土地の評価資料として作成した地番図を用いて課税を行っている。この課税手法は、大竹市独自の手法ではなく、過去に開催された固定資産評価審査委員会や、広島県行政不服審査会でもその正否が諮られ、課税方法は妥当であるとされている。また、その答申内容を県の税務課市町税政グループに確認してもらい、見解を問うたところ、公図が不正確な地番と判断できる場合には、課税図をその代替品として評価基準にし、課税しても問題はないとの回答を得ている」というものでした。

委員から、「陳情者と今までどのような協議を行ったか。また、今後どのような協議を行うのか伺う」との質疑に対しまして、「里道が存在するという認識のもと、陳情者及び近隣の方と境界立会を改めて行い、公図上に里道を表示する方法について、対面、電話等で話し合いをしている。今後、境界等で合意ができれば、公図に道を表示したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、取り扱い等について意見を求めたところ、意見はございませんでした。

意見を終結し、討論に入ったところ、不採択の立場で、「行政側も認めるところは認めているし、協議を行っているので、これ以上、議会が介入する意味がないと考え、不採択とすべきである」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、令和5年陳情第3号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。なお、委員長の報告にかかわらず、本陳情を採択することに対して、賛成、反対の討論としてください。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） 令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、税に関しては、総務省所管の法律である地方税法、市税条例と附則21号などの解釈や見解を議会に問う内容です。条例ですから、大竹市議会で議決され制定されたもので、執行部の解釈で課税ができるのか、議会は問われているのです。議員、議会で解釈、判断が違うことはあり得ません。賦課に関して、どちらでもよいことではないのです。

過去の4回の一般質問や、12月5日開催の生活環境委員会での執行部担当部局の見解は、

地方税法第380条第3項により、地番図を作成し課税できるとのことでした。確かに条文には、市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならないと明記されています。この条文を基に、地番図を作成する権限が市民税務課には与えられているという主張です。地番図作成に法解釈の誤りはないと思います。問題は、地籍図等や評価に関して必要な資料を備えて、逐次これを整えなければならない。この法解釈を、職員で土地を動かし、地番をつけることができる。その裁量権があると間違えた解釈をしたのです。

ほかの市町の地番図をインターネットで調べました。地番図では課税できないのです。参考図として備えつけるだけの図面です。大阪市や前橋市など全国の自治体で、地番図、地番参考図等の注釈には、次のように記載しています。この図面は地方税法第380条第3項に基づき、地番の配置を示すために作成した固定資産地籍図であり、求積及び権利関係の確認の根拠となるものではありません。法務局の公図を基に隣接する複数の公図をつなぎ合わせ、現況に合わせて調節したため、土地によって、公図とも現況とも形状が異なることがあります。土地の位置、境界、形状等を市が証明するものではありませんので、地権者間の権利関係の確認、境界確認等や求積等のため、より正確な内容を知りたい場合は、法務局で確認してくださいと記載されておりますので、ほかの市町と本市の地番図の違いは明らかでございます。

他市の地番図には権利関係の根拠はない。法務局の公図を基に作成、土地の位置、境界、形状等を市が証明するものではない。正確な内容を知りたい場合は、法務局で確認などと記載されています。なぜ、ほかの市町村は地番図で課税しないのか。それは立証できないからです。生活環境委員会で担当課長から、固定資産税実務提要の解説は間違いないと指摘がありましたので、同様の質問の2つのうちの1つを朗読いたします。

存在の確認されない土地に対する固定資産税の賦課について、質問でございます。登記簿及び土地課税台帳には宅地として登記されているが、現場は道路その他の構築物のため、その存在が確認できない。したがって、公売処分も不可能であるため、過去数年の滞納税については、土地調査士の意見を付して、執行停止処分に付している。このような土地についても、なお、課税台帳主義により継続して課税しなければならないか。なお、土地所有名義人は存在確認の訴えを起しているが、立証の方法が難しいため、停滞中である。との今の質問に対し、答えは、登記簿及び土地課税台帳に登記または登録されている土地が、賦課期日、現在において、事実上存在しないものであれば、固定資産税を課税できないものである。なお、市町村長は地方税法第381条第7項の規定により、登記簿に登記されている事項が事実と相違するために、課税上、支障があると認める場合には、当該土地の所有地を管轄する登記所に登記されている事項の修正、その他の措置を取るべきことを申し出ることができるので、念のため、との記載です。

また、固定資産税逐条解説や要説等に、国土調査法によって地籍調査が完了した地域にあっては、この新しい調査結果を地籍図とすると記載されています。

大竹市は調査の精度が悪いと言われていますが、完了しているので、この調査結果を地

籍図としなければなりません。地籍図を訂正するには地方税法第381条第7項で行わなければなりません。規則では地積測量図との記載があります。この図面は、境界立会し、双方が認めた境界確認書に署名、押印した地図を言うのです。本市の地番図は所有者や隣接地所有者との境界確認、同意など何もありません。

国土調査は、地籍簿、後に認証されて登記簿、そして、地籍図の双方を作成する事業です。国土調査法第25条、国土調査を実施するものは、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者、その他の利害関係人、またはこれらの者の代理人を現地に立ち合わせることができる。国土調査の実施主体者である大竹市は、法律のとおり、土地所有者、その他利害関係人に現地で立会させることができるのです。

地番図は職員の主観、推測で決められた土地で、立証できない図面です。令和元年にこの周辺の土地で、小方2丁目1302番地の場所が間違っていると申し出をしたが、この当時の土木課と市民税務課は間違っていないと、1年にわたり協議して、最終的に土木課が法務局の登記官と話し、場所、地番、地籍の間違いを指摘されて、地方税法第380条第7項で修正を行っています。市民税務課で令和元年と令和3年の地番図を見たら一目瞭然でございます。面積がはみ出る土地もある地番図で、課税台帳を作成しているからです。

次に、国土調査法や大竹市公有財産管理規則等における公図についても申し添えておきます。

国土調査法第21条第2項及び準則第6条では、地籍調査の関係書類を保存しなければならないと明示していますが、本市は規則等を制定していなく、登記申請書類も不存在で、法に抵触しています。これらの関係書類が現存すれば、今日、検証することで明らかになった土地もあると思います。このような法的ミスをしないうように求めます。

また、1304番内の土地についても、市公有財産管理規則には、物件を所有するときは物件の境界及び現況を調査確認し、実地において、双方確認の上、これを受領しなければならない。当該土地とこれに隣接する土地との境界を明らかにしておくため、境界線上の重要な箇所に境界標を設置しておくものとする。財産の取得に関する証拠書類のうち、登記関係書類、その他これらに準ずる重要な書類は永久保存すると明示されております。

生活環境委員会では、執行部は公図上の1304番地前の水路との表示ですが、市は里道であると認めるとの回答です。法務局へ地図訂正の登記申請をし、公図上に里道を表示されて初めて効力が発生します。境界確認を行った書類も不存在です。地図等の訂正を早急にされることを望みます。

この陳情で一番大切なことは立証責任です。最高裁は、課税客体である所得の存在及び金額について決定庁が立証責任を負うことは言うまでもないとしております。土地や家屋も同じです。陳情書の資料6の4ページに記載されております。立証とは、証拠を示して、事実を証明することです。執行部からの立証責任は果たされていませんので、賛成の立場で討論いたします。

終わります。

○議長（北地範久）　続きまして、4番、山代英資議員。

○4番（山代英資）　この陳情について、反対の立場で討論させていただきます。



先ほど細川委員長の報告と重複する部分があるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

まず、陳情書の件名にもなっている西国街道についてですが、ルートには諸説あり、現段階において確定には至っておりません。今後、引き続きの調査、研究が行われるものとし、ここでは一旦置いておきます。

1 項目の陳情者が西国街道であると認識している里道については、大竹市側も存在を認めており、今後、協議の上、公図上に表示できるようにしていくとの回答でした。

2 項目の固定資産税の課税手法についてですが、こちらについても大竹市独自のものではなく、地方税法に従い、地番図を用いることは、県の見解でも固定資産評価審査委員会等でも妥当であるとの確認はとれております。

3 項目の境界立会についても、大竹市側には過去の立会に基づいて、再度、立会を行う準備があること。また、市が動かしたとの部分の文言の真意は分かりかねますけれども、説明については再三行ったと、前回の委員会でも説明があったと思います。

また、4 項目の書類の開示についても、大竹市側からは既に令和3年6月、提出書類が存在しない旨の説明を行っております。

以上の理由から、大竹市側の対応として、今後も前向きに協議を行うという姿勢が見えることから、市議会にて、これ以上、議論する必要はないと判断いたします。

以上です。

○議長（北地範久） 続いて、13番、日域 究議員。

○13番（日域 究） 今回の陳情ですけども、いろんな要素がいっぱい書いてありまして、もう解決間近のものもあれば、今さら言っても、今後は気をつけますと、それ以上言えないこともありますから、唯一残っているのは固定資産税のことだと思いますけども、私、文章を書いてきましたけど、これ、読むのをやめたいと思います。

実は、今の委員長報告にありましたけど、県の市町税政グループが言ったって言うじゃないですか。私、火曜日っていったら、いつか、2日前か。税政グループ行きました。大竹市がそんなこと言ったかって言ったら、黙っているんですよ。だから、この問題がいよいよ県も巻き込んだかなという気がしますが、もともとはそれは公図のその国土調査のやり方が不備があったというところからスタートした話であって、それは今回、再度国土調査するんですから、大きく見れば、何とかなるんじゃないのという見方もあります。それはそれだと思います。

ただ、課税というのは毎年毎年のことですから、国土調査がすぐ済むわけではありませんしね。ほんで、国土調査が済んだからといって、ほんじゃ去年払った税金どうなんやって、もし、そんなことを言う人がいたら、やっぱりそこで困りますよね。そもそもが、私、一般質問で今回言ったような気がしますが、昭和25年から固定資産税の課税を始めて、その後で国土調査をやった公図をつくったわけですけども、つくって見たら差異があったんだと思いますよ。それで、かといって課税手法を変えるわけにもいかないから、今のようものができたんでしょうけども、やっぱり公図と課税図がずれているというのは、あれじゃないですか。あまり言いたくはないですよ。それで、私、本当偶然にその場にい

たんで、何回も言って申し訳ないですけども、平成24年11月27日、油見地区懇談会。もちろん市長はおられましたけど、ひょっとしたら北地議長もその場におられたんじゃないかと思えますけども、そこである方が、大竹市は公図がいっぱい間違うと。ほんで、あの頃は地番図って言わずに課税図って言ってたかもしれませんが、課税図のコピーはしてくれん。われらはどうやって商売したらいいんやって。そういうお仕事の方がおっしゃったんですよ。それで、市長が何とかしようって、私、その場にいましたから、よく覚えてるんですけども。それまでは、この課税図は門外不出というか、当事者には見せるんでしょうけども、コピーはしてくれないんですよ。私も昔、県に出す書類に公図を出すことがあって、そのときに公図が間違ってるわけですから、公図出したんじゃない説明にならないわけですね。ほんで、市民税務課でこの図面の紙をもらって、上に写し紙ですよ。トレーシングペーパーを置いて、自分で物差しと消しゴムと鉛筆で書くんですけども、うまくできないじゃないですか。こんなんでいいのかなと思ながら、釈明文もつけて県に出しましたけど、それは一応オーケーでしたけど。そういうのがあって、その方がその場でそんなことおっしゃったんでしょう。それは不動産業何かやってる場合に、登記簿と公図というのは、人間でいえば、写真つきの証明書と住民票を見せろというようなものですから、住民票ないんですけど、戸籍ないんですけどって言ったんじゃ、本人確認できませんよね。そのことから、この課税図というものが手軽に手数料払ったら見られるようになって、正直なところ、ものすごく便利です。法務局まで行かなくていいし、それから安いし、それはすごく正確ですからね。どちらかといえば。公図よりはるかに正確な面がありますから、非常に便利なんですけども、でも、それで課税するのはどうかなというのは正直あるんですよ。ただ、大地主は知りませんが、そんな大きい土地、間違いないでしょうから、分かりませんが。実際、金額的には大したことじゃないんで、皆さん受け入れてますけども、ただ、こういうふうに改めて言われたら面白くないんで、これ私、この陳情には一応、理屈あるわけですよ。ただ、どうせい、こいせいじゃなくて、皆さん、本当のところはよく御存じない方も多と思いますんで、これ採択はしたほうがいいと思いますけども、ぜひ、勉強会をしたいと。知識がないので議論できないんですよ。さっきの県の市町税政グループの方も、この前、私、本当に会って話しましたからね。もちろん、その人が初めてじゃないですよ。私、知った人ですけど。でも、何にも言わないです。難しそうな顔してました。だから改めて、県の人だと言いくいんですよ。正しかったら、それはそうですよ、こうですよって言うはずじゃないですか。言わないってことは、ここに問題があることをちゃんと示してるわけですから。でも、あまりこれ以上、言いませんけども、ぜひ、私は採択してほしいと思いますけども、仮に採択されなくても、何が変わるかって、そう変わりはないと思います。問題は、せめて我々ちゃんとジャッジできて、そして、穏やかに正しい方向に行くように、皆さんで考えませんか。議会として、ものすごいやりがいのある仕事だと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（北地範久） 賛成の討論ということで。

続きまして、7番、末広天佑議員。

○7番(末広天佑) 本陳情について反対の立場で討論させていただきます。

ほぼほぼ山代議員の内容とかぶりますが、そこまで長くならないので、読み上げさせていただきます。

本陳情において、西国街道の有無については、以前、外部機関の調査においても場所がはっきりしたものが出ておらず、結論を出すことができないため、引き続きの調査が必要です。ただ、公図に反映させるのはまた別の話であり、個人の資産も絡むため、議会で論じるべきものではないと考えます。

そのほかの項目については、固定資産税の徴収方法についても県と見解が一致しており、問題ないと回答されています。執行部側も一部の資料の管理が不適切であったとは説明しており、今後、改善するとまで言及されています。境界の曖昧な部分についても、今後の調査や協議については前向きに動いておられます。御納得いただけないところはしっかりここで協議していただくのが解決の一番の方法だと考えます。

よって、これ以上の議会での議論、判断の余地はないと考えます。

以上です

○議長(北地範久) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、令和5年陳情第3号を採決いたします。

この際、念のため御説明いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。ここでは、陳情第3号を採択すべきかどうかをお諮りすることになります。採決に当たっては、本陳情を採択すべきとする議員の起立を求めます。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(北地範久) 起立少数と認めます。

よって、本件は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第89号 議会の委任による市長の専決事項の指定について

○議長(北地範久) 日程第33、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

[議会運営委員長 西村一啓議員 登壇]

○議会運営委員長(西村一啓) 提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の委任による市長の専決事項の指定についての一部

を改正しようとするものでございます。具体的には、第2項の法第243条の2の2第8項を、法第243条の2の8第8項へと改めるものでございます。なお、改正後の指定については、附則において、令和6年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第89号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第34 議案第90号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第34、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員の給与改正等を実施するほか、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようにするものでございます。

第1条は、本市の一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

第2条は、令和6年4月1日から、一定の要件を満たす全ての会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、附則第1項ですが、この条例の施行日についての規定でございます。

附則第2項は、フルタイム会計年度任用職員について、給料表に関する改正規定を令和5年4月1日に遡って適用することとしたものです。

附則第3項は、フルタイム会計年度任用職員について、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

附則第4項及び第5項は、会計年度任用職員の給料表の改定に伴う令和6年1月から3月までの間の給与の調整について規定したものでございます。

最後に、附則第6項ですが、本条例の改正により、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について条項の修正が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第37〔一括上程〕

議案第91号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第92号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第35、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から日程第37、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）に至る3件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第91号から議案第93号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、9ページからの議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける住民税非課税

世帯を支援する事業を追加するほか、先ほど御提案申し上げた、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）による会計年度任用職員の人件費を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ2億5,829万9,000円を追加し、予算総額を176億953万9,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、16ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、会計年度任用職員の給料、報酬及び職員手当をまとめまして、837万8,000円を計上しております。それぞれ調整の上、各費目に計上させていただいていただいておりますので、以下では、この部分について御説明を省略させていただきます。

第3款民生費は、国の令和5年度補正予算（第1号）に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、住民税非課税世帯に対し、一世帯当たり7万円の物価高騰対策給付金を支給するための経費を2億4,958万5,000円計上するほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰入金をあわせて33万6,000円計上するものでございます。

次に、15ページの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2億4,958万5,000円計上するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

以上が、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、29ページからの議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ19万3,000円を追加し、予算総額を29億5,755万7,000円にするものでございます。内容といたしましては、第1款総務費及び第5款保健事業費につきまして、会計年度任用職員報酬をあわせて15万2,000円計上するほか、第6款基金積立金につきまして、決算見込みにあわせて財政調整基金積立金を4万1,000円計上するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにあわせて財政調整基金預金利子及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、39ページからの議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ36万1,000円を追加し、予算総額を29億347万9,000円にするものでございます。内容といたしましては、第1款総務費及び第3款地域支援事業費につきまして、会計年度任用職員報酬をあわせて18万4,000円計上するほか、第5款基金積立金につきまして、決算見込みにあわせて介護給付費準備基金積立金を17万7,000円計上するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにあわせて介護給付費準備基金預金利子及び一般会計

繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第91号から議案第93号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第91号は、総務文教委員会に、議案第92号及び議案第93号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

御通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため、13時から総務文教委員会、その終了後、生活環境委員会の順でそれぞれ開催いたします。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時48分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第90号から議案第93号に至る4件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1～追加日程第2

議案第90号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第91号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（北地範久） 追加日程第1、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び追加日程第2、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本2件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年12月14日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                  | 審査の結果 |
|--------|-------------------------------------|-------|
| 議案第90号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第91号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）               | 原案可決  |

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとしております。

続きまして、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、まず、「内閣府地方創生推進室から自治体に通知された物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについての内容について伺う」との質疑に対しまして、「物価高騰対策給付金として、市町村が低所得者世帯に支給する7万円上限という給付金については、差押の禁止及び非課税の対象となるという内容である」との答弁がございました。

次に、「内閣府地方創生推進室からの通知の中で、低所得者世帯等への周知について記載されているが、周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「周知方法としては、市広報1月号と市ホームページに掲載する予定である。また、対象者には確認書を送付し、申告していただき、受理した順番に給付する予定である。確認書を送付する際には、今回の物価高騰対策給付金の内容や手続等を記載したチラシを同封する。対象者の漏れがないように、市広報等でお知らせをする予定だが、未申告者には、再度、対象者である可能性がある旨の通知をする予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。



○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、一括討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。  
本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3～追加日程第4

議案第92号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 追加日程第3、議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び追加日程第4、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本2件に関し、報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年12月14日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第92号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決  |
| 議案第93号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）   | 原案可決  |

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本件では、「基金の金利の動きについて伺う」との質疑に対しまして、「基金については、定期預金をする際に市が借入れをしている金融機関から利率の見積もりを徴収し、一番利率が高いところへ定期預金をしている。見積もりを取った際の利率については、預金する金額や期間、また、市場の金利動向や金融機関の経営戦略などさまざまな要因があり、店頭価格とは必ずしも一致していない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第38 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第38、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、配布いたしましたとおりに派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には、御提案申しあげました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただき、いずれの案件につきましても原案のとおり議決を賜りましたことに、心より御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、しっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期を迎えますが、議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分に御留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

15時25分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 豊 川 和 也

大竹市議会議員 山 代 英 資

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和5年第5回(12月)定例会  
令和6年3月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522